

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団

シンボルマーク



3つの形は「人」を表しています。

3人の「人」が、寄り添い、暖かく包み込むようすをかたどり、協力と調和、互いに支え合うことを表現し、同時に、未来へのはばたきも表しています。

基調の緑は、やさしさと柔らかさ、自然の豊かさをイメージしています。

スローガン

『あなたの笑顔、みんなのしあわせ』

平成 17 年 7 月 21 日制定

平成 28 年 3 月 24 日改訂

経営理念

私たちは、
だれもがその人らしい生活が送れ、
ともに支えあう、豊かな社会づくりに貢献します。

経営基本方針

平成 17 年 7 月 21 日制定

平成 28 年 3 月 24 日改訂

経営理念を実現するため、次のことを実践します。

1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。

だれもが人として尊重され、その人らしい主体的な生活が送れるよう努めます。そして、地域の中で安心して暮らし続けられるよう支援します。

2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。

地域と共に生きることを目指し、住民相互の交流を促進します。また、ネットワークを活用し、地域の福祉力の向上に貢献します。

3 期待されるサービスを追求します。

ニーズに沿ったサービスの提供に努めるとともに、地域のセーフティネットとしての機能を果たします。また、時代を捉えた新たなサービスの創造に努めます。

4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。

専門的な知識・技術に加えて、高い倫理観、深い人間観を持った職員を育成します。また、福祉人材の育成を積極的に支援します。

5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。

社会規範・法令の遵守、経営の公開性・透明性の確保に努めます。また、経営の安定化・持続化を図るとともに、効果的・効率的な経営を促進し、自立性を高めます。

はじめに

本事業計画書は、さいたま市社会福祉事業団が適正な運営と経営理念の実現のために、各施設を中心とした部門別（107か所183事業（指定管理施設数129）で構成した、令和3年度の計画である。

指定管理者としての受託期間が2～3年目であることなどから、原則として前年度からの方針を継続しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が残るなか、イベント内容変更の可能性、感染症対策等を考慮し、事業計画を作成した。

今後策定が必須となる事業継続計画（以下「BCP」という。）については、昨年度5つの施設で策定したので、残りの施設も順次BCPに着手していく。勤怠管理・人事管理システムについては、昨年度試行のみに終わったことから、今年度は課題をひとつずつクリアし、現在のシステムと併用しながら導入を進める。また、自主運営施設について「施設建替プロジェクト」が中心となり、建替えを含む今後の事業等に関して具体的な内容を決定する。

中長期計画については、「経営基本計画（10か年計画）」の見直しに加え、「後期経営実施計画（5か年計画）」及び「後期施設取組計画（5か年計画）」の開始年度であり、5年後を見据えた計画を9月までに策定し、10月からの計画開始とする。

継続的課題である将来的な施設運営、人材育成、収支バランスの是正等については、経営戦略会議を中心に速やかに進めていくこととする。

令和3年度は、当事業団設立20年の節目の年度となる。現時点でイベント開催は予定していないが、社会の状況等を見極め、企画していく。

目 次

I	事業団全体としての取組	P 1
II	部門別	P 3
	さいたま市社会福祉事業団施設一覧表	P 3
[1]	事業団事務局	P 8
[2]	介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ	P11
[3]	老人福祉センター	P18
[4]	槻寿苑デイサービスセンター・槻寿苑居宅介護支援事業所	P25
[5]	老人憩いの家	P29
[6]	大崎むつみの里	P34
[7]	障害者福祉施設春光園	P42
[8]	槻の木	P48
[9]	槻の木第 1 やまぶき	P53
[10]	日進職業センター	P57
[11]	かやの木	P62
[12]	障害者福祉施設みのり園	P65
[13]	大砂土障害者デイサービスセンター	P70
[14]	みずき園	P74
[15]	さくら草学園	P78
[16]	杉の子園	P82
[17]	療育センターさくら草	P87
[18]	はるの園	P91
[19]	母子生活支援施設けやき荘	P96
[20]	児童センター	P100
[21]	放課後児童クラブ	P112
[22]	大宮ふれあい福祉センター	P116

I 事業団全体としての取組

さいたま市が継続して作成している「さいたま市外郭団体の更なる健全運営に関する指針（令和３年度～令和６年度）」（以下「指針」という。）では、外郭団体の改革の必要性、改革の成果、今後の課題、課題を踏まえた取組方針、方針に基づく取組に加え、各団体の重点取組目標が位置付けられている。

令和３年度の「事業団全体としての取組」については、指針における当事業団の重点取組目標に合わせて作成した。

1	取組の視点	財務内容の改善	
重点取組 目標	令和３年度 ～令和６年度	目標	自主財源の確保
		内容	利用者ニーズにあったサービス提供が継続できるよう、自主財源を確保するための具体的改善策を講じて、収入増を図る。
	令和３年度指標		自主財源確保が可能な事業（障害・介護）の、前年度収入比較（２％増）

2	取組の視点	効率的・効果的な事業運営	
重点取組 目標	令和３年度 ～令和６年度	目標	コスト削減など経営効率化の推進
		内容	- 経費削減に向け、業務委託について現状の委託内容及び仕様の見直しを図るとともに、一部業務を委託から職員による業務処理への移行を図る。 - 令和３年度からの事業団後期経営実施計画に基づき、経営効率化に向けた手法としてICTの活用を検討する。
	令和３年度指標		① 業務委託費の削減（500万円削減） ② 経営効率化に向けたICTの活用を検討するため、本年度は導入に向けた調査を実施し、効率化が可能な業務の抽出、導入ソフト等の選定を行う。

3	取組の視点	市民サービスの更なる向上		
重点取組 目標	令和3年度 ～令和6年度	目標	人材の確保・育成	
		内容	利用者サービスの向上を図るため、高齢、障害、児童の各分野の職員から構成するサービス向上担当者会議において、利用者アンケートや施設サービス自己評価等とともに、サービス向上研修を実施している。サービス向上研修を行うことにより、職員同士がグループセッション等をとおして人財力（職員能力）を向上させ、施設種別ごとの課題や地域での課題を共有し、解決することを目指す。	
	令和3年度指標		① 年1回開催のサービス向上研修に、各施設1名以上の職員が参加する。 ② サービス向上研修を基に、各施設での取り組むべき課題を抽出し、次年度の向上研修に反映させる。（全体で1項目以上）	

4	取組の視点	その他業務運営に関する重要事項		
重点取組 目標	令和3年度 ～令和6年度	目標	自主経営施設建替えに伴う事業の展開	
		内容	さいたま市から譲渡され、平成27年4月から自主経営を行っている障害者支援施設（かやの木）について、建替えを前提に事業内容を検討し、令和6年度の開設を目指す。事業の内容に関しては、現在利用している利用者のサービス向上と併せて、市民のニーズに応えられるよう新たな事業展開を図る。	
	令和3年度指標		① 建替え後の施設における実施事業を決定する。 ② 開設までのスケジュールを決定する。	

Ⅱ 部門別

さいたま市社会福祉事業団施設一覧表

施設名			種別	定員	事業開始年月日
グリーンヒル うらわ	きんもくせい		介護老人保健施設	100 人	平成 5 年 5 月 10 日 (予防：平成17年4月1日)
			(予防)短期入所療養介護		
			(予防)通所リハビリテーション	20 人	
			(予防)訪問リハビリテーション	—	
			医療型短期入所（障害福祉サービス）	—	
	ぎんもくせい		軽費老人ホーム (ケアハウス)	100 人	平成 5 年 10 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日 平成 5 年 10 月 1 日
	デイサービスセンター		通所介護	20 人	
			介護予防通所介護サービス		
			交流型通所サービス	3 人	
	在宅介護支援センター		老人介護支援センター	—	
			居宅介護支援	—	
春光園	けやき		生活介護	77 人	平成18年10月1日 平成27年4月1日 平成18年10月1日 平成28年12月1日
			自立訓練(生活訓練)	10 人	
			特定相談・障害児相談支援	—	
			宅配食事	—	
			生計困難者に対する相談支援事業	—	
	うえみず		生活介護	20 人	平成19年4月1日
			特定相談・障害児相談支援	—	平成27年4月1日
大崎むつみの 里	第1事業所	かがやき	生活介護	70 人	平成18年10月1日
		こもれび	自立訓練(機能訓練)	20 人	平成19年4月1日
		きらめき	自立訓練(生活訓練)		
		はばたき	就労移行支援	15 人	平成27年4月1日
		大崎実習センター	就労継続支援B型	55 人	
			特定相談・障害児相談支援	—	
	第2事業所	大崎児童学園（児童 発達支援センター）	児童発達支援	30 人	平成18年10月1日
			保育所等訪問支援	—	平成25年4月1日
			障害児相談・特定相談支援	—	
	障害者生活支援センター	緑区障害者生活支援 センターむつみ	地域生活支援	—	平成18年10月1日
			特定相談・障害児相談支援	—	
			一般相談支援	—	
		浦和区障害者生活支 援センターむつみ	地域生活支援	—	平成20年12月1日
			特定相談・障害児相談支援	—	
			一般相談支援	—	
	むつみホーム大間木		共同生活援助	10 人	平成28年12月1日
			短期入所事業	—	平成30年5月1日

施設名		種別	定員	事業開始年月日
さくら草学園	児童発達支援センター	児童発達支援	30 人	昭和58年 4 月 1 日
		保育所等訪問支援	—	平成25年 4 月 1 日
		障害児相談・特定相談支援	—	
槻の木	槻の木	生活介護	50 人	平成19年 4 月 1 日
		特定相談・障害児相談支援	—	平成27年 4 月 1 日
	第2やまぶき	就労移行支援	6 人	平成19年 4 月 1 日
		就労継続支援B型	10 人	
槻の木第1やまぶき		就労移行支援	6 人	平成19年 4 月 1 日
		就労継続支援B型	16 人	
		特定相談・障害児相談支援	—	平成27年 4 月 1 日
日進職業センター		就労移行支援	15 人	平成19年 4 月 1 日
		就労継続支援B型	25 人	
かやの木		生活介護	10 人	平成19年 4 月 1 日
		就労継続支援B型	10 人	
大砂土障害者デイサービスセンター		生活介護	14 人	平成18年10月 1 日
		自立訓練(機能訓練)	6 人	
		特定相談・障害児相談支援	—	平成27年 4 月 1 日
杉の子園		児童発達支援	30 人	平成19年 4 月 1 日
		保育所等訪問支援	—	平成26年 4 月 1 日
		障害児相談・特定相談支援	—	平成26年 9 月 1 日
はるの園	児童発達支援センター	児童発達支援	30 人	平成23年 4 月 1 日
		保育所等訪問支援	—	平成25年 4 月 1 日
		障害児相談・特定相談支援	—	
みのり園	障害者福祉施設	身体障害者福祉センター	—	昭和58年 4 月 1 日
	放課後デイサービスみのり	放課後等デイサービス	10 人	平成22年 5 月 1 日
みずき園		生活介護	26 人	平成22年 4 月 1 日
		特定相談・障害児相談支援	—	平成27年 4 月 1 日
療育センター さくら草	すみれ園(医療型児童発達支援センター)	医療型児童発達支援	30 人	平成19年 4 月 1 日
	たんぽぽ園(児童発達支援センター)	児童発達支援	30 人	
		保育所等訪問支援	—	平成26年 4 月 1 日
		障害児相談・特定相談支援	—	平成25年 4 月 1 日
和楽荘		老人福祉センター	—	平成11年 4 月 1 日
いこい荘		老人福祉センター	—	平成14年 4 月 1 日
寿楽荘		老人福祉センター	—	平成11年 4 月 1 日
東楽園		老人福祉センター	—	昭和59年 5 月 1 日

施設名		種別	定員	事業開始年月日
あずま荘		老人福祉センター	—	昭和58年4月1日
しもか荘		老人福祉センター	—	平成5年7月1日
馬宮荘		老人福祉センター	—	平成14年5月7日
仲本荘		老人福祉センター	—	平成23年5月1日
槻寿苑	老人福祉センター	老人福祉センター	—	平成17年4月1日
	デイサービスセンター	地域密着型通所介護	15人	平成29年4月1日
		介護予防通所介護サービス		
		交流型通所サービス	3人	
居宅介護支援事業所		居宅介護支援	—	平成17年4月1日
けやき荘		母子生活支援施設	19世帯	平成15年4月1日
三橋	児童センター	児童センター	—	昭和56年4月1日
	老人憩いの家	老人憩いの家	—	
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	40人	平成4年7月1日
	老人憩いの家分館	老人憩いの家	—	平成14年12月1日
植竹	児童センター	児童センター	—	昭和57年4月1日
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成4年7月1日
天沼	児童センター	児童センター	—	昭和59年4月1日
	老人憩いの家	老人憩いの家	—	
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成4年7月1日
宮原	児童センター	児童センター	—	昭和60年4月1日
	老人憩いの家	老人憩いの家	—	
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成4年7月1日
植水	児童センター	児童センター	—	平成2年4月1日
	老人憩いの家	老人憩いの家	—	
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成4年7月1日
本郷	児童センター	児童センター	—	平成3年4月1日
	老人憩いの家	老人憩いの家	—	
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成4年7月1日
片柳	児童センター	児童センター	—	平成4年7月1日
	老人憩いの家	老人憩いの家	—	
海老沼	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	
春野	児童センター	児童センター	—	平成6年7月16日
	老人憩いの家	老人憩いの家	—	
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	40人	平成6年7月16日
馬宮	児童センター	児童センター	—	平成14年5月7日
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成14年4月1日
文蔵	児童センター	児童センター	—	平成15年4月1日
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日

施設名		種別	定員	事業開始年月日
浦和別所	児童センター	児童センター	—	平成15年4月1日
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
与野本町	児童センター	児童センター	—	平成15年4月1日
	老人憩いの家	老人憩いの家	—	
向原児童センター		児童センター	—	平成15年4月1日
大戸	児童センター	児童センター	—	平成15年4月1日
与野南	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成16年4月1日
大久保東児童センター		児童センター	—	平成16年4月1日
岩槻児童センター		児童センター	—	平成17年4月1日
仲本児童センター		児童センター	—	平成23年5月1日
尾間木児童センター		児童センター	—	平成28年4月1日
宮前放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成4年4月1日
七里放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成4年4月1日
佐知川放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成4年4月1日
東大宮放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成7年4月1日
岸町放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	30人	平成14年4月1日
神田放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成14年4月1日
大砂土放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成15年4月1日
谷田放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
常盤放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
大谷場放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
西浦和放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	65人	平成16年4月1日
大久保東放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
三室放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
上木崎放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
中尾放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
土合放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
仲町放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
南浦和放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
沼影放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
栄和放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
辻放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	55人	平成16年4月1日
北浦和放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
木崎放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
善前放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
田島放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
原山放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
大牧放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日

施設名	種別	定員	事業開始年月日
本太放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
大門放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
新開放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
針ヶ谷放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
大東放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
大谷口放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
道祖土放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
高砂放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
大谷場東放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
浦和大里放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
与野八幡放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	40 人	平成16年 4 月 1 日
鈴谷放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
大戸放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
与野本町放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
与野西北放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
下落合放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
上落合放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
栄放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
大久保放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
中島放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50 人	平成16年 4 月 1 日
植水第二放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30 人	平成17年 4 月 1 日
城北放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	70 人	平成17年 4 月 1 日
太田放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30 人	平成17年 4 月 1 日
西原放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	70 人	平成17年 4 月 1 日
城南放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30 人	平成17年 4 月 1 日
岩槻放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30 人	平成17年 4 月 1 日
慈恩寺放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30 人	平成17年 4 月 1 日
東岩槻放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	40 人	平成17年 4 月 1 日
和土放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30 人	平成17年 4 月 1 日
徳力放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30 人	平成17年 4 月 1 日
柏崎放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30 人	平成17年 4 月 1 日
上里放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	40 人	平成17年 4 月 1 日
新和放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30 人	平成17年 4 月 1 日
東宮下放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	35 人	平成22年 4 月 1 日
野田放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	35 人	平成24年 4 月 1 日
大宮ふれあい福祉センター		—	平成27年 4 月 1 日
合計	入所	210 人	19世帯
	通所	4,032 人	

【1】事業団事務局

1 基本方針

事業団事務局は、理事会及び評議員会の運営を始め、事業団の法人業務を遂行するとともに、効率的な経営を図るため、適正な事務事業の執行にあたる。

各施設経営及び事業の実施にあたり、各担当課、各施設等との総合調整を図り、地域及び市民から信頼され求められる施設づくりを行う。

2 業務内容

＜総務課＞

法人運営の総務全般及び職員の人事、服務に関する事務処理を統括し、法人業務を処理するとともに、各種制度の適正な運用に努める。

なお、本年度は、試行段階である勤怠管理システム、及び人事管理システムの本格導入に向けた検討会議を設置し、システムの効果的な運用による事務の効率化に努める。また、人材不足の解消を目指し、複数の求人媒体の活用による人材確保に努める。

- (1) 評議員、役員に関する庶務及び評議員会、理事会の開催
- (2) 事業団諸規定の見直し（定款、諸規程、細則、要綱の制定及び改廃）
- (3) 職員採用及び人事に関する庶務並びに人事管理システムの運用
- (4) 職員の服務に関する制度の整備及び職員の給与体系の見直し
- (5) 職員相談窓口及び苦情解決制度の庶務
- (6) 職員健康管理（健康診断、ストレスチェック等）の実施
- (7) 業務の適正及び効率性を確保するための内部監査の実施
- (8) 施設長会議、各種研修会（ハラスメント防止等）及び事務説明会の実施
- (9) 社会福祉法人としての適正な運営への対応（地域公益事業等の調査、検討）
- (10) さいたま市、法務局、労働基準監督署等関係機関への各種届出及び報告

＜財務課＞

(1) 財務担当

経営基盤の強化、事業経営の透明性を確保するため、新社会福祉法人会計基準の遵守はもちろん、管理会計の手法を用い、法人全体の経営状況を把握し各施設に必要な指導を行う。

また、円滑な事務処理のため、財務事務担当者会議を必要に応じて開催する。

さらに、前年度の会計監査人意見の「無限定適正」を維持するために、ガバナンス及び財務規律の更なる強化を徹底する。また、社会福祉充実残額から社会福祉充実計画を策定する。

- ① 各施設・事業の経理データの統括（施設の月次報告の把握と事業毎の総括、必要なデータの作成・分析、予算、補正予算、決算）
- ② 財務事務担当者会議
- ③ 外部団体研修会の参加
- ④ 外部機関との連絡、調整（税務署、市役所、全事協、金融機関等）
- ⑤ 資金の管理と運用
- ⑥ 各施設の契約事務、修繕計画の統括
- ⑦ 事務局、児童センター、老人憩いの家、老人福祉センター等の経理事務

(2) 給与担当

施設との連絡、調整を徹底し、給与システムを活用した適正な支給を行うとともに、必要な人件費データの作成を行い、給与改定や税制改正等に速やかに対応する。

- ① 職員の給与、賃金、退職金の計算及び支給
- ② 外部機関への届出、連絡（年金事務所、ハローワーク、全事協、社会福祉医療機構、税務署、労働基準監督署、市役所、金融機関等）
- ③ 人件費のデータ管理と給与関係資料の作成
- ④ 諸手当の適正な支給のための実態調査
- ⑤ 職員福利厚生事業と職員互助会の統括
- ⑥ 年金受給に関する説明会の開催

<事業課>

法人の経営等に関する庶務、経営基本計画等の推進、指定管理者制度に関する手続き、大宮ふれあい福祉センターの管理・運営、各施設のサービス及び事業の実施に係る企画立案等を統括する。また、法人全体に係る研修、説明会、イベント等の企画運営及び会議の庶務を行う。

(1) 会議、委員会の庶務

経営戦略会議、経営委員会、研修委員会、危機管理委員会、サービス向上担当者的会議等

(2) 経営基本計画等の推進

前期法人・施設取組計画及び前期経営実施計画の評価並びに経営基本計画の見直し及び後期経営実施計画の策定に関する庶務を行う。また、後期法人・施設取組計画の作成に向けた説明会を実施するとともに、計画の作成、推進及び評価に関する庶務を行う。

(3) 指定管理者制度に関する手続き

さいたま市所管課との調整や協定書に関する各種申請・報告等の事務を行うとともに、指定管理者制度に関連する調査・研究を行う。

(4) 法人に係る統括、調整等（児童課所管の事務を除く。）

- ① 利用状況の把握・報告、事業計画、事業報告、行事、広報、利用者の事故対応、事業運営に係る保険等の取りまとめ
- ② 各種調査回答、情報公開、後援等

(5) 大宮ふれあい福祉センターの管理・運営

(6) 研修の推進及び実施

年間研修計画の推進、階層別研修の実施（新任施設長研修外 6 研修）、事業課主催研修の実施（感染症対策研修、職員交流研修等）、各種委員会主催研修の庶務（人権擁護・虐待防止研修、危機管理研修、サービス向上研修等）、職員実践・事例・研究発表会の実施

(7) イベントの実施・庶務

さいたま市ふれあいスポーツ大会、アート作品展「スマイル・プラス」等

(8) 事業団の自立化に関すること

既存施設の建替えや新たな社会福祉事業の実施、市有福祉施設の譲渡による自主経営等について、必要な庶務を行う。

<児童課>

事業団の児童福祉施設（児童センター・放課後児童クラブ）を統括し、効率的な経営を図るとともに事業活動の指導監督にあたる。

児童の健全育成と保護者の子育てを支援するため、職員の専門性の向上やサービスの向上等を

図っていく。

(1) 児童福祉施設各施設の総括的管理

利用状況の把握・報告、各種調査回答、保険、広報、利用者事故報告等

(2) 放課後児童クラブの事業運営

事業計画・報告、各種マニュアルの管理、利用者アンケート・自己評価の実施、苦情処理等

(3) 研修の実施

児童センター・放課後児童クラブ職員向け研修

(4) 各種会議等の開催

事業責任者会議、クラブ長及びクラブリーダー会議、放課後児童クラブブロック別連絡会議、
放課後児童クラブ専門研究部会

(5) 放課後児童クラブの人事管理

人事（職員採用、人事異動事務等）

(6) 単独型放課後児童クラブの庶務・財務管理

① 庶務（勤務報告、文書管理・ファイリング、建物設備の修繕等）

② 財務（予算・補正予算作成、決算報告、備品管理、業務委託事務、業者支払い、おやつ代監
査等）

(7) 各施設の小破修繕について実施、又は施設で実施するための指示、助言

① 各施設からの修繕（修理）依頼書の受付

② 各施設の設備や備品の修理（修繕）の実施又は助言

【2】介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

(1) 介護老人保健施設きんもくせい

① 介護保険事業（施設入所・短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション）

② 障害福祉サービス事業（医療型短期入所）

(2) ケアハウスぎんもくせい（軽費老人ホーム）

(3) グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター（通所介護、介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス）

(4) グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター

2 自主事業

(1) 居宅介護支援事業（グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター）

3 施設の基本理念

<共通>

基本理念	利用者とその家族、地域住民が家庭を中心に幸せな生活が営めるように支援します。
基本方針	利用者・家族の意思や人格を尊重したサービスの提供を行います。
	複合施設による総合的かつ多機能なケアサービスの提供を行います。
	地域に貢献できる施設サービスの提供を行います。

<介護老人保健施設きんもくせい>

基本理念	高齢者一人ひとりが個性豊かに生き生きと過ごせるよう自立を尊重し、家庭への復帰を支援します。
	明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した温かな出会いとふれあいの場とします。
	高齢者を支える連携のネットワークの核としての機能を備えます。
基本方針	施設サービス計画に基づき、ケアアセスメントや評価を実施し個別ケアを充実させます。
	利用者の生活機能向上のため、積極的にリハビリを行い体力や基本動作能力の維持向上に努めます。
	「利用者の声」や「苦情」を真摯に受け止め、多様なニーズに対応できる施設づくりを行います。
	利用者と職員の安全を守ります。
	研修生、実習生、ボランティアを受け入れ、指導を通して自己成長を図ります。
	在宅支援等を通し、地域社会へ貢献し地域活性化の一翼を担います。

<ケアハウスぎんもくせい>

基本理念	利用者様一人ひとりが個性豊かにいきいきと過ごせるよう、その自立を尊重し、介護予防に資することに努めます。
基本方針	利用者との関わりを大切にするなかで、心身の状況や生活環境の変化を的確に把握します。
	把握した利用者の変化を職員間で共有し、より良い「生活の場」について利用者、家族へ提案します。
基本方針	複合施設であるグリーンヒルうらわの各事業所と連携をとり、一体的・総合的な支援に努めます。
	地域の居宅介護支援事業所、介護保険施設、医療機関、行政との連携を密接に図り、将来の生活に対する不安や悩みに真摯に対応します。

＜グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター＞

基本理念	利用者、家族の意思や人格を尊重したサービスの提供
	複合施設であることを生かした多機能面にわたる総合的サービス
基本方針	利用者がいつも安心して通所ができる施設づくりを行います。
	看護師による健康管理のもと、生活機能の向上及び維持に努めます。
	常に利用者の声を大事にし、苦情にも真摯に対応します。

＜グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター＞

基本理念	国やさいたま市が進める日常生活圏域における、介護・医療連携・生活支援・住まい・介護予防の視点を基礎として、支えあいネットワークづくりを進めます。
基本方針	介護に関する総合相談窓口として機能します。
	地域で暮らす高齢者の生活を支えるため、地域の関係機関等と多職種連携を図ります。
	地域の活動につなげられる相談支援を実施します。

4 今年度の重点取組項目

＜介護老人保健施設きんもくせい＞

高齢者虐待及び不適切ケアを防止し、利用者の尊厳を守るために、利用者の人格・人権を重んじる職員の育成を図るため、年4回以上の虐待防止研修の開催と日常的な啓発活動に努める。

＜ケアハウスぎんもくせい＞

利用者にとって心地よい接遇に努めるため、定例会の機会を活用し職員の技能の向上を図るとともに、移動スーパーを活用し、買い物等の利便性を向上させることで、安心感を得られる生活の創出を図る。

＜グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター＞

サービスの質の向上を目的とした職員育成のため、外部研修への派遣及び、職場内研修を充実させる。また、毎月の定例会を活用するほか、学習会に3回以上参加する。

＜グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター＞

OJTの活性化として、支援センター内のカンファレンスにおいて、地域資源の情報共有や対応事例の振返りを行うなど、お互いに学び合う場として活用する。

5 具体的計画

＜共通＞

地域の皆様が、家庭を中心とした幸せな生活が継続できるように、基本方針に基づき、4つの施設が持つ機能の有機的な連携を図り、複合施設の多様性を活用した総合的包括的なサービスを提供する。

- (1) 危機管理及びサービスの標準化を図るための各種マニュアルの見直しと活用
- (2) 食事提供サービスの充実（行事食及び嗜好調査の実施、給食会議の活性化）
- (3) 施設内連携の一層の強化に向け、施設全体に係る連携や調整を、事務所を中心に行う。さらに迅速な情報共有と適切な情報管理を図るため、施設内パソコンネットワークの活用、パスワードの管理を徹底する。
- (4) 区役所健康福祉部、嘱託医、地区民生委員協議会等への事業報告を行い、事業内容と利用状況、施設の取組などについて周知を図る。

＜介護老人保健施設きんもくせい＞

看護・医学的管理のもと一定期間入所し、要介護高齢者が住み慣れた家庭や地域で生活ができるよう、医療、介護、リハビリテーション、相談援助の適切な提供を通して、在宅復帰及び在宅生活

を支援する。

- (1) 冠婚葬祭や家庭の都合、介護者の介護疲れ等による一時休養等の理由により、家庭で生活されている方々を短期入所で受け入れ、家庭での生活を継続できるよう支援する。
- (2) 家庭生活においてもリハビリテーションを充実させ心身の機能維持を図るため、通所及び訪問リハビリテーションを実施する。
- (3) 障害福祉施策である医療型短期入所において、重度心身障害（児）者の短期入所受入れ体制を整え支援する。
- (4) 在宅復帰、在宅生活支援に向け、家族との結びつきを重視するとともに、さいたま市立病院をはじめとする近隣の医療機関および居宅介護支援事業所等との連携強化を図る。
- (5) 虐待および不適切ケアに対する意識を高め、その防止を実践するため、職員教育・研修の機会を持ち、専門性の高い質の良いサービスを提供する。
- (6) 地域住民との交流事業への取組と広報活動に努め、当施設の周知及び地域に根差した施設を目指す。
- (7) 医療機関からの速やかな受入れ、在宅復帰、在宅との往復利用等により、医療と介護の連携を踏まえた地域内循環型の介護老人保健施設を目指す。

＜ケアハウスぎんもくせい＞

自分らしく暮らしたいという利用者に寄り添い、ケアハウスとして、個々人の生活に対する支援・サービスを提供する。

- (1) 「入浴」「食事」「生活相談」等のサービスを低額な料金で利用し、安全で安心な住まいとして生活ができるよう支援する。
- (2) 利用者の心身状況等を適確に把握しながら、利用者一人ひとりが個性豊かに生き生きと過ごせるように、その自立を尊重する。
- (3) 利用者のニーズや環境変化に対応した魅力ある施設づくりのために利用者アンケート等を行う。
- (4) 利用者が身体機能を維持し生きがいをもって生活するため、家族をはじめ、介護支援専門員との円滑な連携を図る。
- (5) 利用者が心地よく過ごせるための心構えを職員間で共有し、定例会などで接遇技術等の向上を図るため、学習の機会を設ける。

＜グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター＞

介護予防通所介護サービス及び交流型通所サービスの総合事業を実施し、閉じこもり防止や他者との交流・活動支援を行う。また、機能訓練、入浴、食事等のサービスを提供する中で、年間を通じて、季節に応じた各種行事を行う。また、家族の負担を軽減するため、随時、相談を受けながら利用者一人ひとりに合わせた柔軟な対応を行う。

- (1) 利用者及び家族、居宅介護支援事業所等との綿密な情報交換・共有により、ニーズや在宅生活の状況を把握し、在宅生活が継続できるよう支援する。
- (2) グリーンヒルうらわ内の各施設との協働により、合同行事やレクリエーション等で季節感の味わいや他者との交流、賦（ふ）活化の機会を確保する。
- (3) 地域ボランティアを積極的に受け入れ、楽しめる機会を確保するとともに、風通しの良い施設運営を行う。

＜グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター＞

地域で暮らす高齢者の総合相談窓口として、在宅介護支援センターと居宅介護支援事業所の機能を生かし、介護予防から介護になっても安心して地域で生活できるように各関係機関とともに地域

共生社会づくりに貢献する。また、コロナ禍で地域支援活動や介護予防教室をどのような形で開催できるか検討する。

- (1) 各種福祉サービスの相談・申請代行
- (2) 地域福祉活動の支援
- (3) 介護予防体操教室の開催
- (4) 居宅介護支援事業所の運営
- (5) 他法人との事例検討会開催等、介護支援専門員としての資質向上のための取組

6 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

感染症・食中毒等に関するリスク対応と防止策の検討・実施を行う。

- ① 感染対策会議を月1回開催しグリーンヒルうらわ全体の感染対策行動を協議・決定する。
- ② 食堂をはじめとして、事務室、会議室、相談室など複数人が利用する場所には全てパーティションで仕切りを設置し、パーティションや窓口のビニール仕切りなどは毎日清掃・消毒する。
- ③ きんもくせいでも感染防止対策委員会を中心に職員へ季節報を発行して啓発を行う。特に新型コロナウイルス感染症陽性に対しては、常時の備えと差別偏見の撲滅を施設全体のスローガンとして強く推し進める。
- ④ 来館者には、ビニール越しでの面会、手指消毒の徹底と健康チェックなど、感染防止の協力を依頼する。
- ⑤ 利用者には、通所・入所ともに可能な限りマスク着用を依頼するとともに、職員による観察により、発熱等体調変化の早期発見に努める。
- ⑥ リハビリ室の器具をはじめ、全館の手すり・エレベーターボタン・洗面所・ドアノブなど触れる場所の清掃・消毒を確実に実施する。
- ⑦ 全職員の出勤前の検温、サージカルマスク着用、外出時のマスク替え、自身のトイレ使用前後の手指消毒、平素の手洗い・うがい・手指消毒、食事場所の振り分けと食事中的会話の禁止、食事休憩人数の制限及び食事場所と時間の記録、私生活における会食・不要不急の外出等の自粛、出勤退勤時の衣服替え等を継続して実施する。

(2) 事故防止対策

発作・誤嚥・けが等に関するリスク対応と防止策の検討・実施を行う。

(3) 防犯対策

- ① 面会者、訪問者には訪問記録に記入いただき、業者には名札を着用させる。
- ② 夜間（17:00～翌8:30）は警備員を配置する。
- ③ 夜間（18:00～翌5:00）は施錠し、巡回等による警備を実施する。
- ④ 防犯カメラの適正な設置及び管理運用及び職員による1日2回の巡回を実施する。

(4) 個人情報管理

情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ対策マニュアルに基づき、個人情報等の適正な取扱いの徹底を図る。

- ① サービスの提供にあたっては、個人情報の利用目的について説明し、契約時に同意を得る。
- ② やむを得ず個人情報を持ち出す場合は、持出し及び返却を個人情報持出管理簿により確認するとともに、当該情報の安全確保に努める。
- ③ 個人情報の適正な取扱いの周知、徹底を図るため研修を実施する。

(5) 災害対策

① 体制の充実

- ア 地元自治会、自主防災会との「災害時相互援助協定」の継続
- イ 火気使用箇所、閉鎖障害箇所の日常点検
- ウ 食料・水などの災害時備蓄品の用意

② 訓練の実施

グリーンヒルうらわ全体での総合防災訓練を年2回(うち夜間想定1回)実施する。

(6) 施設維持管理

特定建築物点検(3年1回)を実施し、施設の不具合を事前に把握し、適切な施設管理に努める。また、修繕計画に基づき、浴槽の改修、雨漏り修繕を実施する。

(7) 高齢者虐待への危機管理

- ① 施設内虐待の防止策として、研修及びチェックリストの活用等による職員の教育及び意識啓発、また適正な職場環境の維持・改善に努め、虐待防止の徹底を図る。
- ② 関係機関との連携により、地域に対する虐待防止の意識啓発及び早期発見に努める。また、人権侵害が発生し、又はそのおそれがある場合には地域包括支援センターへの通報義務を遵守するとともに緊急保護等迅速な対応を図る。
- ③ サービス提供を開始することで、虐待の未然防止につながる場合もあるため、利用相談に対し迅速な受入れに努める。

7 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

① 利用相談

利用者の心身の状態及び置かれている環境並びに利用者、家族の施設利用に対するご意向等を的確に把握するよう努める。

② 意見箱等の活用

日々利用者の声を聞き取るほか、意見箱「みなさまの声」の設置等により、利用者又はその家族から寄せられた苦情、意見、要望を職員間で共有するとともに、迅速な対応に努める。また、介護相談員定期訪問時の報告の中に改善要望があった場合にも同様に対応する。

③ 懇話会等

ケアハウスぎんもくせいにおいては、定期的に懇話会を開催するほか、利用者の日々のさまざまな心配ごと等も随時相談を受け、適切な対応に努める。また、施設内で組織するぎんもくせい自治会に意見や要望を集約していただき、施設とともに問題解決に向けて話し合う機会を設ける。

④ 利用者アンケート

利用者の意識傾向を知り、事業内容に反映させることはもちろん、自由回答欄に記入いただいた意見や要望を真摯に受け止め、それに対する回答も併せて掲示するとともに、対応策を講じる。

(2) 地域、関係機関との連携

① 生きがいと社会参加の促進

- ア 世代間交流を図るために地域の幼稚園、小・中学校、特別支援学校との事業協力を実施
- イ 施設利用者や地域の高齢者に生涯学習、地域活動の機会を提供
- ウ ボランティア活動の積極的な受入れ

- エ 「ボランティア体験サロン」の実施等による生きがいと社会参加の促進
- オ 担い手講座受講修了者による「こみに亭ひだまり」活動の支援
- カ 認知症カフェ「オレンジカフェみむろ」の開催

② 地域交流事業の実施

「グリーンヒルうらわ祭」「文化祭」等、利用者と地域の方々との交流事業を開催し、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員等地域関係者との連携を深めるほか、施設事業のPRを行うとともに地域に信頼される高齢者支援の拠点施設を目指す。

③ 関係機関との連携

利用者一人ひとりに合ったサービスや地域活動を支援するため、行政機関、医療機関、サービス事業者、民生委員や地域の自治会との多職種連携並びに地域の各種社会資源の連携に努める。

また、地域内の居宅介護支援事業所、医療機関、福祉系大学学部生、地域住民市民向け見学・交流会を開催し、地域に根差した施設として「顔の見える関係」を構築し、各関係機関・関係者と連携・協働・貢献する。

④ 福祉教育の推進

福祉専門職として地域の小・中学校で高齢者に関する講話や高齢者体験、認知症サポーター養成講座を実施する。

(3) 専門性の向上

① 各種委員会活動の活性化

各施設の感染防止委員会、事故防止委員会、虐待防止委員会等の委員会活動を通じて、適正な運営につなげていくとともに、役割を通じてリーダーシップの養成を図る。

② 実習受入

実習生を受け入れ、福祉人材の養成に努めるほか、実習指導を通して職員のスキルアップを図る。

③ 派遣研修

関係団体主催の専門研修に参加し、先進の知識、技術等を学び、サービスの向上に活用する。

④ 職場内研修

きんもくせいの「学習会」等職場内研修会を開催し、知識、技術の伝達や派遣研修の共有化に努める。専門性に係る内容はもとより、不適切ケア及び虐待防止に向け年に4回学習会を実施するが、うち1回は複合施設内全職員参加による高齢者虐待防止研修を開催する。

⑤ 地域住民との交流行事や認知症カフェ「オレンジカフェみむろ」では、他職種の専門性を生かした「ミニ講座」を開催し、参加者に情報提供・助言を行う。

⑥ 地域リハビリテーション活動支援事業等に理学療法士及び作業療法士の講師派遣をする。

⑦ 関係団体の役員等も積極的に担い、地域の医療・保健・福祉の向上に貢献する。

8 年間行事等

<介護老人保健施設きんもくせい>

開催月	療養棟（2階、3階）	デイケア（通所リハビリ）
4月	喫茶	喫茶①
5月	ピクニック	菖蒲湯、ピクニック
6月	おやつ作り	おやつ作り①
7月	七夕	夏まつり、七夕

8 月	夏まつり	喫茶②、かき氷
9 月	敬老会	おやつ作り②、敬老会
10 月	運動会	運動会
11 月	文化祭	文化祭
12 月	お楽しみ会、ゆず湯	お楽しみ会、ゆず湯、喫茶③
1 月	新年会	新年会、お茶会
2 月	節分	節分
3 月	おやつ作り	おやつ作り③

<ケアハウスぎんもくせい>

開催月	行事名
4 月	自治会総会
5 月	利用者健康診断、菖蒲湯
6 月	総合防災訓練①、懇話会①
7 月	七夕祭
8 月	ぎん涼み会
9 月	敬老祭
10 月	総合防災訓練②、文化祭①
11 月	文化祭②、懇話会②
12 月	ゆず湯、お楽しみ会
1 月	新年会、鏡開き
定期	朝の体操（随時）、歌声広場（月 1 回）スローピング・ボランティア体験サロン（月 1 回）、植栽（年 2 回）、移動スーパーによる買物支援（月 2 回）、両替の日（月 1 回）

<グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター>

開催月	行事名
4 月	喫茶①
5 月	菖蒲湯、ピクニック
6 月	おやつ作り①
7 月	夏まつり、七夕
8 月	喫茶②、かき氷
9 月	おやつ作り②、敬老会
10 月	運動会
11 月	文化祭
12 月	お楽しみ会、ゆず湯、喫茶③
1 月	新年会、お茶会
2 月	節分
3 月	おやつ作り③
定期	毎月お楽しみおやつ（おやつ作り月を除く）

<グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター> ※コロナ禍のため、その時の状況による

開催月	行事名
5 月	山崎自治会サロン①
7 月	山崎自治会サロン②
9 月	みむろ西敬老会、山崎自治会敬老会
10 月	山崎自治会サロン③、緑区民祭
11 月	山崎自治会サロン④、みむろふれあい祭り、三室小学校福祉教育、三室小学校放課後チャレンジスクール、三室中学校認知症サポーター養成講座
1 月	山崎自治会サロン⑤
3 月	山崎自治会サロン⑥、みむろふれあい会食、馬場さくらまつり
定期	スローピング（月 1 回）、こみに亭ひだまり（月 1 回）、ボランティア体験サロン（月 1 回）、和楽荘体操教室（月 1 回）、オレンジカフェみむろ（月 1 回）、宿自治会サロン（月 1 回）、宿第二自治会サロン（月 1 回）、北浦和マンション自治会のサロン（月 1 回）

【3】老人福祉センター（シニアふれあいセンター）

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

※ 老人福祉センター仲本荘の指定管理期間は、令和元年度～令和5年度

(1) 老人福祉センターA型

- ① 老人福祉センター槻寿苑 ② 老人福祉センター和楽荘 ③ 老人福祉センターいこい荘
④ 老人福祉センター寿楽荘 ⑤ 老人福祉センター東楽園

(2) 老人福祉センターB型

- ① 老人福祉センターあずま荘 ② 老人福祉センターしもか荘 ③ 老人福祉センター馬宮荘
④ 老人福祉センター仲本荘

2 施設の基本理念

＜全センター共通＞

基本理念	『高齢者が地域の中で笑顔でつながり支え合う、ふれあい豊かな老人福祉センター』を目指します。
基本方針	介護予防と健康づくりの促進
	生きがいくりの支援
	支え合う活力あるまちづくりの推進

3 今年度の重点取組項目

＜槻寿苑＞

利用者の健康増進活動を支援するため、安心・安全な施設運営に配慮しながら、利用者のニーズに沿った事業・行事を検討し実施する。

＜和楽荘＞

地域における高齢者の「拠り所」としての機能を充実するため、自治会や老人クラブ、地区社協、地域包括支援センター等の関係機関と連携する。

＜いこい荘＞

施設だよりの配布を拡大し、「いこいの場」としての認知度を高めるとともに、行事の充実により生きがいくりを支援し、親しみやすい施設づくりに努める。

＜寿楽荘＞

既存の運動に関連する行事の回数や内容を、参加者へのアンケート等を通じて見直し、健康増進活動の充実を図る。

＜東楽園＞

地域包括システム的一端を担うため、関係機関と連携を図りながら、定期的な事業会議を開催し、利用者のニーズに沿った健康増進・介護予防につながる事業を検討・実施する。

＜あずま荘＞

感染症対策を徹底した安心・安全の施設運営に取り組み、既存行事の回数や内容を、参加者へのアンケート等を通じて見直し、事業改善の検討を行う。

＜しもか荘＞

安心・安全な施設運営に配慮し、利用者が目的をもって過ごせるよう事業内容を再検討し、利用者の「生きがいくりの充実」を支援する。

<馬宮荘>

職員の資質と専門性の向上のため、事業団のサービス向上への取組のフィードバックを職員会議等で行い、対人援助に関して常に課題を共有しながら理解を深める。

<仲本荘>

コロナ禍で低下が心配される身体機能の回復と意欲の充実をはかるため、利用者のニーズを取り入れた体力増進事業を充実させる。

4 具体的計画

(1) 介護予防と健康づくりの促進

さいたま市の地域包括ケアシステム的一端を担うために、高齢者の介護予防、認知症予防について様々な事業展開を行う。また、健康寿命を延伸するため、無理なく楽しく続けられる内容を検討、実施する。

① 介護予防の促進

ア 転倒予防教室、いきいき百歳体操の開催

② 健康づくりの促進

ア 健康講座、健康体操の開催

イ 健康器具の設置

ウ 軽スポーツ（卓球、スカットボール、ユニカール、輪投げ、グラウンドゴルフ、ゲートボール、バンパーなど）の支援

③ 各種・啓発相談事業

ア 健康相談、生活相談の実施

(2) 生きがいづくりの支援

利用者一人ひとりの多様な生き方、能力、価値観を尊重し、主体的に活動へ取り組めるように支援する。また、各種活動を通じての仲間づくりを支援し、利用者が尊厳を持って生活することができる地域づくりを目指す。

① 教養の向上、趣味の活動の支援

ア 手芸教室、折り紙教室、太極拳教室等の開催

イ 生活講座、防犯講座の開催

② レクリエーション活動の支援

ア 演芸大会、カラオケ大会の開催

イ 豆まき、ゆず湯等、季節に沿った行事の開催

③ 地域活動・同好会活動の支援

ア 老人クラブの活動場所の提供

イ クラブ発表会や、グラウンドゴルフ大会など、日頃の成果を発表できる場の提供

(3) 支え合う活力あるまちづくりの推進

地域包括支援センターや地区社会福祉協議会、自治会組織をはじめ、警察署や消防署、消費生活センター等との連携を通じ、高齢者が住み慣れた地域で、健康で自立した生活を安心して送ることができるように取り組む。また、若い世代との交流を通じ、相互理解と高齢者への敬愛の気持ちを育む環境を整える。

① 社会活動・地域活動の支援

ア 老人クラブ活動への支援

- イ ボランティア活動への支援
- ウ 地域自治会活動への参加・協力（クリーン活動、防災訓練等）
- エ 地域懇談会の開催
- オ シルバー人材センターの活用
- カ 障害者施設の授産製品販売への協力

② 世代間交流の促進

- ア 大学等の実習や中学生職場体験「未来（みら）くるワーク」の受入れ
- イ 地域の学校、保育所、放課後児童クラブ、児童センターと共に、コンサート、ゲーム大会、折り紙教室、囲碁・将棋教室等の開催

③ 安心・安全のための体制づくり

- ア 相談事業の実施
高齢者及び介護を必要とする家族に対して、健康相談及び生活相談の実施
- イ 安心、安全に生活するための知識の普及、啓発、応急手当講習の開催
- ウ 地域包括支援センターとの連携、地域支援会議への参加
- エ 市役所、区役所、消防署、警察署、消費者センター、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、保健センター、民生委員等とのネットワークづくり
- オ 老人福祉センター利用の際、緊急時に家族への連絡がとれる体制をつくるため、シルバーカード登録の推進
- カ 交通安全アドバイスや徘徊見守り SOS ネットワークへの協力

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 害虫駆除用品を設置し、年2回、業者による館内消毒の実施
- ② レジオネラ属菌対策として、浴槽、循環ろ過装置及び配管等の設備の清掃、消毒の実施
- ③ 利用者への手洗い、咳エチケットの励行
- ④ 新型コロナウイルス等感染拡大防止のため、検温、手指消毒、マスク着用、換気・設備消毒（随時・定時）の実施、飛沫防止対策・三密の回避の徹底。掲示等による情報提供
- ⑤ 「緊急事態宣言の解除を受けた高齢福祉課所管市民利用施設に係る利用再開ガイドライン」に従い対策を徹底
- ⑥ 新型コロナウイルス感染者（疑いを含む）が出た場合、事業団フローチャートに基づき感染拡大防止に努める
- ⑦ 感染症対策に関する研修への参加

(2) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハットの作成及び職員間での共有化
- ② 施設内及び施設周辺に破損箇所や段差の有無等の日常点検の実施
- ③ 利用者が使用する遊具等の定期点検の実施

(3) 防犯対策

- ① 不審者対策に関する研修の開催（年1回）
- ② 定期的に施設内及び施設周辺の巡回の実施
- ③ 見学者への名札着用又は、職員が付き添い館内の説明を行う。

(4) 個人情報管理

- ① 個人情報保護・情報セキュリティに関する研修への参加
- ② 情報セキュリティに関するチェックリストを使用した自主点検の実施
- ③ 利用者台帳等、保有している個人情報管理の徹底

(5) 災害対策

- ① 避難訓練の実施（年2回）
- ② 「老人福祉センター危機管理マニュアル」の活用
- ③ 災害時備蓄品の整備

(6) 施設維持管理

- ① 日常的・定期的に安全管理点検を実施し、破損等の予防、早期発見に努める。
- ② 「年間維持管理計画表」を作成し、年間で予定した点検及び修繕項目の実施状況を記録する等、継続的な維持管理を行う。
- ③ さいたま市の維持改修計画を踏まえ「施設・設備修繕計画」を作成し、施設・設備の適正な維持管理に努める。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 利用者懇談会の実施
- ② 実習生やボランティアの活用
- ③ 地域支援会議等への参加
- ④ 迅速な苦情対応
 - ア 利用者アンケートの実施（年1回）
 - イ 投書箱「みなさまの声」の設置
 - ウ 苦情解決体制（第三者委員の設置）

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 地域包括支援センター等との連携強化に努め、地域社会の中で高齢者が安心して生活を送ることができるよう生活相談・健康相談など各種相談業務の充実を図る。
- ② 地域を対象とした事業を実施し、住民の方々との相互の交流・連携・協働を図り、信頼が築けるよう交流を行う。
- ③ 福祉関係機関のみならず地域の学校・公民館等の地域人材・社会資源を積極的に活用・連携を図る。
- ④ 地域懇談会の開催
- ⑤ 地域の催事や地域福祉活動（クリーン活動等）に参加・協力して市民の方々との交流をもちながら施設の存在、役割、機能を啓発する。

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会等で企画する研修のほか、以下の研修に参加する。

- ① 関係団体研修への参加
 - 認知症サポーター養成講座、キャラバン・メイト養成研修、応急手当講習、レジオネラ症防止対策講習会等
- ② 伝達研修をはじめとする職場内研修の実施
- ③ 老人福祉センター職員レベルアップ研修の実施

7 年間行事等

<槻寿苑>

開催月	行事名
4月	親睦グラウンドゴルフ大会、埼玉県立大学老年看護学実習受入れ①
5月	利用者懇談会、埼玉県立大学老年看護学実習受入れ②
6月	演芸大会
7月	七夕飾り
8月	地域交流盆踊り大会
9月	うた自慢大会、消防避難訓練①
10月	区民まつり出展
11月	バス旅行、未来（みら）くるワーク職場体験実習受入れ、避難所運営委員会
12月	クラブ発表会
3月	消防避難訓練②
定期	健康相談（月2回）、介護相談（月1回）、転倒予防教室（月2回）、卓球（月1回）、レク・ストレッチ体操（月1回）、文化教室（年4回）、みんなで歌おう踊ろう（毎週土曜日）、健康体操（毎日）

<和楽荘>

開催月	行事名
5月	菖蒲湯、埼玉県立大学老年看護学実習受入れ
6月	利用者懇談会、第1回防災訓練、教養講座①、未来くるワーク職場体験実習受入れ
7月	七夕まつり、健康講座
8月	槻寿苑納涼祭参加
9月	敬老茶会、交通安全教室、ますます元気教室①
10月	教養講座②、ますます元気教室②
11月	第2回防災訓練、ますます元気教室③
12月	柚子湯、消費生活講座
1月	浦和学院専門学校実習受入れ①
2月	浦和学院専門学校実習受入れ②、教養講座③、雛飾り
3月	みんなで歩こう、地域懇談会
定期	朝の健康体操（毎朝10時～10時20分）、介護予防教室（毎月第2、4木曜日）、健康相談（毎月第1～3火曜日）、生活相談（随時）、みんなで歌おう（毎月第4日曜日）

<いこい荘>

開催月	行事名
4月	埼玉県立大学老年看護学実習受入れ①
5月	埼玉県立大学老年看護学実習受入れ②、菖蒲湯、お気に入りファッションショー
6月	いこいシネマ①、利用者懇談会
7月	七夕飾り、地域包括出張講座
8月	いこい夏祭り、健康講座
9月	防犯教室、避難訓練①、健康イベント
10月	いこい2021、いこいシネマ②
11月	演芸大会、中央区民まつり
12月	お楽しみ会、団体利用者懇談会
1月	手作り教室、地域懇談会、浦和学院専門学校看護学科実習受入れ①
2月	豆まき、浦和学院専門学校看護学科実習受入れ②
3月	いこいシネマ③、避難訓練②
定期	健康相談（月3回）、リフレッシュ体操（年17回）、脳トレ（月1回）、ゲームの日（月1回）、ぬり絵の日（隔月）、紙しばい（月1回）、折り紙の日（月1回）、歌のいこいカフェ（隔月）

<寿楽荘>

開催月	行事名
4月	シルバーコレクション、埼玉県立大学老年看護学実習受入れ①
5月	埼玉県立大学老年看護学実習受入れ②、埼玉大学将棋部交流戦
6月	健康講話

7月	避難訓練①
8月	児童クラブ交流事業
9月	ますます元気教室①
10月	健康イベント、消費生活講座
11月	交通安全教室
12月	ゆず湯、利用者懇談会
1月	未来くるワーク職場体験実習受入れ、ますます元気教室②
2月	豆まき、カラオケチャンピオン大会
3月	避難訓練②
定期	健康相談（月3回）、頭の体操（月3回）、カラオケチャレンジ（毎月第2週）、介護予防運動（毎月第3火曜日）、寿楽荘カフェ（毎月第3水曜日）、お昼のショートタイム（月1回）、ゲームの日（偶数月1回）、紙芝居（月1回）、やさしい筋トレ体操（月1回）、すこやか運動教室（奇数月最終金曜日）、おめざ体操（毎日2回午前・午後）、団体踊り（毎日）

<東楽園>

開催月	行事名
4月	埼玉県立大学老年看護学実習受入れ①、わなげ会①、
5月	埼玉県立大学老年看護学実習受入れ②、スカットボール会①、鍼灸奉仕、交通安全教室、菖蒲湯
6月	ユニカル会①、健康講座①、花作り会①、グラウンド利用者懇談会、防災訓練①
7月	わなげ会②、七夕週間、納涼祭、地域懇談会、未来くるワーク職場体験実習受入れ①
8月	スカットボール会②、児童クラブ交流会 槻寿苑納涼祭参加
9月	ユニカル会②、利用者懇談会、健康講座②
10月	わなげ会③、防災訓練②（救命講習会を含む）
11月	スカットボール会③、花作り会②、文化祭（クラブ発表会）
12月	ユニカル会③、ゆず湯、健康講座③、児童クラブ交流会
1月	わなげ大会④、交通安全啓発週間、消費生活講座
2月	スカットボール大会④、演芸大会、未来くるワーク職場体験実習受入れ②
3月	ユニカル大会④、健康講座④
定期	健康相談（月3回）、生活相談（随時）、ふれあい相談（月1回）、卓球（月4回）、文化教室（隔月）、脳の体操（月1回）、癒しの湯（月1回）いきいき百歳体操（月3～4回） 随時（バンパー、グラウンドゴルフ、ゲートボール）

<あずま荘>

開催月	行事名
5月	菖蒲湯
6月	避難訓練①
7月	七夕週間
8月	オリンピック企画クイズ大会
9月	敬老の日事業
10月	ラダーゲッター大会
11月	避難訓練②、健康講話
12月	ゆず湯、世代間交流事業
1月	ダーツ大会、交通安全教室
2月	豆まき、利用者懇談会
3月	演芸大会、地域懇談会
定期	健康相談（月3回）、楽しく卓球（毎週金）、いきいき体操（隔月）、ダーツ会（隔月）、ラダーゲッター会（隔月）、誕生会（隔月）、ふれあい運動教室（毎月）

<しもか荘>

開催月	行事名
4月	埼玉県立大学老年看護学実習受入れ①
5月	埼玉県立大学老年看護学実習受入れ②、防犯講話、折り紙教室①
6月	花植え会、健康講話①、手芸教室①
7月	折り紙教室②（七夕飾り作り）、七夕演芸大会、
8月	出前講座

9月	健康講話②、未来くるワーク、折り紙教室③
10月	避難訓練①、利用者懇談会、日進小学校町探検、手芸教室②
11月	ボランティア演奏会、折り紙教室④
12月	ゆず湯、しもか荘フェスタ、年忘れ演芸大会、健康講話③、折り紙教室⑤
1月	日進小学校発表会、手芸教室③
2月	交通安全教室、折り紙教室⑥
3月	避難訓練②、消費生活出前講座、櫛引ゲートボール場利用者懇談会、手芸教室④
定期	健康体操（毎日）、健康相談（月3回）、体操教室（月1回）、太極拳教室（月1回）、輪投げ大会（隔月）、ナンバーズトライク大会（隔月）、脳トレ（年6回）

<馬宮荘>

開催月	行事名
4月	演芸大会運営委員会①、埼玉県立大学老年看護学実習受入れ①
5月	埼玉県立大学老年看護学実習受入れ②
6月	夏の演芸大会抽選会、夏の演芸大会、世代間交流将棋教室①、演芸大会運営委員会②
7月	地域懇談会、世代間交流将棋教室②、七夕飾り
8月	世代間交流ゲーム会①
9月	交通安全教室
10月	防災訓練（コミセン全体）、認知症サポーター養成講座（利用者向け）
11月	演芸大会運営委員会③、コミセンまつり馬宮荘演芸の部、コミセンまつり馬宮荘演芸の部抽選会
12月	世代間交流ゲーム会②、世代間交流ドレミの会、利用者懇談会
1月	世代間交流囲碁教室
2月	節分、未来くるワーク職場体験実習受入れ
3月	防犯教室、防災訓練（馬宮コミセン全体）
定期	健康相談（月3回）、のど自慢の日（月1回）、お茶の日（月1回）、ドレミの会（月2回）、体重・体脂肪測定（月1回）、ゲーム会（年4回）、映画会（年5回）、手作りサロン（年6回）、折り紙教室（年6回）、アロマセラピー（月1回）、アフタヌーンコンサート（年3回）、卓球（随時）、ラジオ体操（毎日）、リズム体操（毎日）、いきいき体操（月2回）、いきいき百歳体操（月1回）、カラオケ（水曜日を除く毎日）、健康講座（年4回）、エンジョイぬりえタイム（随時）

<仲本荘>

開催月	行事名
5月	東仲町保育園との交流おりがみ①
6月	東仲町保育園との交流おりがみ②、ココファンナーサリー浦和前地交流事業①、仲本公民館共済事業
7月	地区社協出前講座、尾間木サマーフェスティバル
8月	仲本児童センター交流おりがみ講座、仲本児童センター交流民話のかたり
9月	東仲町保育園との交流おりがみ③、仲本荘・仲本児童センター合同消防避難訓練①、地域懇談会、
10月	東仲町保育園との交流おりがみ④
11月	浦和区健康まつり（仲本児童センター合同参加）、東仲町保育園との交流おりがみ⑤
12月	東仲町保育園との交流おりがみ⑥、仲本児童センター交流手づくり講座、仲本荘・仲本児童センター合同 Xmas ゴスペルコンサート、防犯・交通安全講座
1月	未来くるワーク職場体験実習受入れ、インターンシップ（大宮商業高校）、ココファンナーサリー浦和前地交流事業②
2月	手づくりプレゼントプロジェクト、職場体験（埼大付属中学校）、安心講座
3月	利用者懇談会、仲本荘・仲本児童センター合同消防避難訓練②
定期	元気アップ体力測定・健康相談（月1回）、生活相談（月1回）、介護者サロン（月1回）、岸町公民館元気アップ体力測定・健康相談（月1回）、健康体操・元気わくわく体操（月3回）、手づくり講座（月2回）、おりがみ講座（月2回）、大人のぬり絵サロン（月1回）、うたごえ広場（月4回）、リズム体操（月3回）、ディスコンゲーム（月1回）、映写会（月1回）、ヨガ（月1回）、おとなゲーム（月1回）、バランスボール（月1回）、卓球の日（月3～4回）、将棋（月6回）、囲碁（月6回）

【4】 槻寿苑デイサービスセンター・槻寿苑居宅介護支援事業所

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

槻寿苑デイサービスセンター

- (1) 地域密着型通所介護
- (2) 介護予防通所介護サービス
- (3) 交流型通所サービス

2 自主事業

槻寿苑居宅介護支援事業所

3 施設の基本理念

基本理念	要支援・要介護者、及び介護者に対して、在宅生活を安心して継続できるよう援助します。
基本方針	社会的孤立感の解消
	心身機能の維持・向上
	介護者の身体的、精神的負担の軽減

4 今年度の重点取組項目

＜槻寿苑デイサービスセンター＞

利用者及び家族のニーズを日常の送迎やサービス担当者会議、利用者アンケート、訪問等で収集し、利用者に寄り添ったサービスを提供する。

＜槻寿苑居宅介護支援事業所＞

ケアプランの作成にあたっては、老人福祉センターやシニアサポートセンターなどの関係機関との連携を図り、地域高齢者のニーズを適切に介護保険サービスにつなげていく。

5 具体的計画

- (1) 地域密着型通所介護事業・介護予防通所介護サービス・交流型通所サービス事業においてバイタルチェック、入浴、食事、レクリエーションを基本とし、利用者及び介護者の精神的・身体的不安を感じることなく在宅生活が継続できるようサービスを提供する。
- (2) 介護保険事業所として契約、計画書等の作成、本人・家族への説明、担当介護支援専門員への報告等を定期的に行うことで連携を図り、在宅での課題を解決する。
- (3) 施設運営においては、感染症の予防及び感染拡大防止に努めながら、併設である老人福祉センターでの機能を生かし、行事、クラブへの参加や老人福祉センター利用者との交流、運動器具・カラオケ等の共有で充実したサービスを提供する。また、新規利用者獲得においても、敬老会・新年会等の老人福祉センターでの行事において、事業の説明及びパンフレットの配布、地域包括支援センターや地区社協へパンフレットの配布を行うことで、効率的に情報を提供するとともに積極的にPRしていく。

6 管理運営体制

＜槻寿苑デイサービスセンター＞

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 感染症や食中毒に関する知識・対策・対応について、外部研修などを通じ情報を得るとともに施設内研修等により、職員間の情報共有を行う。
- ② 感染症の発生及びまん延等に関する取組を徹底するとともに、厚生労働省業務継続ガイドラインを用いて業務継続計画を策定し、委員会の開催、指針の整備、研修、訓練（シミュレーション）を行う。

(2) 事故防止対策

- ① デイルーム・機器の点検・修理（車いす、入浴リフト等）、利用者が移動する廊下の整理整頓、棚・ロッカー等のレイアウトや落下物の確認等を行う。
- ② サービス提供時においては、ヒヤリ・ハットの活用により日常において起こりうるリスクを未然に防止するとともに、同じ事故を繰り返さないよう情報を共有する。

(3) 防犯対策

入館時の受付確認、開所時の入室に関する掲示、及び不審者に対する研修を行い、共有する。

(4) 個人情報管理

情報セキュリティポリシーに基づく情報管理や、個人情報持ち出し管理簿の記載の徹底を行う。

(5) 災害対策

- ① 地域自治会との避難訓練の実施や水防法における想定訓練の実施や災害時の食料、水などを備蓄する。
- ② 災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、厚生労働省の業務継続ガイドラインを用いて、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練（シミュレーション）を行う。

(6) 施設維持管理

入浴設備の定期的な清掃・点検、塩素濃度確認や福祉機器の故障を未然に防ぐための日常点検、送迎車の法定点検及び日常点検を実施するとともに、修繕が必要となる場合は利用者への影響を最小限とする。

(7) 高齢者虐待への危機管理

高齢者虐待についての職員の理解を深めるため、外部研修及びチェックリストを活用して認識を高め、日常での対応を振り返るとともに虐待防止を徹底する。

＜槻寿苑居宅介護支援事業所＞

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 訪問前後の手洗い・消毒の励行及び訪問時は常時マスクを着用する。
- ② 感染症の発生及びまん延等に関する取組を徹底するとともに、厚生労働省業務継続ガイドラインを用いて業務継続計画を策定し、委員会の開催、指針の整備、研修、訓練（シミュレーション）を行う。

(2) 事故防止対策

利用者のサービス担当者会議を行い、疾患や身体的・精神的症状を介護保険事業者へ情報、リスクを共有し、介護サービス利用中の事故防止を図る。また、事故発生時は状況確認を行い、家族や関係機関に連絡し対応する。

(3) 防犯対策

個人情報扱う旨の表示を行い、利用者等の事務室への入室は原則禁止とする。ただし、相談などでやむを得ず入室する場合は、利用者等に注意を促す。

(4) 個人情報管理

- ① 情報セキュリティポリシーに基づく情報管理を徹底し、介護サービス事業者との個人情報のやり取りにあたっては、重要事項説明書、居宅介護支援契約書にて利用者の同意を得る。
- ② 業務上やむを得ず個人情報の持出を行う場合は、個人情報持出管理簿にて管理を行う。

(5) 災害対策

- ① 防災マニュアルに沿って独居の利用者、高齢者世帯などに対して、職員間で連携し介護サービス調整を行う。
- ② 災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、厚生労働省の業務継続ガイドラインを用いて、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練（シミュレーション）を行う。

(6) 高齢者虐待への危機管理

訪問時の利用者、家族の観察を行う。虐待事例と思われる場合は速やかに関係機関と連携し、迅速に対応する。

7 サービス向上計画

＜槻寿苑デイサービスセンター＞

(1) 利用者の意見を反映する取組み

- ① 利用者及びご家族のニーズに沿ったサービスの提供
- ② 事業所内連携の強化
ケースミーティング（毎朝）、月末ケースミーティング、槻寿苑デイサービスセンター全体会議（年1回）

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 地域包括支援センターとの連携
ア 利用者に対して老人福祉センターにて実施している「転倒予防教室」の情報提供を実施
イ 生活保護の方やひきこもりの方への柔軟かつ継続的なアプローチ
- ② 事業団としての連携
ア 高齢・障害・児童の各施設が提供しているサービスについて情報交換をする。
イ 老人福祉センター、他施設での介護相談対応
ウ 学校等への福祉事業についての講習の実施検討
- ③ 運営推進会議の開催（年1回）

(3) 専門性の向上

- ① 埼玉県社会福祉協議会、さいたま市介護保険事業所連絡協議会、埼玉県老人福祉施設協議会等主催の研修への参加
- ② 外部研修後の情報共有（実践・回覧・伝達研修等）

＜槻寿苑居宅介護支援事業所＞

(1) 利用者の意見を反映する取組み

- ① 事業所内連携
月間ミーティング（事例検討など）（月1回）

- ② 地域との連携
ケアマネ支援会議（年３回）、南部圏域ケアマネ支援会議（年３回）
- ③ 外部研修参加
認知症ケアネットワーク研修（年２回）、岩槻在宅医療研究会（年２回）、医療と介護と福祉の連携に関する研修（年１回）、レベルアップ研修、スーパービジョン研修
- ④ 内部研修（事例検討、伝達研修）
- ⑤ 研修の受入れ
介護支援専門員実務研修に協力し「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」希望者の受入れを行う。
- ⑥ デイサービスセンターとの共同研修
テーマ別研修、ケース検討会、情報交換
- ⑦ 地域包括支援センターが実施する事例検討会に参加する。
- ⑧ 事業団内他施設へ講師派遣

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 地元医療機関、医師会、シニアサポートセンター、民生委員、区役所関係部署との連携を深める。

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、以下の研修に参加する。

- ① 外部派遣研修
 - ア 関係団体主催研修
 - イ 他施設の見学
 - ウ 福祉機器展等における情報収集
- ② 職場内研修（伝達研修や事例研究）

8 年間行事等

＜槻寿苑デイサービスセンター＞

開催月	行事名
4月	苑外散歩（お花見）
5月	緑のカーテン準備、おやつ作り①
6月	苑外活動（買い物）①、演芸大会見学（老福事業）
7月	七夕飾り
8月	地域交流・世代間交流盆踊り（老福事業）、夏祭り
9月	敬老会、うた自慢大会（老福事業）、創作品展見学
10月	運動会
11月	苑外活動（買い物）②・おやつ作り②
12月	クラブ発表会（老福事業）、クリスマス会、お正月飾り作り、フラワーアレンジメント
1月	初詣、カルタ大会、干支の工作、書き初め
2月	節分
3月	ひな祭り
定期	ボランティア団体の慰問（月１回以上）、お誕生日会（月１回）、工作活動（月１回）、水分摂取週間（夏季）

【5】老人憩いの家（シニア憩いの家）

1 指定管理（令和元年度～令和5年度）

- | | | |
|--------------|----------------|----------------|
| (1) 三橋老人憩いの家 | (2) 三橋老人憩いの家分館 | (3) 天沼老人憩いの家 |
| (4) 宮原老人憩いの家 | (5) 植水老人憩いの家 | (6) 本郷老人憩いの家 |
| (7) 片柳老人憩いの家 | (8) 春野老人憩いの家 | (9) 与野本町老人憩いの家 |

2 施設の基本理念

＜全センター共通＞

基本理念	「シニア世代の生きがい、やりがいを応援し、地域の中で笑顔でつながる老人憩いの家」を目指します。
基本目標	介護予防と健康づくりの促進
	生きがいづくりの支援
	支え合う活力あるまちづくりの推進
	児童とのふれあいの場、高齢者が活躍できる場の提供

3 今年度の重点取組項目

＜三橋老人憩いの家・分館＞

職場内研修を充実させ、職員個々の資質の向上を図るとともに、取り組むべき課題等を共有し、より良い施設運営を目指す。

＜天沼老人憩いの家＞

憩いの家対象者をはじめとした地域住民の方々に施設について知っていただくため、たよりの設置場所等の工夫や、たよりの戸別配布に加えて、地域の方が集えるように、屋外の環境を整え居場所づくりを行う。

＜宮原老人憩いの家＞

利用者のニーズを知り、より健康的に暮らせるようサポートするために、自主事業の内容を再検討する。対応できる職員の資質の向上を図るため、研修強化を引き続き行う。

＜植水老人憩いの家＞

地域の高齢者が孤立しないよう、高齢者が気軽に立ち寄れる憩いの場所としての機能を生かし、感染症予防上必要な対策を講じながら、健康増進のための体操事業を実施し、高齢者の生きがいづくりの支援や、人と人とのつながりを促進するための事業を運営する。

＜本郷老人憩いの家＞

シニア世代の生きがいとやりがいの支援として、利用者が趣味、特技を生かして活躍、活動できるよう、利用者中心の事業や児童センターとの交流事業を実施する。

＜片柳老人憩いの家＞

利用者懇談会やアンケートを通して、事業の実施及び見直しを行い「新しい生活様式」に沿った新規事業を開催する。

＜春野老人憩いの家＞

シニア世代の生きがいづくり支援として、児童センターとの交流事業でのボランティア活動やあそびの講師を依頼するなど、やりがいを感じていただけるような事業を実施する。

＜与野本町老人憩いの家＞

サービスの向上を図るため、利用者懇談会やアンケート等を実施し、地域の方や利用者のニーズ把握に努め、事業に反映させる。

4 具体的計画（新しい生活様式を踏まえた実践を行う）

(1) 介護予防と健康づくりの促進

- ① 「健康体操」等の運動指導やレクリエーションの実施、介護や介護保険に関する講座、認知症に関する講話を開催し、介護予防と健康づくりを促進する。
- ② 健康相談、栄養相談、歯科衛生相談、介護相談等、高齢者や家族が抱える「悩み」や「困りごと」に対する各種相談事業を実施するとともに各事業の広報活動を行う。

(2) 生きがいくりの推進

- ① 手芸・工作教室、囲碁・将棋教室、百人一首の会等の教養講座を開催し、高齢者が趣味を深められる事業を実施する。
- ② 高齢者が諸活動への参加をとおして円滑に仲間づくりができるよう、場の設定及び活動の支援を行う。

(3) 支え合う活力あるまちづくりの推進

- ① 地域のシニアクラブ等との連携のもと、各種共催事業を開催するとともに活動の場を設定し、高齢者の地域での支え合いのシステムを支援する。
- ② さいたま市担当課、警察署、消防署、地域包括支援センター等の地域の関係機関との連携、共催により、高齢者が安全・安心な生活ができるよう、暮らしに関する各種の講話、防犯講座、交通安全教室、防災講話等を開催する。

(4) 児童とのふれあいの場、高齢者が活躍できる場の提供

- ① 児童センター併設という特性を生かし、児童、保護者等世代を超えた交流の場を設定し、相互理解を深めていけるよう支援する。
- ② 児童センター、憩いの家共催事業等、様々な活動や日常の関わりやふれあいをとおして、高齢者が活躍できる場の設定及び活動の支援を行う。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策（新型コロナウイルス感染症対策）

- ① 日常的な清掃及び施設内外の環境整備を徹底する。
- ② 感染症等の流行、まん延を防止するため、「3つの密」が同時に重なることを避けることや、設備や備品の消毒をはじめとした衛生対策を行う。
- ③ 利用者に向けた「手洗い、うがい、マスク着用、手指消毒、検温、互いに距離をとること」の実施により、感染症対策を行う。
- ④ さいたま市の『さいたま市職員の職場における新型コロナウイルス感染予防対策に関するガイドライン』や『緊急事態宣言の解除を受けた高齢福祉課所管市民利用施設に係る利用再開ガイドライン』に基づき、対策を徹底する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染者（疑いを含む）が出た場合の初動対応を事業団フローチャートに従い感染が拡大しないよう徹底する。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の予防を周知、啓発させるためにコーナーを作り、情報を発信する。

(2) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハット(事件・事故)報告書を作成し、統計を取るとともに、職員間で共有し対策を講じることで同様の事故の未然防止に努める。
- ② 軽微なけがや体調不良、物損事故など、業務中に発生もしくは確認されたことを業務日誌等に記録として残し、検証を行う。
- ③ 事故発生時には「危機管理マニュアル」に基づき、迅速な対応を徹底するとともに、万が一、重篤なケガや急病が発生した場合には、さいたま市の所管課や保健所等関係機関と連携し、速やかに対応するとともに原因の究明及び再発防止策を講じる。

(3) 防犯対策

- ① 不特定多数の方が利用する施設であることから、不審者が侵入しやすい環境でもあるため、不審な来館者には職員から声掛けを行い、明確な来館目的等がなければ利用できないことを伝え、侵入を防止する。
- ② 「危機管理マニュアル」に基づき、警察署の指導による不審者侵入を想定した対応訓練を行い、非常時に備える。

(4) 個人情報管理

- ① 「個人情報保護法」及び「個人情報保護条例」を遵守し、法人が定める「個人情報に関する基本方針」に基づいて適切に対応する。
- ② 「個人情報保護規程」を施設の目につきやすい場所に掲示し、その仕組みや考え方を利用者に周知していく。
- ③ 職員は業務上知り得た「個人情報」「さいたま市、関係団体及び契約先に関する秘密情報」「当法人経営上の秘密情報」等を在職中はもとより、退職後も第三者に故意または過失により開示、提供若しくは漏洩し、又は自ら使用することのないよう誓約書を法人へ提出することとする。

(5) 災害対策

- ① 法人の「危機管理計画」に基づき、火災対策や地震、豪雨、大雪といった天災対策の基本として定められた「災害対策計画」及び「危機管理マニュアル」のもと、あらゆる災害が発生する可能性を想定し、防災知識の普及、啓発、防災備品の整備等、被害の発生の予防、軽減や二次災害の防止となる取組を行う。
- ② 災害が起きた場合は利用者等の生命及び身体を守り、被害を最小限にできるよう、迅速な応急復旧対策を行う。

(6) 施設維持管理

- ① 利用者に安全で快適な環境を提供するため、「サービス(業務)マニュアル」に基づいた自主点検、定期点検、法定点検等のほか、環境整備、備品・遊具等の保守点検を実施し、安定的な施設管理に努める。
- ② 施設・設備の適正な管理と計画的な修繕のために、「施設・設備修繕計画書」を作成し、計画的に各所修繕や部品交換等を行う。
- ③ 備品の管理にあたっては「備品台帳」に掲載するとともに、新たな事業や計画的な備品整備のため「備品等整備計画書」を作成する。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映させる取組

- ① 利用者意識の傾向を探り、意見や要望を事業にできるよう、利用者アンケートを年1回、全施設一斉に実施する。
- ② 新たなニーズの発見につなげられるよう、行事参加者を対象にアンケートを実施する。
- ③ みなさまの声」でいただいた要望や苦情に対し、迅速に対応する。
- ④ 高齢者が見やすい広報誌づくりや、ホームページの活用等を積極的に行う。

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 地域自治会、民生委員、老人クラブ等から意見や要望を聞き、事業に反映させる。
- ② ボランティアや実習生から、活動を通しての意見や要望を聞き、今後の事業に生かす。
- ③ 老人福祉センターとの連携を図ることにより、高齢者向け事業の更なる充実を図る。

(3) 専門性の向上

- ① 事業団主催研修、さいたま市老人憩いの家研修、外部派遣研修、職場内研修を実施・受講する。
- ② 老人憩いの家（業務）マニュアル、老人憩いの家危機管理マニュアルを活用する。

7 年間行事等

<三橋老人憩いの家・分館>

開催月	行事名
5月	利用団体代表者会議
7月	おたのしみ会
8月	夏休み囲碁教室
9月	中規模修繕により9月～3月の本館は休館のため、分館で事業を実施
10月	三味線演奏会
定期	レクタイム、避難訓練

<天沼老人憩いの家>

開催月	行事名
6月	工作①
7月	夏休み工作①
8月	夏休み工作②
12月	工作②、やきいもパーティー
1月	利用者懇談会
3月	工作③
定期	ラジオ体操、避難訓練

<宮原老人憩いの家>

開催月	行事名
6月	利用者懇談会
7月	夏のお楽しみ会
10月	演芸大会
11月	介護予防講話
12月	木育イベント
定期	ゆうゆうサークル、シルバーサークル、カラオケひろば、囲碁、憩いの家サロン、運動支援員による運動教室、避難訓練

<植水老人憩いの家>

開催月	行事名
5月	利用者懇談会
6月	除草作業
8月	夏休み交流事業（囲碁教室/将棋教室/卓球教室/手話ダンス）
9月	お月見会
11月	除草作業、植水交流まつり
3月	演芸大会
定期	カラオケ会、健康体操、避難訓練、高齢者向けサロン※職員派遣

<本郷老人憩いの家>

開催月	行事名
5月	利用者懇談会、環境ボランティア活動
6月	介護予防教室、世代交流じゃがいも掘り、手芸・工作会①
7月	映画会、夏のイベント（昔遊びと発表の場）
8月	児童交流囲碁会
9月	工作会②
11月	演芸大会
1月	工作会③
3月	春のイベント（昔遊びと個人発表の場）
定期	健康体操、運動支援員による運動教室、卓球、おしゃべりサロン、避難訓練

<片柳老人憩いの家>

開催月	行事名
4月	運動教室（運動支援員）①
5月	利用者懇談会、講演会（消費者センター）、運動教室（運動支援員）②
6月	運動教室（運動支援員）③
7月	講演会（地域包括支援センター）、運動教室（運動支援員）④
9月～3月、中規模修繕のため休館	
定期	健康サークル、囲碁の日、避難訓練、ますます元気体操（6月～7月）

<春野老人憩いの家>

開催月	行事名
5月	利用者懇談会、いちにち健康教室①
7月	カラオケ大会
10月	いちにち健康教室②
1月	演芸大会、いちにち健康教室③
3月	はるのまつり
定期	カラオケの日、おはなし会、運動支援員によるふれあい運動サロン、囲碁将棋の日、ふれあい卓球、避難訓練

<与野本町老人憩いの家>

開催月	行事名
5月	児童センターde花づくり①
6月	利用者懇談会
9月	子どもシニア交流イベント①
11月	児童センターde花づくり②、健康づくりのための講話
2月	子どもシニア交流イベント②
3月	春のお茶会
定期	避難訓練

【6】大崎むつみの里

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

<第1事業所>

- (1) 生活介護事業[かがやき]
- (2) 自立訓練（機能訓練）事業[こもれび]
- (3) 自立訓練（生活訓練）事業[きらめき]
- (4) 就労移行支援事業[はばたき]
- (5) 就労継続支援事業B型[大崎実習センター]
- (6) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

<第2事業所>

児童発達支援センター[大崎児童学園]

- (1) 児童発達支援事業
- (2) 保育所等訪問支援事業
- (3) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 受託事業

<障害者生活支援センター>

相談支援事業（地域生活支援事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業）[浦和区障害者生活支援センターむつみ、緑区障害者生活支援センターむつみ]

3 自主運営

<むつみホーム大間木>

- (1) 共同生活援助事業
- (2) 短期入所事業（空床利用型）

4 施設の基本理念

<共通>

基本理念	その人らしい主体的な生活が送れるよう、想いに寄り添った支援に努めます。
基本方針	その人らしい主体的な生活ができるよう支援に努めます。
	社会体験の幅を広げ、地域で共に支えあう社会を目指します。
	人権に配慮し、利用者のニーズに応じ、安心できる支援を提供します。
	お住いの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。

<生活介護事業>

基本理念	利用者一人ひとりが安全に安心して自己決定を大切にしたい支援が受けられることを目指します。
基本方針	一人ひとりのニーズに沿って支援をすすめます。
	安全に配慮した環境を提供します。
	意思決定を尊重した支援を提供します。

<自立訓練（生活訓練・機能訓練）事業>

基本理念	一人ひとりの個性と可能性を引き出し、自信と希望のある生活を共にみつけます。
基本方針	個人の意向を尊重します。
	効果的な訓練を行います。
	生活や心身の変化に気づき迅速に対応します。

＜就労移行支援事業・就労継続支援事業B型＞

基本理念	利用者一人ひとりが、自ら働くことの大切さを実感できる支援を目指し、安心して働ける環境を提供します。
基本方針	就労を意識できる支援
	自分の仕事に喜びを感じることでできる支援
	働き続けることでできる環境の提供

＜児童発達支援事業＞

基本理念	子ども・保護者の立場で子どもの成長に合った支援を提供していきます。
基本方針	一人ひとりを大切にしたい支援を行います。
	安全に配慮した環境を提供します。

＜保育所等訪問支援事業＞

基本理念	保護者と園の間をつなぎ、子どもが地域の園に楽しく通えるように支援します。
基本方針	幼稚園や保育園等と連携します。
	保護者と園の間をつなぎ、安心して園に預けられるように支援します。
	利用児が楽しく通えるように支援します。

＜相談支援事業（第1事業所・第2事業所共通）＞

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

＜障害者生活支援センター＞

基本理念	地域で暮らす障害のある方が安心して暮らすことができ、ライフステージで途切れることのないよう地域のネットワークを広げ、支えあう体制づくりをめざします。
基本方針	地域部会を意識したネットワークの構築、相談支援体制の強化に努めます。
	地域で暮らす障害のある方、家族のニーズを的確に把握し必要に応じた支援を行います。
	障害児者の人権擁護に取り組み、虐待防止の対応、啓蒙に努めます。

＜むつみホーム大間木＞

基本理念	一人の人間としての尊厳や誇りをもちながら、地域の中で安心して生き生きと生活していくことができるような支援を提供します。
基本方針	地域において共同して日常生活を営むことができるよう支援します。
	相談その他の援助を適切に行います。
	関係機関と連携して利用者の支援に努めます。

5 今年度の重点取組項目

(1) 第1事業所

＜生活介護事業＞

利用者の意向やニーズに沿った支援計画の作成のため、利用者や家族と相談を丁寧に行う。また、利用者の特性に応じた個別プログラムを検討し支援計画に反映させるとともに、支援計画の満足度調査を実施し、平均90点以上の満足度を目指す。

＜自立訓練（生活訓練）事業＞

利用者の訓練による達成感向上のため、活動内容評価のアンケートを実施し、それを反映した支援計画や月間プログラムを作成し支援の充実を図る。

＜自立訓練（機能訓練）事業＞

利用者個々の真のニーズを達成できるよう、多職種連携による職員会議やケース会議の充実を図る。

＜就労移行支援事業＞

学習会や作業訓練を繰り返し行い、成功体験を積むことによって仕事の楽しさや自信を持つことを実感していただき、働くことへの意欲と喜びを持てる場を提供する。

＜就労継続支援事業B型＞

利用者に毎日元気に通っていただくため、利用者の高齢化を踏まえて、体力や能力、生活環境を見据えながら、安定的に通所するために必要な福祉サービスの見直しを図る。

＜相談支援事業＞

専門知識を高めるために、事例検討会を実施するとともに、研修や地域の会議に参加する。

(2) 第2事業所

＜児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業＞

活動の一環として、音楽あそびをとおして、コミュニケーションや社会性の発達を促せるよう、充実した支援場面を設定していく。

＜相談支援事業＞

緑区の相談支援連絡会等への参加や地域の福祉サービス事業所への訪問をとおして、地域の関係機関との連携を更に深めていく。

(3) 障害者生活支援センター

今後各区に設置される地域部会を意識し、地域で支え合う体制基盤を支援課と共に整備する。

(4) むつみホーム大間木

相談支援事業と連携して、入居者及び家族との面談等を行い入居者のニーズの充足状況を確認し、ニーズに沿ったサービスを提供する。

6 具体的計画

(1) 共通

- ① 利用者のあらゆる意思表出や選択を尊重し、その人らしい生き方を支援する。
- ② 利用者と地域や社会との関係を大切にする。
- ③ 利用者およびご家族のニーズの変化に対応する。

(2) 第1事業所

＜生活介護事業＞

利用者一人ひとりがその人らしい主体的な生活を送ることができるよう、障害特性を理解し利用者の意向や状況の変化に応じた支援を行う。また、地域と共に生きる取組として、広報活動や地域行事への参加を継続する。地域で利用者が必要なサービスをスムーズに利用できるよう関係機関との連携を強化する。

- ① 利用者一人ひとりが思いを伝える過程で意思形成や意志表出を促すため、利用者にとって理解しやすい提示方法を工夫し支援を行う。また、利用者自身が可能な限り選択できるよう個別の支援プログラムやグループ活動を設定し、支援の充実を図る。
- ② 地域資源を生かした支援活動として外出活動やプール活動等を積極的に取り入れる。感染症対策を継続し、地域交流を行う中で施設に対する理解の促進や利用者が充実した時間を過ごせるような支援を提供する。
- ③ 近隣の支援学校や関係機関との連携を強化し、新規利用者の獲得と共に利用者及び家族が安定したサービスの利用を継続していけるよう努める。

＜自立訓練（生活訓練）事業＞

機能訓練と連携して活動内容の充実を図り、自分らしく生活する力を高める。

- ① 利用時間、訓練内容及び給食サービスの有無について、選択肢の幅を広げる。
- ② 地域での活動（公共施設や公共交通機関の利用等）を積極的に行う。
- ③ 利用者の意向を支援に生かし、主体的に活動できる環境を整える。

＜自立訓練（機能訓練）事業＞

専門職によるチーム体制で効果的な訓練や支援を行い、一人ひとりの障害を共に受け止める。

- ① 利用時間や訓練内容及び給食サービスの有無について、選択肢の幅を広げる。
- ② 専門職を中心とした健康管理や家族支援、自主訓練指導の充実を図る。
- ③ 訓練終了後の生活を見据えた、地域移行や他事業連携を強化する。

＜就労移行支援事業＞

就労を希望する障害のある方で、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる方に対し、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う。また、求職活動に関する支援や適性に応じた職場開拓、就職後における職場定着支援や相談、その他の必要な支援も行う。

- ① 施設内や近隣の福祉施設での清掃業務、就労継続支援事業B型が受注している作業を行い、適性に応じた生産活動の機会を提供する。生産活動の機会を提供するにあたっては、作業時間が過重な負担とならないよう、また、複数の作業種に取り組めるよう配慮する。
- ② 利用者の状況や希望を踏まえて、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携を図りながら、職場実習や求職活動の支援、職場定着のための支援を行う。
- ③ 就労にむけた職場実習においては、ともに働く社員の方々に実習の意図等を説明することによって、障害者理解を図る。

＜就労継続支援事業B型＞

年齢や心身の状況その他の事情により一般企業での雇用が困難な方や就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方に対して、生産活動の機会の提供とともにその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識の習得及び能力の向上のために必要な訓練やその他必要な支援を行う。

- ① 生産活動を通じ、基本的態度の形成、職業人としての自覚の高揚が図れるよう支援する。また、適性に応じた生産活動の機会を提供する。
- ② クラブ活動・社会体験活動・自治会活動等を通じ、快適な暮らしを送ることができるよう生活力や社会性を高める支援を行う。
- ③ 障害者関係機関との連携強化及び他分野、他機関との連携を図り、地域のネットワークの構築に努める。

(3) 第2事業所

＜児童発達支援事業＞

- ① 児童の発達状況に応じたグループを設置し、適切な支援を提供する。

ア 母子グループ（いちご組：歩行未獲得児・みかん組：歩行獲得児）

早期療育の必要な児童や子育てに不安を持っている親子に遊びを通し、遊び方やかかわり方の指導・支援を行う。

イ 通園グループ（りんご組・ぶどう組）

発達段階に応じた個別的・集団的指導を行い、基本的動作の習得や人との関わりの楽しさ

の中から豊かな日常生活を過ごすことができるよう全体的な発達を促す支援をする。また、必要に応じ1回あたり30分程度の個別指導を実施し、個々の持っている力を引き出す支援をする。

ウ フォログループ

幼稚園・保育園に通園している療育の必要な児童に対して、小集団での活動を通し、集団に適應する力や発達を促す指導・支援を行う。

- ② 年に4回の音楽療法士の指導をもとに、月1回（単独・母子グループ・フォログループは不定期）の音楽遊びを計画的に実施し、改めて保護者にも目的や効果を伝えながら進めていく。
- ③ 第2事業所の事業を知ってもらうために、新しくリーフレットを作成し関係機関等に配布していく。

＜保育所等訪問支援事業＞

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適應のための専門的な支援その他必要な支援を行う。障害児への保育にかかわる保育士等へ支援上の手立てを伝え、抱える悩みに応えることで、障害児への理解を促す。

(4) 第1事業所・第2事業所共通

＜相談支援事業＞

地域の中で安心して暮らし続けられるために、相談者のニーズに沿うとともに、相談者が希望する支援の提供に努める。

- ① 心身の状況や環境等に応じて、必要なサービスを多様な事業者から総合的かつ効果的に提供する。
- ② サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行うとともに、必要に応じた支援等を適切な手法で行う。
- ③ 提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

(5) 障害者生活支援センター

① 地域部会を意識した体制整備への取組

支援課と協働し、地域の相談支援体制、各福祉サービス提供事業所等との連携を強化し区の特徴を活かした地域で支え合うネットワーク体制を構築する。（実態把握、ネットワークづくり、資源の活用、区の仕組みづくり、課題の抽出）

② 地域の中で安心して暮らし続けられるための取組

地域で生活している障害のある方、その家族、関係機関が困ったときに相談できるように支援センターの周知に努め、市内イベント、区民祭り等へ参加する。

③ 人権擁護の取組

ア 虐待が起きる可能性が高い事案に対し通報義務があることに加え、虐待が発生した際には行政機関とともに案件の対応にあたる機関として日頃から虐待防止の視点をもって支援にあたる。

イ 虐待防止研修への参加、伝達研修等を積極的に行い、法人内の他の事業所職員とも虐待防止の視点の共有を図る。

④ ニーズに沿った相談支援の提供

利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉就労支援、教育等のサービスが総合的、効果的に提供されるよう適切な支援を行う。

(6) むつみホーム大間木

共同生活援助事業では、利用者が安心して生活が送ることができるようアセスメントを的確に行い、ニーズに基づいた支援を提供する。また、身辺自立の確立と、共同生活の一員としての協調性及び自発性の確立に努める。

短期入所事業では、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって必要な支援を行う。

- ① 利用者の健康管理を行うとともに、家庭的な食事を提供する。また、入浴、排せつ、着替え、整容等その方に必要な支援を行う。
- ② 利用者の利便性が高まるとともに生活の質が向上するよう、関係機関との連携に努める。また、地域行事等に容易に参加できる地域と良好な関係を築き、環境づくりに努める。
- ③ 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況を把握し、適切な相談及び援助を行う。

7 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

「感染症対策」「医療ケア実施要領」等のマニュアルを職員に周知するとともに、定期的に見直しを行い、日々の支援業務において活用する。感染症対策研修を実施し、新しい情報の共有を図る。また感染症発生時における事業継続計画（BCP）を策定する。

(2) 事故防止対策

「安全管理」「虐待防止」等のマニュアルを職員に周知するとともに、定期的に見直しを行い再発防止策の取組を継続する。また、ヒヤリハットの検証を職員間で行い、事故防止に努める。

(3) 防犯対策

「不審者侵入対策」等のマニュアルを定期的に見直し、職員に周知するとともに、年2回、管轄の警察署と「実地訓練」を繰り返し実施することで有事に備える。

(4) 個人情報管理

「個人情報管理」等のマニュアルを職員に周知するとともに、定期的に見直しを行い日々の業務において活用する。

(5) 災害対策

「防災」「消防計画に基づく行動」「事業継続計画（BCP）」等のマニュアル等を職員に周知するとともに、定期的に見直しを行い、火災や各種の天災に備える。

(6) 施設維持管理

施設設備については、定期点検保守業務及び清掃業務を専門業者に依頼し、安全で清潔な状態を保つ。

8 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

利用者及びご家族の意向に沿った支援の徹底を図るため、日常活動における意向の聴取、面談の実施、家族(保護者)懇談会の開催、利用者アンケートの実施、行事参加者へのアンケートの実施、投書箱「みなさまの声」の設置、苦情受付窓口の設置等を行う。

(2) 地域、関係機関との連携

むつみ祭の開催、地域行事（緑区民まつり）への参加、広報誌の発行、行政機関・保健医療機関・障害福祉サービス事業所・教育機関等との連携、災害時相互援助協定書の締結、実習生・

「未来（みら）くるワーク」・ボランティアの受入れ、見学会の開催、地域貢献事業の開催、地域のセーフティネットとしての機能の強化等を行う。

(3) 専門性の向上

事業団の「研修要綱」に基づく研修体系及び研修計画により研修を実施することで、専門知識等の習得を目指すとともに専門職としての意識を喚起し、資質の向上を図る。

① 職場内研修

各委員会研修、訓練及び講習会等に加え、各種勉強会を実施する。また、事業ごとに事業内研修を随時実施する。

② 外部派遣研修

関係機関主催の研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。

③ 応急手当普及員の研修

複数名の職員が応急手当普及員の研修を受けて、資格を取得する。資格を取得した職員により、施設内でAEDの普通救命Ⅰ・Ⅲの研修を開催する。今後も専門性の向上として研修を継続する。

9 年間行事等

(1) 第1事業所

<生活介護事業>

開催月	行事名
4月	入所式、家族懇談会①
5月	市街地外出活動①（5月～6月）、プール活動①（5月～6月）
6月	市街地外出活動①（5月～6月）、プール活動①（5月～6月）
7月	定期健康診断①
8月	プール活動②
9月	市街地外出活動②（9月～10月）、家族懇談会②
10月	市街地外出活動②（9月～10月）、定期健康診断②
11月	お菓子作り活動（11月～12月）
12月	お菓子作り活動（11月～12月）、歯科検診・ブラッシング指導、グループ別懇談会
1月	成人を祝う会・かがやき会
2月	市街地外出活動③（2月～3月）、定期健康診断③、
3月	市街地外出活動③（2月～3月）、家族懇談会③
定期	自主避難訓練（年6回）、総合防災訓練（年2回）、むつみ祭（年1回）

<自立訓練（生活訓練）事業>

開催月	行事名
4月	お花見 お菓子作り活動
6月	スポーツ体験活動（自立訓練合同）①
9月	社会体験活動①
11月	スポーツ体験活動（自立訓練合同）②
12月	社会体験活動②、忘年会（自立訓練合同）
2月	社会体験活動③、お菓子作り活動
3月	社会体験活動④
定期	自主避難訓練（年6回）、総合防災訓練（年2回）、むつみ祭（年1回）

<自立訓練（機能訓練）事業>

開催月	行事名
6月	スポーツ体験活動（自立訓練合同）①
11月	スポーツ体験活動（自立訓練合同）②
12月	忘年会（自立訓練合同）

定期	自主避難訓練（年 6 回）、総合防災訓練（年 2 回）、むつみ祭（年 1 回）
----	---

＜就労移行支援事業＞

開催月	行事名
4 月	家族懇談会①
5 月	調理体験①
9 月	家族懇談会②、ふれあいスポーツ大会
10 月	就職面接会
11 月	社会体験活動、定期健康診断、歯科検診・ブラッシング指導
12 月	調理体験②
2 月	家族懇談会③
定期	パソコン講習会（月 1 回）、お茶会（年 4 回）、自主避難訓練（年 6 回）、総合防災訓練（年 2 回）、むつみ祭（年 1 回）、事業所見学・事業所実習・企業見学会（随時）

＜就労継続支援事業 B 型＞

開催月	行事名
4 月	お花見散歩、家族懇談会①
6 月	社会体験活動①、健康診断①
8 月	お盆レクリエーション
9 月	家族懇談会②、ふれあいスポーツ大会
11 月	定期健康診断、歯科検診・ブラッシング指導
12 月	社会体験活動②
1 月	新年レクリエーション、スマイルプラス
2 月	健康診断②、家族懇談会③
定期	自治会活動（月 1 回）、クラブ活動（年 6 回）、パソコン講習会（年 6 回）、自主避難訓練（年 6 回）、総合防災訓練（年 2 回）、むつみ祭（年 1 回）

(2) 第 2 事業所

＜児童発達支援センター＞

開催月	行事名
4 月	始業式、グループ別保護者説明会
5 月	グループ別懇談会、春の遠足（単独グループ）、お楽しみ会（子どもの日）
6 月	グループ別園長とのティータイム、言語学習会、
7 月	先輩保護者のお話、園外プール①（単独グループ）、参観日（単独・みかんグループ）
8 月	園外プール②（単独グループ）、園長とのティータイム（フォローグループ）
9 月	園外プール③（単独グループ）、フォローグループ参観日
10 月	運動会、芋ほり
11 月	秋の遠足（単独・母子グループ）、心理学習会
12 月	お楽しみ会（クリスマス）
1 月	参観日（単独・いちごグループ）
2 月	園外保育（単独グループ）、懇談会（母子グループ）
3 月	懇談会（単独、フォローグループ）、お別れ会（母子、単独グループ）卒園式、終業日
定期	自主避難訓練（月 1 回）、誕生日会（月 1 回）、身体測定（月 1 回）、交流保育（年 10 回）、絵本読み聞かせ会（年 10 回）、音楽療法（年 4 回）、保護者向け勉強会（年 5 回）、総合防災訓練（年 2 回）、むつみ祭（年 1 回）

(3) むつみホーム大間木

＜共同生活援助＞

開催月	行事名
8 月	地域花火大会見物及び余暇支援活動
10 月	地区防災訓練
定期	防災訓練（年 2 回）、個別面談（年 2 回）

【7】障害者福祉施設春光園

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

＜春光園けやき＞

- (1) 生活介護事業
- (2) 自立訓練（生活訓練）事業
- (3) 相談支援事業(特定相談支援、障害児相談支援)

＜春光園うみず＞

- (1) 生活介護事業
- (2) 相談支援事業(特定相談支援、障害児相談支援)

2 自主事業

＜春光園けやき＞

- (1) 高齢者宅配食事サービス事業
- (2) 生計困難者に対する相談支援事業

3 施設の基本理念

＜共通＞

基本理念	地域で暮らす利用者の人権を擁護し、個々の状況に応じた質の高い効果的かつ総合的な支援を行います。
基本方針	利用者個人を尊重した支援を行います。
	利用者のQOLを高める支援を行います。
	利用者の社会参加の機会を増やします。
	地域や関係機関と連携し豊かな支援を行います。

＜生活介護事業＞

基本理念	一人ひとりの思いを尊重し、自分らしい生活が送れるよう質の高いサービスを提供します。
基本方針	一人ひとりのニーズに沿って支援を提供します。
	安全に配慮した環境を提供します。
	意思決定を尊重した支援を提供します。

＜自立訓練（生活訓練）事業＞

基本理念	一人ひとりの個性と可能性を引き出し、自信と希望のある生活をともに見つけます。
基本方針	個人の意向を尊重します。
	効果的な訓練を行います。
	生活や心身の変化に気づき迅速に対応します。

＜相談支援事業＞

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

4 今年度の重点取組項目

(1) 春光園けやき

<生活介護事業>

タブレットや写真カードを使用した利用者の意思決定支援の更なる充実を図るため、関連する内容の外部研修に年間1人以上参加するとともに、施設内で伝達研修を実施して、技術の向上に努める。

<自立訓練（生活訓練）事業>

基礎的な生活能力を身につけられるよう、支援計画の見直しごとに利用者への聞き取り調査を実施し、自己選択、自己決定を基本として、支援内容に反映させる。

<相談支援事業>

『その人らしい生き方』を尊重するため、利用者の立場になって支援させていただく取組として、人権擁護・虐待防止研修等に参加し、研鑽を重ねる。

(2) 春光園うえみず

<生活介護事業>

全職員の支援スキルが向上するよう、専門性向上のための研修に、年間1人1回以上参加する。併せて、取得した技術の共有のため、伝達研修を実施する。

<相談支援事業>

福祉サービスや地域の社会資源を適切に利用できるよう、福祉サービスを提供する事業者や関係機関との連絡調整を行うとともに、地域資源の発掘、開拓に努める。

5 具体的計画

(1) 共通

利用者が地域の中で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者の権利を擁護し、個々の特性や個性、資質に応じた支援に取り組む。

- ① 危機管理及び運営管理マニュアルによるサービスの標準化
- ② サービス向上を目的とした各種委員会の実施(虐待防止委員会、給食委員会など)
- ③ 利用者の健康管理のため月1回の嘱託医の健康相談、年1回の健康診断、歯科健診、歯科ブラッシング指導の実施
- ④ 家族懇談会、個別面談の実施や日々の連絡ノート、電話連絡などにより家族と連携し、利用者の状況を踏まえた支援を実施するとともに、聴取したご意見をサービスの向上につなげる。

(2) 春光園けやき

<生活介護事業>

利用者の意思を尊重しながら、日常生活支援及び日中活動支援を実施し、充実した日々の生活を送れるようにする。

- ① 食事、排泄、更衣、整容、入浴など利用者の要望や障害状況に応じて必要な支援を行う。
- ② 日中活動を通して生きがいや楽しみを見出すために利用者に対し以下のことを実施する。
 - ア 創作的活動（絵画、貼り絵、クラフト、書道、季節の装飾づくり、マープリング等）
 - イ 文化的活動（季節の行事、ボランティアコンサート、地域交流等）
 - ウ 生産活動（陶芸、染め物、紙すきの自主生産、受注作業等）
 - エ 社会体験活動（園外体験活動、買い物体験、調理体験等）
 - オ レクリエーション（室内レクリエーション、軽スポーツ、プール活動、散策等）

カ 各活動グループの枠を越えたクラブ活動（創作、運動、音楽等）

- ③ 身体機能維持のため、理学療法士の助言に基づき、歩行訓練やマッサージなどを行う。
- ④ 入浴サービス（自宅での入浴が困難な利用者を対象とする。）
- ⑤ 医療的ケアの提供（必要に応じて吸引や経管栄養等）

＜自立訓練（生活訓練）事業＞

利用者に対して、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、期間を定め、生活能力の維持、向上等を目指し、生活に必要な基礎的な暮らしの力（体力、マナー、生活習慣）を獲得するための支援を行う。

- ① 生活訓練（洗濯、掃除、金銭理解と管理、整容等）
- ② 健康管理（服薬の管理、入浴指導、運動指導等）
- ③ 利用者の意思を尊重した支援計画の作成

＜高齢者宅配食事サービス事業＞

関係機関と調整を図るとともに、献立にも配慮し宅配先の満足度を高める。

- ① 安心安全な食事の提供に努める。
- ② 旬の食材を使い季節感が感じられる食事の提供を行う。
- ③ 食べやすさに配慮した食事の提供を行う。

＜生計困難者に対する相談支援事業＞

社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が設置する「埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会」の会員となり、「彩の国あんしんセーフティネット事業」として事業を実施する。

事業を実施するにあたり、生計困難者に対する担当相談員を配置する。

- ① 地域の中で生活課題を抱え生活に困窮している方の相談に応じ、必要な支援につなげていく。
- ② 生活保護などの既存にある制度による対応では困難であり、生活がひっ迫している方に対し食費や医療費、家賃などの費用の全額又は一部の経済的援助を行う。
- ③ 活動にあっては、埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会彩の国あんしんセーフティネット事業社会貢献支援員と連携して支援にあたることとする。

(3) 春光園うえみず

＜生活介護事業＞

利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、生活介護支援計画書を作成する。支援員によるチームアプローチを行い、必要に応じてケース会議、専門職（嘱託医、看護師、理学療法士や作業療法士、栄養士等）を交えたケースカンファレンス、利用者及びその家族とのモニタリング（面談）、関係機関との調整等を行う。

また、年2回以上、理学療法士又は作業療法士の指導により、利用者の機能維持に努める。

① 日常生活介護

利用者の状況に応じた適切な対応（介助等）により、食事、更衣、排泄、整容（歯磨き、洗面を含む）等の生活全般にわたる援助を行う。

② 日中活動

ア 創作的活動

絵画、貼り絵、塗り絵、書道、行事の小道具・飾り等

イ 文化的活動

季節行事、ボランティアコンサート、地域交流等

ウ 生産活動

受注作業、自主製品（布巾等ステンシルを使った製品、ビーズ製品、編み物等）

エ 園外活動

プール、音楽鑑賞、工場見学、買い物等

オ レクリエーション活動

散歩、室内ウォーキング、音楽・運動・ダンス、カラオケ、ゲーム等

カ おやつ作り

(4) 相談支援事業

人の尊厳を守り、その人らしい生活が送れるよう支援する。

- ① 利用者の自宅や障害福祉サービス機関に訪問し、生活環境の把握に努める。
- ② 適切なサービスを受けているか等定期的にモニタリングを実施し、必要な課題に応じて、行政・各関係機関と連携していく。

6 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 来所及び帰宅時の検温を実施し、手指消毒、うがいの励行等利用者の健康管理に努める。
また、感染症マニュアルに基づき、毎日の施設内のアルコール消毒、職員のマスク着用等、感染症対策の徹底に努め、送迎する家族にも啓発するための通知やポスターを掲示して周知徹底を行う。
- ② 感染症発生時には、個別対応（消毒処理等）が可能な体制をとる。

(2) 事故防止対策

- ヒヤリ・ハットメモを検証し事故防止に努める。
- また、日頃から、作業室等の整理整頓に努めるとともに、危険がないよう柵やロッカー等のレイアウトに配慮する。

(3) 防犯対策

不審者の侵入に備え、建物及び時間外における門扉等の施錠の確認を徹底する。

(4) 個人情報管理

情報セキュリティポリシーに基づく情報管理の徹底を行う。

(5) 災害対策

- ① 消防計画に基づき、防火管理者を中心として緊急時対策に取り組む。
- ② 食料・水などの災害備蓄品
- ③ 消防署立会いによる総合防災訓練の実施、自主防災訓練の実施（年2回）

(6) 施設維持管理

特定建築物点検（3年に1回）、設備点検（年1回）を実施し、施設の不具合等を事前に把握し、適切な施設管理に努める。

7 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 家族を含む個別面談の実施
個別面談を通し、事業所での様子を家族に伝え、利用者一人ひとりの心身の状況、家庭の様子を聞き取ることで、支援に生かす。

② 利用者アンケートの実施

利用者や家族の要望、意見を知り、事業内容に反映させるとともに、利用者側の視点に立った支援を改めて認識する機会とする。自由記述欄に記載があった要望、意見については、速やかな対応に努める。アンケート結果及び意見への回答は掲示をする。

③ 家庭との相互理解、迅速な苦情対応

日々の連絡帳でのやり取りや電話連絡により、利用者の状態について家族との共有を図る。また、苦情については、職員全体が共有し再発防止に努める。

④ 「意見箱」及び「みなさまの声」への対応

利用者及び家族からの意見は、職員全体で共有し改善に努める。

(2) 地域、関係機関との連携

<共通>

- ① さいたま市の担当部署、障害者生活支援センター等と連携を図り、利用者を総合的に支援する。
- ② 地域行事等に積極的に参加し、地域との関係強化を図る。

<春光園けやき>

- ① 各関係機関との連携を図りながら、長期欠席者に対して家庭訪問などの働きかけを行う。
- ② 当施設に隣接する埼玉県南卸売団地及び大宮北東ロータリークラブと協力関係を深め、共催による新緑会を実施する。
- ③ 地区社会福祉協議会と連携を図り、民生・児童委員や中学生のボランティアの受入れを行う。また、民生委員や地域のボランティアを施設行事に招いて親交を深める。
- ④ 地域の行事に積極的に参加をし、広く地域の方々に理解を求めていく。
- ⑤ 介護体験、保育士・社会福祉士の養成学校の実習生を積極的に受け入れ、施設をアピールする。
- ⑥ 特別支援学校からの見学者、実習生の受入れと、学校への訪問を通して連携を深める。

<春光園うえみず>

① 利用日の拡大

平成24年から実施している土曜日開業を今年度も実施する。開業予定は、「うえみず土曜日開業」として6日を予定し、利用者の余暇支援と家族の休息支援の充実を図る。

② 利用者や家族のニーズ把握

利用者や家族からの要望・希望を施設運営に活かせるよう、個別面談時に確認する。

(3) 専門性の向上

<共通>

- ① 各事業相互の連携を図り、効果的、一体的なサービスの提供体制を強化する。
- ② 事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、次の研修に参加する。
 - ア 関係機関、団体の主催する研修
 - イ 資格習得研修（業務の遂行に必要な資格者の養成）
 - ウ 他施設との交流・視察研修

<春光園けやき生計困難者に対する相談支援事業>

担当相談員は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会に参加する。

- ① ブロック別事例検討会議
- ② 相談員養成研修

(4) 利用者への健康支援

- ① 嘱託医、看護師、理学療法士等の専門職により、利用者の健康に関する相談支援を行う。
また、必要に応じて支援員等と連携し、日常健康管理を行う。
- ② 健康診断の実施により健康状態を把握し、家族との連携を密に図る（健康診断、歯科健診、ブラッシング指導）。
また、関係機関主催の研修に積極的に参加し、専門性の向上に努める。

8 年間行事等

(1) 春光園けやき

<生活介護事業・自立訓練（生活訓練）事業>

開催月	行事名
4月	入所式、けやき懇談会、園外体験活動①(各活動グループ)
5月	新緑会、園外体験活動②(各活動グループ)
6月	園外体験活動③(各活動グループ)、除草活動、防災訓練①、活動見学週間
7月	歯科健診、園外体験活動④(各活動グループ)、七夕飾り付け
8月	健康診断、園外体験活動⑤(各活動グループ)
9月	園外体験活動⑥(各活動グループ)、個別面談①（前期）
10月	けやき懇談会、園外体験活動①(選択グループ)、活動見学週間、個別面談②（前期）
11月	収穫祭、園外体験活動②（選択グループ）、歯科ブラッシング指導
12月	園外体験活動③（選択グループ）、内科健診、忘年会
1月	園外体験活動④（選択グループ）、アート作品展
2月	園外体験活動⑤（選択グループ）、個別面談③（後期）、防災訓練②
3月	個別面談④（後期）
定期	嘱託医による診察（月1回）、クラブ活動（月1回）
随時	ボランティアコンサート

(2) 春光園うえみず

<生活介護事業>

開催月	行事名
4月	土曜日開業①
5月	家族懇談会①②（2回に分けて開催）、土曜日開業②、園外活動①
6月	園外活動②③
7月	利用者健康診断、歯科健診・フッ素洗口指導、防災訓練①、園外活動④、土曜日開業③
8月	モニタリング①（面談）、内科健診、土曜日開業④
9月	モニタリング②（面談）、ふれあいスポーツ大会、土曜日開業⑤
10月	家族懇談会③④（2回に分けて開催）、秋祭り、土曜日開業⑥
11月	ブラッシング指導・フッ素洗口指導、大宮西小バザー、防災訓練②、土曜日開業（予備）
12月	お楽しみ会
1月	アート作品展
2月	モニタリング③（面談）
3月	モニタリング④（面談）
定期	嘱託医による健康相談（月1回）、理学療法士又は作業療法士による指導（年6回）

【8】 槻の木

1 指定管理（令和2年度～令和4年度）

<槻の木>

- (1) 生活介護事業
- (2) 相談支援事業(特定相談支援事業、障害児相談支援事業)

<槻の木第2やまぶき>

- (1) 就労移行支援事業
- (2) 就労継続支援事業B型

2 施設の基本理念

<共通>

基本理念	利用者一人ひとりが安心してサービスを受けられる施設運営を行います。
基本方針	人権に配慮し、利用者のニーズに応じ、安心できる支援を提供します。
	利用者の今ある力を発揮できる本人主体の支援を最優先します。
	社会体験の幅を広げ、地域で安心して暮らせるお手伝いをします。
	お住いの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。

<生活介護事業>

基本理念	利用者一人ひとりが安全に安心して自己決定を大切にしたい支援が受けられることを目指します。
基本方針	一人ひとりのニーズに沿って支援をすすめます。
	安全に配慮した環境を提供します。
	意思決定を尊重した支援を提供します。

<就労移行支援事業・就労継続支援事業B型>

基本理念	利用者一人ひとりが、自ら働くことの大切さを実感できる支援を目指し、安心して働ける環境を提供します。
基本方針	就労を意識できる支援
	自分の仕事に喜びを感じることでできる支援
	働き続けることでできる環境の提供

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

3 今年度の重点取組項目

<生活介護事業>

意思決定を尊重した支援をより進め、支援に生かしていくために、意思決定に関する項目を1つ以上ケース会議内容に加え共有するとともに、意思決定支援を盛り込んだ支援計画を実施していく。

<就労移行支援事業・就労継続支援事業B型>

「利用者の会」と連携して利用者のニーズを抽出しやすくするため、利用者の会活動マニュアル

を利用者とともに作成する。

＜相談支援事業＞

利用者本位の計画を作成するため、同行支援を年8回以上実施し、利用者支援と同時に、サービス提供の実際を知る機会を増やす。

4 具体的計画

＜共通＞

- (1) マニュアルによるサービスの標準化のため1回以上の業務マニュアルの見直し
- (2) 関係機関との連携強化

さいたま市各区支援課、さいたま市各区障害者生活支援センターとの連携強化及び「岩槻区顔の見えるネットワーク会議」への複数回参加

＜生活介護事業＞

利用者の意向を尊重しつつ、家族との連携を大切にし、日常生活支援及び日中活動支援を中心にサービスを提供する。また、重度障害者及び援助困難者の支援に積極的に取り組む。

- (1) 利用者の健康状況を考慮し、健康管理や体力維持の支援を行う。嘱託医による月1回の内科診察の実施、身体機能の維持向上のために理学療法士の指導による週1回のリハビリの実施及び週2回の生活リハビリを行う。
- (2) マイクロバスによる送迎サービスを実施する。
- (3) 利用者の摂食嚥下状況に応じた形態で給食を提供し、食事サービスの充実を図る。
- (4) 土曜日の営業を年間4日(槻の木まつりを含む。)に設定し、利用者が1日有意義に過ごせる活動を提供する。
- (5) 日中活動支援として、個々の能力、適性、状況、関心、必要性に応じ、創作活動支援（紙漉き、ステンシル）、生産活動支援（農園芸、下請け等）、文化的活動支援（季節の行事、プール、リラクゼーション、ボランティアコンサート等）、健康活動支援（散歩、ウォーキング）を実施する。
- (6) 事業所の特性を生かした活動
 - ① 利用者の障害特性に合わせてグループを編成し、利用者のニーズに合わせたサービスを提供する。
 - ② 市民との交流を通して、施設及び障害者のことを知っていただく機会として地域の行事（岩槻やまぶきまつり、和土ふれあいフェスティバル）へ積極的に参加する。
 - ③ 地域企業の社会貢献への取組に協力し、行事への参加を通して社員ボランティアとの交流を図る。

＜就労移行支援事業＞

就労支援として、基礎体力、集中力等の向上を図り、協調性を身につけ、職場や社会の規律を遵守できるよう支援する。また、心身の状況及び希望に応じた適切な実習・就労の受入れ先を確保し、就労後の円滑な職場定着のために、就労支援関係機関等と連携を図りながら、適切な支援を行う。

- (1) 地域の中で「働く」ことを前提とし、個々の適性にあった職場への就労ができるよう支援を行う。事業所内での作業等においては、利用者の意向を尊重しつつ、個々の作業能力、課題に応じて実施し、作業内容、方法を常に工夫し、支援を行う。
- (2) 生活力向上のため、公共交通機関利用の訓練、社会生活における基本的マナー、ルールの習得、健康管理、体力の維持・向上、身だしなみ等への気づきの支援を行う。

(3) 就労、職場定着支援

- ① ハローワークへの求職者登録及び求職活動、埼玉障害者職業センターでの職業評価等関係機関と連携を図る。
- ② 企業見学、職場体験実習、就労を前提とした職場実習、トライアル雇用等の実施
- ③ 就職後の職場訪問、相談等のフォローアップを図る。

＜就労継続支援事業B型＞

利用者の意向を尊重しつつ、個々の能力、課題に応じて活動内容を決定する。利用者が活動を通じて、活動意欲が向上するように内容、方法を工夫し、個別支援の充実を図る。

- (1) 日常生活上必要な心身の健康管理や体力の維持・向上を図るため、毎日の体操及び体を動かす機会を提供する。
- (2) レクリエーション活動等を通じて地域社会・団体との交流や連携及び利用者相互の交流の機会を提供する。
 - ① 生活力向上のための支援
 - ア 社会人としてのマナーやルールの習得を図るための外出体験
 - イ 余暇の充実を図るためのレクリエーション活動
 - ② 利用者が適切に意見を述べ合える場として「利用者の会」を実施
 - ③ 利用者が主体的に計画を立て実施する活動行事の実施

(3) 生産活動支援

- ① 多種多様な作業種目確保のための地域企業と連携
- ② 利用者の適性に合った作業の提供
- ③ 年齢、体力、状況にあった生産活動の実施

＜相談支援事業＞

- (1) 障害者等からの相談を受け、家庭の居宅を訪問等で要望や主訴を聴取し、利用者の希望する生活を実現するために、福祉サービスの希望や生活上のニーズを把握する。関係機関との連携も図り、障害者福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう、サービス等利用計画の作成を行う。
- (2) 障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、保護者等のニーズに基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように障害児支援利用計画の作成を行う。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

感染症・食中毒等に関するリスク対応とまん延防止策について、チェックリスト等を活用し、検討・実施する。特に新型コロナウイルスについては、感染防止対策（マスク着用、手洗い、手指消毒、施設内消毒、3密の防止、定期的な換気等）を徹底する。

(2) 事故防止対策

発作、誤飲、けが等に関するリスク対応と防止策の検討・実施を行う。

(3) 防犯対策

- ① 夜間施設後は、機械警備による監視を行う。
- ② 関係者以外の外来者対応を強化する。

(4) 個人情報管理

情報セキュリティポリシーに基づく情報管理の徹底を行い、研修参加、伝達共有により職員意識向上を目指す。

(5) 災害対策

① 体制の充実

ア 地元自治会との「災害時相互援助協定」の継続

イ 火気使用個所の日常点検

ウ 食料・水等の災害時備蓄品の用意

② 訓練の実施

槻の木・第2やまぶき各々で総合防災訓練を実施（年2回）

(6) 施設維持管理

特定建築物点検（3年に1回）を実施し、施設の不具合を事前に把握し適切な施設管理に努める。また、修繕計画に基づき改修を実施する。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映させる取組

① 各種アンケート（利用者、給食、みなさまの声、行事についてのアンケート等）の実施

② 利用者の状況把握や意向を汲み取るために、面談等を年2回行う。

③ 日々の連絡帳のやり取り、施設通信の発行及び家族懇談会の開催等により、利用者のご家族と連携を図る。

④ サービスに関する苦情に対して、解決に向け迅速かつ誠実に対応する。

(2) 地域、関係機関との連携

① 地域行事への参加

② 挨拶の励行

③ 関係機関と情報共有し、必要に応じて合同ケース会議を開催する。

④ 岩槻区顔の見えるネットワーク会議への参加

⑤ 地域からの苦情に対し、解決に向け迅速かつ誠実に対応する。

⑥ 地域の自治会や小学校に対し、障害者福祉の啓発事業を実施する。

⑦ 槻の木及び第2やまぶきにおいて「槻の木まつり」を実施し、地域住民を招待する。

(3) 専門性の向上

事業団の「研修要綱」に基づく研修体系及び研修計画により研修を実施することで、専門知識等を習得するとともに専門職としての意識を喚起し、資質の向上を図る。

① 職場内研修

外部研修、事業団主催研修等の伝達研修を開催する。

② 外部派遣研修

関係機関主催の研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。

7 年間行事等

<生活介護事業>

開催月	行事名
4月	入所式・事業説明会・家族懇談会①

5月	土曜開所①、イエローキャンペーン①、総合防災訓練①、外出活動①、ふれあいの日①
6月	イエローキャンペーン②、外出活動②
7月	外出活動③、ふれあいの日②
8月	イエローキャンペーン③
9月	ふれあいの日③、ふれあいスポーツ大会
10月	槻の木まつり、岩槻区民やまぶきまつり、地域交流事業（和土小ふれあいフェスタ）、外出活動④、イエローキャンペーン④
11月	鷹狩り行列、健康診断、総合防災訓練②、外出活動⑤、イエローキャンペーン⑤、施設見学会
12月	歯科健診、外出活動⑥、土曜開所②、忘年会、ふれあいの日④
1月	イエローキャンペーン⑥、外出活動⑦、家族懇談会②
2月	ふれあいの日⑤、外出活動⑧、土曜開所③
3月	イエローキャンペーン⑦
定期	身体測定（月1回）、健康診断（月1回）、機能訓練（月4回）

＜槻の木第2やまぶき（就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、共通）＞

開催月	行事名
4月	事業説明会
5月	社会体験 総合防災訓練①
6月	スポーツレクリエーション
9月	ふれあいスポーツ大会
10月	槻の木まつり、地域交流事業（和土小ふれあいフェスタ）、岩槻区民やまぶきまつり
11月	鷹狩り行列、健康診断、総合防災訓練②、施設見学会
12月	歯科健診、利用者の会主催行事（忘年会）
定期	ラジオ体操・ウォーキング（月1～2回）、身体測定（月1回）

【9】 槻の木第1やまぶき

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

- (1) 就労移行支援事業
- (2) 就労継続支援事業B型
- (3) 相談支援事業（特定相談支援・障害児相談支援）

2 施設の基本理念

＜共通＞

基本理念	利用者一人ひとりが安心してサービスを受けられる事業所を目指します。
基本方針	利用者に対するサービスは、適切なプロセスを踏んで提供します。
	職員の人権意識、利用者支援の知識及び技術の向上に努めます。
	社会体験の幅を広げ、地域で安心して暮らせるお手伝いをします。
	お住まいの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。

＜就労移行支援及び就労継続支援B型＞

基本理念	利用者一人ひとりが、自ら働くことの大切さを実感できる支援を目指し、安心して働ける環境を提供します。
基本方針	就労を意識できるように支援します。
	自分の仕事に喜びを感じることができるように支援します。
	働き続けることのできる環境を提供します。

＜相談支援＞

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービス、利用計画を提供します。

3 今年度の重点取組項目

＜就労移行支援事業＞

関係機関と情報を共有し、就労移行支援事業に求められているニーズを把握するとともに、PRを行って稼働率25%を目指す。

＜就労継続支援事業B型＞

業務委託企業の新規開拓のほか、自主製品の開発・製造を行ってイベント等での販売に取り組み、平均工賃月額9,350円を目標として工賃の向上を図る。

＜相談支援事業＞

利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるように、それぞれのニーズを把握して、相談支援連絡会や地域部会（地域自立支援協議会）に提言していく。

4 具体的計画

＜共通＞

- (1) 住み慣れた地域の中で、利用者一人ひとりが生き生きと充実した生活が送れるよう、ニーズをしっかりと把握するとともに関係機関と連携して支援の充実を図る。

- (2) 利用者一人ひとりが様々な場面で主体的に意思決定できるよう意思決定支援の充実を図る。
- (3) 利用者一人ひとりの権利意識の醸成を図りつつ、虐待防止委員会等での職場内研修を充実させて虐待防止・権利擁護に努める。
- (4) 岩槻工業団地を中心とした地域との関わりを深めるとともに、関係機関との連携・協働により開かれた施設を目指す。

＜就労移行支援事業＞

(1) 就労に向けたスキルアップ支援

- ① 公共交通機関の利用に関する支援
- ② 就労や生活力向上、社会生活におけるマナーやルール、身だしなみ等の学習会
- ③ 体力、集中力等の向上のための運動プログラム
- ④ 社会資源を適切に利用できるための社会体験活動
- ⑤ 生産活動の実施

(2) 就労支援、職場定着支援

利用者の希望や適性、心身の状況に応じた適切な就労先（実習先）を提案する。また就労後の円滑な職場定着のために、就労関係機関と連携を図りながら適切な支援を行う。

- ① 求職者登録及び求職活動支援
- ② 職業能力判定及び企業見学、職業準備訓練、職場体験実習（委託訓練等）
- ③ 就労関係機関との連携を図った職場実習、トライアル雇用等
- ④ 就労後の職場訪問、フォローアップ

＜就労継続支援事業B型＞

(1) 生産活動及び就労に関する支援

生産活動に対する意欲や技術の向上について利用者の適性にあった支援を行う。また業務委託企業の新規開拓のほか、自主製品の開発・製造を行ってイベント等での販売に取り組み、平均工賃月額 9,350 円を目標として工賃の向上を図る。

- ① 多種多様な作業種目確保、工賃向上のための業務委託企業の新規開拓
- ② 利用者の年齢、体力、障害特性などの適性に合った生産活動の提供
- ③ 生産量や巧緻性向上のための治具の開発
- ④ 工賃向上及び販売機会の確保のための自主製品の更なる開発と製造・販売
- ⑤ 就労意欲向上のための工場見学（所外研修）及び職場実習等の就労支援

(2) 生活力の向上に関する支援

社会人として必要なマナーやルールの習得、生活力の向上のための支援を行う。

- ① 日常生活訓練（係活動、清掃、洗濯、食器洗いなど）
- ② 清掃活動（日常清掃、大掃除（毎月）、ワックスがけ（年2回）など）
- ③ 安心・安全教室
- ④ 外出行事での社会資源の利用及び外食、買い物

(3) 健康に関する支援

- ① 日々の健康チェック（体温測定 朝・帰り、健康観察）
- ② 健康診断（年1回）
- ③ 歯科健診（年1回）
- ④ クラブ活動（スポーツ、ウォーキング、創作）

(4) 自己実現や社会参加に関する支援

- ① 各種イベントや販売会への参加（ふれあいスポーツ大会、岩槻やまぶきまつり、セルフ

販売会、ピアショッ、岩槻児童センター等での紙すき体験会など)

- ② 社会体験活動（年2回）
- ③ リフレッシュのためのレクリエーション活動
- ④ 利用者相互の親睦、コミュニケーション能力の向上のための忘年会、新年会、懇談会
- ⑤ クラブ活動（再掲）

＜相談支援事業＞

(1) 特定相談支援事業

障害者等からの相談を受け、家庭の居宅を訪問等で要望や主訴を聴取し、利用者の希望する生活を実現するために、福祉サービスの希望や生活上のニーズを把握する。関係機関との連携も図り、障害者福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるようサービス等利用計画の作成を行う。

(2) 障害児相談支援事業

障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、保護者等のニーズに基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように障害児支援利用計画の作成を行う。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 感染症対策マニュアルに基づいた感染症の発生、まん延の防止に努める。
- ② 感染症について適切な処置ができるよう感染症対策に関する研修に参加し、施設内で共有する。特に新型コロナウイルス感染症に関する感染防止対策（マスク、手洗い、手指消毒、飛沫防止ガード設置、施設内消毒、3密の防止）を徹底する。

(2) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハット事例について毎日の職員ミーティングで共有化するとともに、定期的にヒヤリ・ハット事例を集計して職員間で共有化を図り、対策を講じる。
- ② 利用者一人ひとりの障害特性を十分に認識し、施設プログラムに安心して安全に参加していただけるよう支援する。
- ③ 活動時に使用するはさみやカッターなどは事務室で管理するとともに、利用者の帰宅時には職員が正門に立ち、施設の前面道路を安全に渡れるよう見守る。

(3) 防犯対策

- ① 火元・戸締りチェック表を用いて確実に戸締りができるようにするとともに、建物の周辺に燃えやすいものを置かない等の環境整備を強化する。
- ② 防犯や事故防止に関する「安心・安全教室」を実施して、利用者の意識の向上を図る。

(4) 個人情報管理

- ① 法人が定めた個人情報保護規程、施設が策定した情報漏えい対策マニュアルに基づいた個人情報の管理を行う。
- ② 個人情報保護研修に参加して施設内で共有化するとともに、関係する法改正などの情報に対する情報収集を行う。

(5) 災害対策

- ① 危機管理マニュアルに基づいた対策がとれるよう定期的に共有化を図るとともに、施策や周辺状況の変化に基づいたマニュアルの見直しを行う。
- ② 年2回以上の防災訓練を行うとともに、岩槻工業団地組合が行う合同消防訓練にも利用

者とともに参加する。

(6) 施設維持管理

サービス（業務）マニュアル及び危機管理マニュアルに基づいた施設維持管理を行うとともに、安全点検実施表を用いて日常的な点検を実施する。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 各種アンケート（施設サービス、みなさまの声、行事等）の実施
- ② 利用者並びに置かれている環境の把握や意思を汲み取るための面談等の充実
- ③ 日々の関わりや連絡帳、懇談会等でのご意見の聴きとりの実施
- ④ 社会体験活動やクラブ活動などでの個別支援の充実
- ⑤ 業務委託企業の開拓及び自主製品の開発・販路の拡大による利用者工賃の向上

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 地域行事（区民まつり、クリーンデイ等）への参加
- ② 地域の方を対象とした事業所見学会の開催
- ③ 作業支援や日常生活支援について専門的助言を得るための法人内の作業療法士との連携
- ④ 岩槻児童センターでの紙すき体験をととした地域交流及び利用者の活動意欲の高揚
- ⑤ 関係機関との情報共有及び必要に応じた合同ケース会議の開催
- ⑥ 「岩槻区顔の見えるネットワーク会議」や「はたらく部会」「地域部会」「こども部会」への参加

(3) 専門性の向上

- ① 利用者の障害特性の理解、障害種別ごとの支援のあり方などについて一層の理解を深めるため、関係団体が主催する研修に参加し、職場内に伝達して共有化を図る。
- ② 実習生を積極的に受け入れ、その実習指導をととして職員のスキルアップを図る。

7 年間行事計画

<就労移行支援事業・就労継続支援事業B型>

開催月	行 事 名
5 月	社会体験活動①、懇談会①
6 月	避難訓練①
7 月	セルフバザール in 浦和駅販売会
8 月	健康診断、岩槻児童センター紙すき体験
9 月	所外研修、ふれあいスポーツ大会
10 月	岩槻やまぶきまつり
11 月	社会体験活動②、懇談会②、
12 月	歯科健診、忘年会、セルフバザール in 大宮駅販売会
1 月	新年会、アート作品展見学会
2 月	避難訓練②、利用者権利擁護研修
3 月	安心・安全教室

【10】日進職業センター

1 自主運営

- (1) 就労移行支援事業
- (2) 就労継続支援事業B型

2 施設の基本理念

＜共通＞

基本理念	一人ひとりが望む働き方、働きがいに寄り添い、安心して通える、こころの通い合った支援を目指します。
基本方針	人権に配慮するとともに、一人ひとりの働く権利を保障し、自信をもって仕事に向き合えるよう支援します。
	個性、主体性、可能性を尊重し、それぞれのご希望に応じられるよう支援に努めます。
	社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう、体験を通してお手伝いします。

＜就労移行支援事業＞

基本理念	社会自立、就労自立の実現を目指し、働くことを通して、より豊かな生活が送れるよう支援に努めます。
基本方針	可能性の発見と働く力の開発に努め、職業準備性を高めます。
	働き続ける力を養うとともに、就職後の職場環境を整える支援をします。
	生きがいや楽しみにつながる体験の機会と情報を提供します。

＜就労継続支援事業B型＞

基本理念	安心して働くことのできる場であると同時に、共に将来を見据え、より豊かな生活が送れるよう支援に努めます。
基本方針	一人ひとりに対する理解を深め、その人らしく活躍できる環境を提供します。
	収入を得る場を提供するとともに、仕事に対して自信と意欲をもてるよう支援します。
	ご本人の思いに寄り添い、自己選択及び自己決定できるよう支援します。

3 今年度の重点取組項目

＜就労移行支援事業・就労継続支援事業B型＞

地域活動への参加機会を増やすとともに、地区社会福祉協議会や自治会、近隣の学校等と連携を図り、地域ニーズの分析や働くことを基盤とした地域に必要な事業所の役割を明確にし、共同事業の参画など、新たな地域共生の構築に取り組む。

4 具体的計画

＜共通＞

相談支援専門員と連携を図り、サービス等利用計画に基づいた個別支援計画の作成、実施に努めるとともに、利用者及び家族に対して適切な援助を行う。

(1) 地域との連携強化

定期的に地区社会福祉協議会や自治会、近隣の学校等と情報を共有する機会を設け、地域ニーズを分析し、年度内にエリア・ニーズ・マップを作成するとともに、事業所の役割を明確化する。

(2) 関係機関との連携強化

さいたま市各区支援課、さいたま市各区障害者生活支援センター、相談支援事業所、ハロー

- ワーク、さいたま市障害者総合支援センター、障害者就業・生活支援センター、埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター、他市町行政機関及び福祉関連機関との連携
- (3) 専門職による支援（嘱託医による面談、心理判定員による面接）
 - (4) 胸部X線を含む健康診断（年1回）
 - (5) 歯科健康診査とブラッシング指導（年2回）
 - (6) 外部講師によるイベント（年2回）
 - (7) 生産活動における工賃向上に向けた取組の強化
 - (8) 虐待防止委員会等、各種委員会の開催

＜就労移行支援事業＞

定員の過半数が企業就労することを目標に、アセスメント、生産活動、社会生活力向上プログラム等を通して企業就労に向けた準備を行う。また、企業とのマッチング、関係諸機関との連携をもって就労の実現及び職場定着支援を行う。

- (1) 毎朝のミーティング及び健康チェック、身だしなみチェック、体操。昼休憩後のリズム体操等の実施。
- (2) 利用者を2班に分け、それぞれ第2・第3木曜日に体力づくりとして番場公園へ行きウォーキング及び体力測定の実施
- (3) 暫定支給期間中の特別プログラムの実施
- (4) 社会生活力確認プログラムの実施
- (5) 社会生活力向上プログラムの実施
- (6) 体験学習プログラムの実施
- (7) 休日プログラムの実施（他団体との連携事業）
- (8) ハローワークへの求職者登録及び求職活動、埼玉障害者職業センターでの職業評価等、関連機関との連携
- (9) 適宜、必要に応じた移動訓練及び公共交通機関の利用体験
- (10) 他機関（事業所・学校等）との交流を図るとともに双方の取り組みを学ぶため、オンラインによる見学会や就労アセスメント、研修会等の立ち上げ
- (11) 企業見学、模擬面接、企業実習、委託訓練、短期訓練等就労支援の実施
- (12) 毎週火曜日に施設外就労の提供（リサイクルショップにおける商品化）
- (13) 就職後の職場訪問、相談等の定着支援
- (14) 余暇活動の提供、関係支援機関の紹介、就労したOB・OGとのオンライン懇親会の実施

＜就労継続支援事業B型＞

日々の生産活動や体験学習等を通して働くための基本的な姿勢と社会生活力を養い、自信と意欲を持てるよう支援を行い、就労の実現に向けて経験を重ねていく。また、工賃を得、余暇活動や地域活動の充実を図ることで、より豊かな生活につなげていく。

- (1) 毎朝のミーティング及び健康チェック、体操
- (2) 社会人としてのマナーやルールの習得を図る社会体験
- (3) 余暇の充実を図るためのクラブ活動（ミュージッククラブ、ダンスクラブ）及びリフレッシュタイム、アートタイムの実施
- (4) 多種多様な作業種目の確保及び工賃の向上を目的とした地域企業との連携
- (5) 利用者個人の適性に合った作業種目の提供
- (6) 毎週月曜日から木曜日に施設外就労の提供（大宮ふれあい福祉センターの清掃業務一部受託）

- (7) 企業見学、企業実習、委託訓練、短期訓練等就労支援の実施
- (8) 地域連携に伴うものづくり

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 終日マスクの着用、検温、手洗い、うがい、手指消毒、定期換気、ソーシャルディスタンスの徹底
- ② 感染症や食中毒等に関するリスク対応と防止策の検討及び実施
- ③ 対応マニュアルの読み合せ、見直し

(2) 事故防止対策

- ① 作業室、廊下等の整理整頓及び棚、ロッカー等の配置への配慮
- ② 発作や怪我等に関するリスク対応と防止策の検討及び実施
- ③ 対応マニュアルの読み合わせ、見直し

(3) 防犯対策

- ① 警備会社による機械警備（夜間、休業日）
- ② 防犯講習会の実施（年1回）
- ③ 防犯カメラの活用
- ④ 防犯火器取締り確認（毎日）

(4) 個人情報管理

情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策マニュアルに基づいた、情報管理の徹底

(5) 災害対策

- ① 隣接する企業との「災害時相互援助協定」の継続及び近隣事業所との新規締結
- ② 防災訓練の実施（年4回）
- ③ 法人危機管理計画及び日進職業センター消防計画に基づいた体制の充実
- ④ 設備の自主点検、食料・飲料水・発電機・燃料・毛布・カセットコンロ等の備蓄

(6) 施設維持管理

- ① 修繕計画に基づく適切な施設管理
- ② 消防設備、空調設備、自動扉開閉装置等の定期点検の実施

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

① 利用相談

利用相談窓口を設置し、利用者及び家族の思いを的確に把握するとともに、要望や苦情があれば迅速に対応する。

② みなさまの声

『みなさまの声』の投書箱を設置し、利用者及び家族から寄せられた意見等を職員間で共有し、サービスの向上に努める。

③ 面談

利用者及び家族との面談を定期的に実施し、個別支援計画を通して要望が達成できるようサービスを提供する。

④ 利用者アンケート

利用者及び家族の意向を事業内容に反映させる。また、意見、要望を真摯に受け止め、対応策を講じ回答と併せて掲示する。

(2) 地域、関係機関との連携

① 地域との連携

地域活動への参加機会を設け、事業所の特性を広く周知するとともに、地域における事業所の役割を明確にし、連携を深める。

② 関係機関との連携

利用者一人ひとりに合ったサービスや地域活動を支援するため、行政機関、サービス事業者、生活支援センター、就労支援センター等との連携を図る。

③ 特別支援学校、特別支援学級、地域の教育機関等の連携

産業現場実習及び未来くるワーク、生徒・保護者・教員等の見学会の受入れ等を通して、地域におけるニーズの共有を図る。

④ ボランティア活動の積極的な受入れ

積極的にボランティアを受入れ、地域との関係を深める。また、就労支援に特化したボランティアに関する研修会等を開催し、地域で働き、暮らすために必要な理解と支援について広めていく。

⑤ 地域クリーンアップの定期実施

⑥ 防災・防犯組織等、地域との連携を強化する。

(3) 専門性の向上

① 各種会議及び委員会の開催

毎朝夕の職員ミーティングで日常的な情報共有及びヒヤリ・ハットの確認を行い、迅速かつ共通した支援を図る。また、職員会議、サービス会議、虐待防止委員会、職場研修員会、省エネ活動推進員会等の活動を通して、適正な運営につなげていく。

② 派遣研修

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、関係機関及び団体の主催する研修に参加し、先進の知識、技術を学び、サービスの向上に努める。また、他施設への視察及び体験研修を通じて、課題の研究やサービス提供に関する考察を深める機会とする。

③ 職場内研修

派遣研修で学んだ知識、技術の伝達研修を随時開催し、共有化する。また、外部から専門の講師を招き、運動と認知機能を組み合わせた学習・運動・生活プログラムの基礎的研修と実践方法を学び、サービスの向上に活用する。

その他、2か月に1回、就労支援や経営に関するテーマを決めて職員勉強会を開催し、経営意識の向上に役立てる機会とする。

④ 実習の受入れ

相談援助実習、介護等体験を積極的に受け入れ、福祉に携わる人材の育成に努めるほか、実習指導を通して職員のスキルアップを図る。

7 年間行事等

<共通>

開催月	行事名
4月	防災訓練①
5月	公開活動（週間）、利用者健康診断
6月	防災訓練②、地域クリーンアップ①、外部講師イベント①
7月	外部講師イベント②
8月	夏祭り
9月	防災訓練③、利用者歯科健診①、ふれあいスポーツ大会
10月	地域クリーンアップ②
12月	年末打ち上げ会
1月	防災訓練④、
2月	地域クリーンアップ③、利用者歯科健診②、防犯講習会
3月	一年納めの会

<就労移行支援事業>

開催月	行事名
4月	社会生活力確認プログラム（買い物、昼食購入）
5月	社会生活力向上プログラム①（感染症に関する学習会）、休日プログラム①（他団体連携事業：パンづくり）
6月	体験学習プログラム（防災学習：さいたま市防災展示ホール）
7月	社会生活力向上プログラム②（熱中症に関する学習会）
8月	ミニ懇親会（夏祭りと合同）
9月	企業見学会、休日プログラム②（他団体連携事業：パンづくり）
10月	模擬面接会、ミニ運動会
11月	休日プログラム③（他団体連携事業：運動会）
12月	年賀状作成
1月	新年会、成人を祝う会
2月	余暇支援（ボウリング大会）、オンライン懇親会

<就労継続支援事業B型>

開催月	行事名
5月	クラブ活動①
6月	リフレッシュタイム①（縄跳び）
7月	クラブ活動②
8月	リフレッシュタイム②（体操）
9月	モニタリング①、クラブ活動③
10月	社会体験学習（プレゼント交換、昼食購入、レクリエーション）
11月	クラブ活動④
12月	リフレッシュタイム③（ストレッチ）
1月	アートタイム（盆栽づくり）
2月	クラブ活動⑤、モニタリング②
3月	クラブ活動⑥（発表会）、個別支援計画作成・説明

【11】かやの木

1 自主運営

- (1) 生活介護事業
- (2) 就労継続支援事業B型

2 施設の基本理念

<共通>

基本理念	その人らしい主体的な生活が送れるよう、個々に寄り添った支援に努めます。
基本方針	個々の意思を尊重し、ニーズの把握に努めます。
	社会資源を活用し地域で共に支えあう社会を目指します。
	人権に配慮し、安全で安心していただける支援を提供します。

<生活介護>

基本理念	利用者一人ひとりが、自己決定を大切にしたい支援が受けられることを目指します。
基本方針	個々のニーズに沿った支援に努めます。
	安全に配慮した環境設定に努めます。
	意思決定を尊重した支援の提供に努めます。

<就労継続支援事業B型>

基本理念	個々の利用者が、自ら働いて収入を得る大切さや、やりがいを見つけられるように作業を提供します。
基本方針	就労を意識できるような支援を提供します。
	作業にやりがいを持てるような支援に努めます。
	継続的に作業できるような環境設定に努めます。

3 今年度の重点取組項目

<生活介護事業>

地域と共に生きる取組として、相談支援専門員、各区支援課ケースワーカーと利用者個々の現状等の情報を共有し、その方にあったサービスを提供する。

<就労継続支援事業B型>

工賃向上の取組として、令和3年度は平均月額工賃15,000円を目標に、製菓の販売ルート開拓と軽作業の確保を行う。

4 具体的計画

<共通>

(1) 利用者ニーズの把握

- ① 利用者個々の意向、適性、障害の特性、その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、それに基づいた適切かつ効果的なサービスを提供する。また、本人、家族、相談支援専門員等を含めて将来設計を見据えた支援を行う。
- ② 利用者やご家族へのアンケート、日々の傾聴などを通じて利用者ニーズを的確に把握し、施設プログラムに反映する。
- ③ 利用者ニーズを的確に把握するため、また、利用者同士の円滑なコミュニケーションを図るため、利用者懇談会を年2回開催する。

(2) 健康管理

利用者健康診断等の実施（健康管理 1 回／月、健康診断及び歯科健診 1 回／年）

(3) 利用契約者の増加

さいたま市内に限らず特別支援学校や地域の関係機関との連携を深めて、利用契約者の増加を図る。

＜生活介護事業＞

(1) 希望する方に送迎サービスの継続実施と送迎範囲の検討を図る。

(2) 給食サービス内でのメニューの選択や外出行事での行先等を工夫する。また、活動プログラムや作業では常に複数の作業項目の確保に努める。

＜就労継続支援事業B型＞

(1) 軽作業では様々な作業を提供できるように常に複数の作業の確保に努める。

(2) 製菓作業では昨年度に引き続き、販売ルートの開拓や各種イベント販売に参加し、工賃の向上を目指す。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

食中毒、感染症等のリスクに対応し、感染症流行時期の予防対応などに努める。嘱託医に感染対策についての助言を仰ぎ必要な情報を利用者・家族へ伝え感染予防に取り組む。また、感染予防対策として、マスクの着用、手洗いうがいの励行、アルコール消毒を促す。あわせて、日々の館内消毒、飛沫防止シートの使用、密接にならない環境づくりに努める。

(2) 事故防止対策

事故防止と安全管理に加え、作業室、廊下、倉庫等の整理整頓に努める。

(3) 防犯対策

① 防犯体制の充実のため、防犯訓練としてさすまたの使用方法、不審者対応マニュアル再確認（年 1 回）を行い利用者の危機管理に努める。

② 警備会社による機械警備（夜間、休館日）、防犯訓練の実施（年 1 回）

(4) 個人情報管理

利用者の個人情報の管理徹底を行うために、全職員が個人情報保護の基本方針を理解する。

(5) 災害対策

火災・地震等の災害対応マニュアルに従い、防災訓練（年 2 回）及び自主避難訓練（年 1 回）を実施し災害に備える。

(6) 施設維持管理

自主検査表を用いて毎営業日に設備等の状況を把握し、不具合等を確認した際には適切に修繕を行う。

(7) 虐待防止・人権擁護

① 虐待防止マニュアルの周知徹底と定期的な見直し、虐待防止委員会の開催（1 回以上／月）

② 虐待防止に係る研修の継続的な参加と障害者虐待に関する関係法令を職員への周知することにより、きめ細やかな利用者支援に努める。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

① アンケートの実施・結果の周知

プログラム（日課）や給食に関するアンケート等の実施

② 面談等の充実

生活介護事業・就労継続支援事業B型(年2回以上)

③ 迅速な苦情対応

(2) 地域、関係機関との連携

① 関係機関との連携による就労後のフォローとケース会議への参画

② ボランティアの受入れ

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、次の研修に参加する。

① 外部派遣研修

全社協、県社協、市社協、発達障害福祉協会等

② 職場内研修、外部研修受講職員からの伝達研修

③ 会議の開催

職員会議(月1回)、虐待防止委員会(月1回)、事業担当者会議(月1回)、ケースカンファレンス(随時)

7 年間行事等

＜生活介護＞

開催月	行事名
4月	事業説明会、社会体験活動①
5月	ばらまつり、プール活動①、クラブ活動①、避難訓練①
6月	社会体験活動②、プール活動②
7月	健康診断、歯科検診、利用者懇談会①、プール活動③、クラブ活動②
8月	北与野盆踊り販売、プール活動④
9月	支援計画中間評価、外出行事①、ふれあいスポーツ大会
10月	むつみ祭販売、クラブ活動③、避難訓練②
11月	中央区民まつり、社会体験活動③
12月	大宮駅コンコース販売、お楽しみ会
1月	社会体験活動④
2月	外出行事②、利用者懇談会②、支援計画評価・次年度支援計画作成、避難訓練③
3月	交通安全講習、クラブ活動④
定期	家族懇談会(年間4回) 区役所販売(毎月)

＜就労継続支援B型＞

開催月	行事名
4月	事業説明会
5月	ばらまつり、クラブ活動①、避難訓練①
6月	社会体験活動①、プール活動①
7月	健康診断、歯科検診、利用者懇談会①
8月	北与野盆踊り販売、プール活動②
9月	支援計画中間評価、外出行事①、ふれあいスポーツ大会
10月	むつみ祭販売、クラブ活動②、避難訓練②
11月	中央区民まつり
12月	大宮駅コンコース販売、お楽しみ会
1月	社会体験活動②
2月	外出行事②、利用者懇談会②、支援計画評価・次年度支援計画作成、避難訓練③
3月	交通安全講習
定期	家族懇談会(年間4回) 区役所販売(毎月)

【12】 障害者福祉施設みのり園

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

障害者福祉施設（身体障害者福祉センター及び障害者のための福祉施設）

2 自主事業

放課後等デイサービス事業（放課後デイサービスみのり）

3 施設の基本理念

<障害者福祉施設>

基本理念	「いつでもどこでも集い、語り合える施設」を目指します。
基本方針	社会との交流の促進を図ります。
	教養の向上及び社会生活に必要な講座を実施します。
	いつでも相談できる体制を作ります。
	身体の機能回復及び作業活動を行います。

<放課後等デイサービス>

基本理念	障害児の身体、精神の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。
基本方針	児童、保護者の気持ちに寄り添い支援します。
	児童の発達段階に応じた支援を行い、人との関わりの中で成長に寄与します。

4 今年度の重点取組項目

<障害者福祉施設>

職員の日常業務や委託している各種業務内容の見直しを行い、経営の効率化を図る。

<放課後等デイサービス>

利用者の発達段階や障害の特性、健康管理についての研修を充実させ、理解を深めることで、職員個々の資質向上を図る。

5 具体的計画

<障害者福祉施設>

(1) 障害者の福祉の増進及び文化教養の向上を目的とした各種教室の開催

- ① 手編み、パッチワーク、絵手紙、毛筆、硬筆、茶道、陶芸、お菓子作り、太鼓、手打ちそば・うどん、折り紙、革細工、つまみ細工、ボッチャ、マスク作り、刺繍等
- ② 遠方の利用者を対象に岩槻区「さいたま市障害者社会参加促進センター」で教室を開催する。
- ③ ハーバリウム、映画鑑賞会、ウォーキング等新規の教室を実施し、新しい利用者の参加につなげる。
- ④ 感染症拡大防止のため、硬筆、毛筆はオンラインによる事業も併せて実施する。絵手紙についても通信講座の実施を行う。同時に、オンライン上に作品展示の場を設け、制作意欲の向上と社会との交流促進を図る。
- ⑤ 感染症拡大防止のため、状況によってはパッチワーク・手編みはオンラインによる事業の実施も行う。

(2) 就労している障害者等に対して、離職予防や余暇の有効利用等の事業の実施

- ① さいたま市障害者総合支援センターと連携し、みのり園、春光園の2か所で実施する。（青年学級・OB会等）
- ② グループ活動を通して仲間づくりを支援し、明日への活力を養う。
- ③ クラブ活動、季節行事、宿泊活動や交流を通して体験の幅を広げるとともに、より良い人間関係の構築を図り、勤労意欲の維持・向上を目指す。
- ④ 創作活動での作品を事業団アート作品展や外部の作品展にも出品することで、利用者の創作意欲を高め、社会との接点を広げる。
- ⑤ 利用者の家庭・職場内の心配事、人間関係の問題や離職に関する個別相談を随時行う。
- ⑥ 感染症拡大防止のため、状況によってはオンラインによる事業の実施も行う。

(3) 在宅の障害者に対して創作活動、レクリエーション、外出活動の機会の提供（木曜クラブ）

- ① 調理、創作活動、外出活動、季節の行事を通して、生活体験の幅を広げる。
- ② 誕生会やレクリエーションゲーム、楽器演奏等を行い、参加者相互の交流を図る。
- ③ 創作活動での作品を事業団アート作品展や外部の作品展にも出品することで、利用者の創作意欲を高め、社会との接点を広げる。

(4) 障害者福祉施設利用者等に対しての余暇活動

ボウリング大会、バスハイク等の活動を通して、参加者同士の交流を深め、親睦を図る。

(5) 発達障害者支援事業の実施

- ① 発達障害者を対象に、創作・レクリエーションなどの活動、利用者同士の交流、仲間づくりを通じて、居心地の良い場を提供する。
- ② 感染症拡大防止のため、状況によってはオンラインによる事業の実施も行う。

(6) 障害者団体への活動の場の提供

教室等の参加を経た障害者が、自主的サークルやクラブを立ち上げる時の支援や、その後の活動等のサポートを行う。また、障害者関係団体に対して、活動の場を提供する。

(7) 各種相談の受付や情報の提供

障害者やその家族に対して随時相談に応じる。また、障害者雇用や障害者向けセミナー等の情報を把握し、随時提供する。

(8) その他の事業（作品展、ボランティア、見学者、実習生の受入れ）

- ① 作品展を開催し、広く市民に障害について理解を深めてもらうとともに、障害者の社会参加や創作意欲等の向上を図る。
- ② ボランティアに活動の場を提供し育成を支援する。また、見学者・実習生の受入れを積極的に行う。

(9) 視覚障害者への情報サービスの提供

登録した視覚障害者に対し、園だよりを録音したCD等を郵送する。

(10) 健康管理に関する業務

健康状態の把握、感染症予防対策、健康保持に関する活動プログラムを実施する。

(11) 送迎バスの運行

教室等の開催時、利用者の利便性の向上を図るため、必要に応じ送迎バスを運行する。

(12) 虐待防止委員会の開催

施設虐待防止委員会において、現状の把握と課題の整理を、虐待防止に関する取組を推進する。

(13) 業務見直し検討委員会の設置

定期的な委員会の実施により、委託業務と職員業務の課題整理と見直しを行い、経営の効率化を図る。

<放課後等デイサービス>

自主事業として、放課後等デイサービス事業による障害児の放課後支援を行う。主にひまわり特別支援学校の在校生を対象に、放課後及び長期休暇（夏休み等）期間中に、生活能力向上のための支援や、安心して余暇活動を過ごせるようふれあい体操、マッサージ、散歩、創作活動、紙芝居、レクリエーション等の支援を行う。

6 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

感染症対策マニュアルやコロナウイルス感染対策マニュアルに基づき、各種チェック表の活用や日常的な清掃、消毒等施設内の環境整備、衛生対策を行い感染症の発生予防と流行やまん延を防止する。

(2) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハット（事件・事故）を活用し、未然に同様の事故を防ぐと同時に、軽微な事故・怪我等に対しても業務日誌等に記録として残し、迅速で確実な情報の共有化を図る。
- ② 障害等の特徴や配慮が必要なことをケース会議等で共有し、医療的ケアが必要な利用者には看護師が中心となり、関係機関との連携を図る。

(3) 防犯対策

警察署職員立会いのもと訓練を実施し、通報や不審者への対応等の実践力を高め、防犯意識を向上させる。併せて利用者を含めた不審者訓練を実施し、緊急時における施設対応力の向上を図る。

(4) 個人情報管理

情報管理者と情報セキュリティ担当者を配置し、想定されるリスクに対応できる管理システムを構築するとともに、取扱い手順、利用ルール等をマニュアル化し、定期的・計画的な研修による職員教育の徹底を図る。

(5) 災害対策

- ① 対策マニュアルの見直し、非常用備蓄品の整備及び非常食の備蓄、防災設備の点検及び維持管理、施設内外の危険箇所のチェック、利用者の情報の管理等を担当者中心に行う。
- ② 同敷地内にあるひまわり学園、ひまわり特別支援学校との年2回の総合避難訓練及び年12回のみのり園単独の自主避難訓練を実施する。

(6) 施設維持管理

- ① 同敷地内にあるひまわり学園と共通の「自主検査チェック表」により、設備管理の不具合や危険物の確認を行う。
- ② 「みのり園 火元・戸締チェック表」を使用し、施錠の確認及び安全の確認を行う。
- ③ 警備会社に委託し、夜間休日中の施設の安全管理を行う。
- ④ 館内の清掃は営業日に委託業者が、施設建物周辺の清掃については適宜職員が行う。
- ⑤ 年4回「建物・設備の定期点検表」を使用し、危険箇所や設備不具合の確認を行う。

7 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 利用者アンケート・みなさまの声、放課後等デイサービス評価表を通して利用者の意見を聞き、事業への反映に努める。
- ② ボランティアや見学者・実習生等からの意見を活用する。
- ③ 苦情に迅速に対応し、解決に導く。
- ④ 面談の充実

(2) 地域、関係機関との連携

<障害者福祉施設>

- ① みのり園作品展（一部は内野公民館のスペースを利用）の開催を通し、地域との交流を図る。
- ② 各区支援課・障害者生活支援センター・関係福祉施設等と連携し、利用者の状況に合わせ、必要に応じて各担当者とのケース会議を実施する。

<放課後等デイサービス>

利用者の情報交換を行うなど、ひまわり特別支援学校や相談支援事業所との連携を図り、サービス向上につなげる。また内野公民館での催しに参加し、利用者と地域住民との交流を重ねる。

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会が主催する研修のほか、公共機関等の市民向け教養講座、研修、障害種別ごとの団体による職員研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。また、施設内での研修受講者が行う伝達研修により、全職員が研修内容を共有し、サービスの向上に生かしていく。

8 年間行事等

<障害者福祉施設>

開催月	行事名
5 月	総合避難訓練①
9 月	ふれあいスポーツ大会
10 月	総合避難訓練②
1 月	アート作品展スマイル・プラス
2 月	みのり園作品展（内野公民館にて一部展示）
3 月	家族懇談会（木曜クラブ、青年学級・OB 会）
定期	自主避難訓練（月 1 回）

体験・教室等				
曜日	午前		午後	
	名称	回数	名称	回数
火曜日	絵手紙教室	年 10 回	手編み教室(岩槻)	年 15 回
	染物体験	年 1 回	硬筆教室	年 10 回
	茶道教室	年 9 回	毛筆教室	年 10 回
			ハーバリウム教室	年 1 回
水曜日	陶芸教室	年 12 回	太鼓教室	年 10 回
	ボッチャ教室	年 3 回		
	手打ちうどん教室	年 2 回		
	バスハイク	年 2 回		
	パン作り教室	年 2 回		

木曜日	木曜クラブ			年 47 回
金曜日	お菓子作り教室	年 3 回	手作りマスク教室	年 2 回
	刺繍教室	年 2 回	エコバッグ作り教室	年 1 回
	つまみ細工教室	年 7 回	キャンドル作り体験	年 2 回
	卓球バレー体験会	年 1 回		
	手編み教室	年 17 回		
	ウォーキング	年 1 回		
	パッチワーク教室	年 10 回		
	バスハイク			年 2 回
土曜日	イキイキみのりサロン	年 21 回	カラオケタイム	年 11 回
	一日料理教室	年 3 回	身体を動かそう	年 2 回
	手打ちそば教室	年 3 回	木工教室	年 1 回
	手打ちうどん教室	年 2 回	盆栽教室	年 1 回
	折り紙教室	年 5 回		
	革細工教室	年 8 回		
	映画鑑賞会	年 1 回		
	お菓子作り教室	年 3 回		
	ボウリング大会	年 4 回		
	キャンドル作り体験	年 1 回		
	ボッチャ教室	年 2 回		
	ウォーキング	年 1 回		
	バスハイク			年 3 回
日曜日	青年学級・0B 会			年 27 回
	青年学級・0B 会（春光園）			年 22 回

【13】大砂土障害者デイサービスセンター

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

- (1) 生活介護事業
- (2) 自立訓練（機能訓練）事業
- (3) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 施設の基本理念

<共通>

基本理念	利用者一人ひとりが地域の中で安心して生活を送ることができる施設運営を行います。
基本方針	ニーズを的確に捉えた支援を行います。
	人権を擁護し、日々の支援を行います
	エンパワメントの視点で支援を行います。
	「大きな支援の輪」で支援を行います。

<生活介護事業>

基本理念	一人ひとりの思いを尊重し、自分らしい生活が送れるよう質の高いサービスを提供します。
基本方針	一人ひとりのニーズに沿った支援を提供します。
	安全に配慮した環境を提供します。
	意思決定を尊重した支援を提供します。

<自立訓練（機能訓練）事業>

基本理念	一人ひとりの個性と可能性を引き出し、自信と希望のある生活を共にみつけます。
基本方針	個人の意向を尊重します。
	効果的な訓練を行います。
	生活や心身の変化に気づき迅速に対応します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

3 今年度の重点取組項目

<生活介護事業>

利用者の意思を尊重し、利用者自ら意思形成や意思表出をすることができるよう利用者一人ひとりにあった支援、環境づくりを行うとともに、外部研修への参加を通して意思決定支援に関する知識を習得し、支援に反映していく。

<自立訓練（機能訓練）事業>

利用者の意向に沿えるよう、聞き取り調査を3か月に1回実施し、関係職種間で支援内容を検討、共有し、身体状況に応じた適切な訓練を提供する。

<相談支援事業>

利用者とその家族等のニーズに基づき、適切な保健医療、福祉、教育等のサービスが、多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるよう利用計画の作成を行う。

4 具体的計画

＜共通＞

- (1) 利用者の真のニーズを把握するためアセスメントを実施し、ニーズに沿ったサービスを提供する。また、定期的にモニタリングを実施し、ニーズの充足度を確認する。
- (2) 支援を振り返る機会を持つとともに、外部研修の受講及び内部研修の実施を通して、意識を高め、人権擁護や虐待防止を徹底する。
- (3) 意思形成や意思表出を支援することで、利用者が自ら意思決定し、自己実現できるよう支援する。
- (4) 積極的にボランティアを受け入れることで開かれた施設を目指すとともに、関係機関との連携を密に図り、支援のネットワークづくりを構築する。

＜生活介護事業＞

利用者ニーズを把握し、ニーズに基づいたサービスを提供することで、利用者が豊かな日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する。

- (1) 利用者のニーズやアセスメントに基づいた個別支援計画の作成と定期的なモニタリングを行う。
- (2) 利用者の状況に応じて、食事や整容、更衣、排泄等、生活全般にわたる支援を行う。
- (3) バイタルチェックや投薬、その他必要な健康管理と記録を行う。
- (4) 健康や嚥下、咀嚼機能、栄養状態にあわせた食事を提供し、必要に応じて食事介助を行う。
- (5) 清潔の保持や心身のリフレッシュを目的とし、特殊浴槽装置等を使用した入浴サービスを提供する。
- (6) 理学療法士の助言のもと、日常生活能力や身体機能維持のための支援を行う。
- (7) 季節行事やレクリエーション、カラオケ活動等の機会を提供する。
- (8) 利用者一人ひとりに適した準備と工夫を行いながら、達成感や充実感を味わうことができるよう創作活動等の機会を提供する。
- (9) 社会参加の場として、散策や買い物、外食等の機会を提供する。
- (10) リフト付きのマイクロバスとワゴン車で送迎可能な範囲の送迎を行う。
- (11) 防災訓練やボランティアコンサート等の行事を大砂土ふれあいの里（児童クラブ・社会福祉協議会）合同で行う。
- (12) 利用者や家族からの相談を受ける機会を設け、必要な支援や関係機関との連絡調整を行う。

＜自立訓練（機能訓練）事業＞

身体機能や生活能力の維持、向上のため、一定期間、必要なりハビリテーションや生活等に関する相談及び助言等を行い、地域生活に定着することができるよう支援する。

- (1) 身体や生活状況を把握し、利用者のニーズに合わせた個別支援計画を作成する。
- (2) 理学療法士による関節可動域訓練や筋力増強訓練等のリハビリテーションを行う。
- (3) 器具・用具を使用した運動や歩行訓練、車椅子操作練習等、日常生活に必要な動作訓練を行う。
- (4) 血圧測定等、訓練時のバイタルチェックや看護師による家庭生活での健康管理の相談支援を行う。
- (5) 装具・杖の購入や使用方法、住環境整備の相談、介助方法等の相談支援を行う。
- (6) 様々な方が通所しやすい環境を整えるため、状況に応じてサービス提供時間を調整する。
- (7) 必要に応じて社会参加に向けた外出訓練の場を提供する。
- (8) 利用者や家族からの相談を受ける機会を設け、必要な支援や関係機関との連絡調整を行う。

＜相談支援事業＞

障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、障害者（児）が地域の中でその人らしく自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援する。

- (1) アセスメントを実施する。
- (2) アセスメントの結果に基づきサービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画を作成する。
- (3) 定期的にモニタリングを実施し、利用者や家族等の意向等を踏まえた上で利用計画の変更や福祉サービス等の調整を行う。
- (4) 新たに福祉サービスを利用する際は、必要に応じて施設見学や面接の同行を行う。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 感染症対策マニュアルをはじめとした各種マニュアルに則り、感染症や感染拡大に関するリスク対応を実施する。また、年1回、受水槽および入浴設備の水質検査を実施する。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策として、施設内設備の消毒及び室内の換気を実施する。また、検温や手洗い、手指消毒を行うとともに、飛沫防止のためのマスク着用やパーティションの設置、密を避けながらの活動等を徹底する。

(2) 事故防止対策

- ① 利用者の通所前や降所後には、施設設備の点検を実施する。
- ② 利用者の障害特性や支援上の留意点を職員間で共有する。
- ③ ヒヤリハット（事件・事故）報告書を作成し、事例を集計して統計をとるとともに、対策を検討し、職員間で共有を図る。

(3) 防犯対策

入口受付には職員が常駐し、来所者に対する声掛けや見守り、敷地内の見回りを実施する。

(4) 個人情報管理

情報セキュリティポリシー及び対策マニュアルに基づく情報管理を徹底するため、定期的にチェックリストを使用してセキュリティ状態のチェックを行うとともに、研修に参加し、職員間で情報を共有することにより意識の向上に努める。

(5) 災害対策

- ① 体制の充実
 - ア 自治会との連携を図る。
 - イ 福祉避難所としての整備に努める。
 - ウ 食料、水などの災害時備蓄品を整備する。
- ② 訓練の実施

大砂土ふれあいの里全体での防災訓練を実施（年2回、うち消防署員の立会い1回）する。

(6) 施設維持管理

- ① 特定建築物点検（3年に1回）等を実施し、施設の不具合を事前に把握することで、適切な施設保安に努める。
- ② 修繕計画に基づき、施設設備や備品等を管理、必要に応じて修繕を実施する。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

懇談会や利用者アンケート、活動における満足度調査（生活介護事業）の実施、意見箱「みなさまの声」の設置、苦情受付窓口の設置と迅速な苦情解決、利用者面談の開催、嗜好調査等を行う。また利用者には常に明るく誠実に接するとともに、積極的な声掛けや話しやすい雰囲気づくりを心がけ、利用者からの意見や要望に対して迅速に対応する。

(2) 地域、関係機関との連携

支援課や障害者生活支援センター等の関係機関と積極的に連携を図り、利用者が抱えている生活課題に対して、それぞれの特性を生かしながら迅速かつ効果的に支援する。

(3) 専門性を向上させる取組

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、次の研修に参加する。

① 外部派遣研修

ア 関係機関、団体の主催する研修（専門的介助研修、機能訓練研修等）

イ 各種福祉資格取得の奨励

② 職場研修（内部）

職員ミーティング（始業時、終業時前）、職員会議、支援会議、伝達研修

7 年間行事等

<生活介護事業>

開催月	行事名
5月	散策活動
6月	外出活動①
7月	外出活動②
8月	防災訓練①、アーティストボランティアコンサート
9月	ふれあいスポーツ大会
10月	外食活動
11月	買い物活動
12月	柚子湯、クリスマス会
1月	防災訓練②
2月	懇談会

<自立訓練（機能訓練）事業>

開催月	行事名
8月	防災訓練①
1月	防災訓練②

【14】みずき園

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

- (1) 生活介護事業
- (2) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 施設の基本理念

＜共通＞

基本理念	利用者一人ひとりが、健康で安心して生活できるよう、地域の人たちとともに支え合う施設運営を行います。
基本方針	利用者一人ひとりがその人らしい主体的な生活が送れるようにお手伝いをします。
	利用者が地域とともに生きる生活をお手伝いします。
	人材の育成に努めます
	お住いの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。

＜生活介護事業＞

基本理念	利用者一人ひとりが安全に安心して意思決定を大切にした支援が受けられることを目指します。
基本方針	一人ひとりのニーズに沿って支援をすすめます。
	安全に配慮した環境を提供します。
	意思決定を尊重した支援を提供します。

＜相談支援事業＞

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービス、利用計画を提供します。

3 今年度の重点取組項目

＜生活介護事業＞

地域での生活支援として、施設外での販売活動を行うとともに、販売活動への参加を希望される利用者の全員が参加できるように支援体制等を見直す。

＜相談支援事業＞

専門知識を高めるために、相談支援担当者会議等で事例検討会を実施するとともに、研修や地域の会議に参加する。

4 具体的計画

＜共通＞

利用者の希望に応じたサービスを提供するとともに、健康で安心な、その人らしい生活の実現に資する事業を行う。

＜生活介護事業＞

利用者が豊かな地域生活を送ることと自己実現のニーズを持つこと、重度重複の障害のある方々が多いことを踏まえ、健康管理を基本におき、体調を整えるプログラムや作業、文化活動等を個々

のニーズに合わせて行う。

作品展等地域の催し物に積極的に参加することで、地域の方と関わる機会をもつ。

(1) 日常生活介護

利用者の状況に応じ、適切な知識・技術を持って生活全般(食事・排泄・移動・衛生等)において支援を行う。

(2) 日中活動

活動プログラム(音楽、創作、作業、リラクゼーション、レクリエーション、散歩、調理)、季節行事、ピアショップ販売、音楽会及び社会体験活動を行う。

(3) 健康管理

看護師による健康管理体制を整え、健康診断、歯科健診を年 1 回、嘱託医健診を毎月 1 回実施する。必要に応じて主治医からの看護指示書に基づいた医療的ケアを行う。

(4) 送迎サービス

ワゴン車による居宅送迎を行う。送迎の実施にはできる限り利用者及び家族のご希望に沿えるように配慮する。

(5) 給食サービス

かやの木で調理した給食を当園に運搬し提供する。提供にあたっては利用者の要望や意見を取り入れ、安全、安心な食材で衛生的に調理し、季節感のある献立で個々にあった食事形態のものを提供する。

(6) 身体機能維持

医師及び委託各療法士等の指導、助言(理学療法士による指導(年 6 回)、作業療法士による指導(年 6 回)、言語聴覚士による指導(年 3 回))を日中指導の中に取り入れて実施し、身体機能の維持を図る。

<相談支援事業>

地域の中で安心して暮らし続けられるために、利用者等のニーズに基づき、適切な保健医療、福祉、教育等のサービスが、多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるように利用計画の作成を行う。

(1) 特定相談支援事業

① 基本相談支援

福祉サービスを利用するための情報提供と相談、社会生活を高める支援、専門機関の紹介等を行う。

② 計画相談支援

アセスメントの実施、サービス担当者会議の開催とサービス等利用計画の作成、モニタリングの実施を行う。

(2) 障害児相談支援事業

アセスメントの実施、サービス担当者会議の開催、障害児支援利用計画の作成、モニタリング(継続的な障害児支援利用援助等)を行うとともに、各関係機関との連絡調整を行う。

また、モニタリングにおいては、利用児、保護者の状況や関係性を定期的に確認するのみでなく、利用児、保護者の状況に合わせ確認し、支援に努める。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

利用者在園時における健康チェックを看護師等により行う。利用者・職員の細菌検査(年2回)を実施し、健康状態の把握に努める。また、感染症対策マニュアルをもとに、日々における職員の衛生管理意識の向上、感染症対策(マスク着用・出勤前検温の実施・手洗い・消毒・換気)の徹底を図る。

(2) 事故防止対策

ヒヤリ・ハット報告をもとに、職員間の連携を密にすることで利用者対応や施設内の環境整備を行い、事故やけがのリスク軽減を図る。

(3) 防犯対策

- ① 不審者侵入対策マニュアルに基づき、防犯体制の充実を図る。
- ② 不審者侵入対策訓練を年1回実施する。

(4) 個人情報管理

情報セキュリティポリシーに基づく情報管理の徹底を行う。

(5) 災害対策

- ① 地震や火災等の防災訓練を年6回(消防署立会いを含む)実施する。
- ② みずき園災害マニュアルに基づいた、連絡体制の周知及び利用者の引き渡し等に関する取り決めを行う。

(6) 施設維持管理

- ① 特定建築物定期検査(3年に1回)を実施し、施設の不具合を事前に把握し、適切な施設管理に努める。
- ② 毎月1回整備の日を設け、職員で施設・設備の点検を行い維持管理、事故防止に努める。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

重度重複の障害をもつ利用者の意思決定に対し、心身の状況を踏まえながら、その意思及び人権を尊重して、常に個々の立場に立った支援を行うことで利用者支援の充実を図る。

また、利用者の方々が楽しく安心して利用できるよう、日々、声かけと見守りを行う。

医療的ケアが必要な利用者が多いことから表情の観察を行うように心がけ、ちょっとした変化を見逃さないように努める。

- ① 利用者アンケートの実施・結果の周知
- ② 施設独自のアンケートの実施(行事等の満足度調査、嗜好調査等)
- ③ みなさまの声の設置
- ④ 苦情受付窓口の設置と苦情解決
- ⑤ 医療的ケア利用者の理解と支援の充実
- ⑥ 保護者会の開催(年5回)

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 近隣の公共機関や地元自治会、ボランティア団体との連携

地域の行事に参加するとともに、ボランティアや見学者、実習生を積極的に受入れ、地域に暮らす一員として交流を深める。

② 福祉行政や他の福祉事業者、医療、保健機関との連携

利用者の状況に合わせ、支援課ケースワーカー、障害者生活支援センターとのサービス調整会議、中央区ネットワーク会議、中央区相談連絡会議、地区社協地域福祉推進委員会、特別支援学校進路対策検討会等に参加し、情報の共有化を図る。

(3) 専門性の向上

支援者としての意識、より高度な介助技術の習得、危機管理能力、接遇能力、職務階層に応じた能力、事務能力の向上等のため、事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、次の研修に参加する。

① 外部派遣研修（関係機関、関係団体の主催する研修）

② 職場内研修（虐待防止研修、PT、OT、ST による指導と指導後のケースカンファレンス、再調理研修、福祉分野に関する研修、研修受講者による伝達研修、看護師による医療分野研修）

7 年間行事等

＜生活介護事業＞

開催月	行事名
4 月	第 1 回保護者会①、季節行事①（お花見）、ピアショップ①
5 月	避難訓練①、季節行事②（バラ園散策）、ボランティアコンサート①、調理活動①、ピアショップ②、社会体験活動①
6 月	第 2 回保護者会②、ボランティアコンサート②、ピアショップ③、社会体験活動②、健康診断
7 月	季節行事③（夏まつり）、避難訓練②、調理活動②、ピアショップ④、歯科健診・ブラッシング指導
8 月	ボランティアコンサート③
9 月	第 3 回保護者会③、避難訓練③、調理活動③、ピアショップ⑤
10 月	第 23 回みずき園音楽会、社会体験活動③
11 月	社会体験活動④、ボランティアコンサート④、避難訓練④、調理活動④
12 月	社会体験活動⑤、第 4 回保護者会④、季節行事（お楽しみ会）④、調理活動⑤、ボランティアコンサート⑤、ピアショップ⑥
1 月	社会体験活動⑥、避難訓練⑤、調理活動⑥、ピアショップ⑦
2 月	社会体験活動⑦、第 5 回保護者会⑤、ボランティア・保護者親睦会、ピアショップ⑧
3 月	社会体験活動⑧、避難訓練⑥、ボランティアコンサート⑥、調理活動⑦、ピアショップ⑨

【15】 さくら草学園（児童発達支援センター）

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

- (1) 児童発達支援事業
- (2) 保育所等訪問支援事業
- (3) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 施設の基本理念

＜共通＞

基本理念	子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。
基本方針	子ども・保護者の立場で考え支援します。
	子どもの成長に合った療育を提供します。
	人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。
	地域の子どもたちを支えています。

＜児童発達支援事業＞

基本理念	子ども・保護者の立場で子どもの成長に合った支援を提供していきます。
基本方針	一人ひとりを大切にしたい支援を行います。
	安全に配慮した環境を提供します。

＜保育所等訪問支援事業＞

基本理念	保護者と園の間をつなぎ、子どもが地域の園に楽しく通えるように支援します。
基本方針	幼稚園や保育園等と連携します。
	保護者と園の間をつなぎ、安心して園に預けられるように支援します。
	利用児が楽しく通えるように支援します。

＜相談支援事業＞

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

3 今年度の重点取組項目

＜児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業＞

児童発達支援評価表や面談時に保護者からうかがった要望を検討し、支援や活動の中に取り入れ、利用者満足度の向上を図る。

＜相談支援事業＞

他の相談支援事業所へ移行を行いながら、未就学のお子さんの相談を積極的に受け入れ、110件以上の契約数を維持する。

4 具体的計画

＜共通＞

さくら草学園のサービス利用児に対しケース会議等を開き、各事業との連携を図り支援を行う。

＜児童発達支援事業＞

2歳児から年長児までに対し、年齢や状況、保護者のニーズを踏まえ、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう支援を行う。

(1) 単独通園グループ〔月曜日から金曜日（週5日 2グループ）9時50分から14時〕

- ① クラス活動、グループ活動、体育活動、スイミング活動を通常保育の中で行う。
- ② 利用児と地域の児童との交流を目的に近隣公立保育園4園（駒場・本太・東仲町・原山）との交流保育（集団・個別）を実施する。
- ③ 専門職による支援
嘱託医発達相談（年4回）、言語聴覚士による発達相談（年14回）
- ④ 健康の管理
健康診断（年2回）、歯科健診・歯磨き指導（年1回）
- ⑤ 給食の提供
ア 栄養士が中心となり、栄養バランス、温度に配慮した給食を提供、具材の大きさ、盛り付けを工夫し偏食への対応を行う。
イ アレルギー児への給食提供は専門医の指示に基づき、栄養士を中心としたアレルギー会議を開き、確認のうえ提供する。
- ⑥ 送迎サービス
業務委託によるマイクロバスでの送迎を実施する。添乗による支援を職員が行う。

(2) 母子通園グループ〔月曜日から金曜日（週2日 2グループ）10時から11時30分〕

2歳児の親子に対し、遊び方や関わり方を支援する。

(3) フォローグループ〔火曜日 1グループ・水曜日 2グループ 14時45分から16時30分〕

幼稚園・保育園に通う児童に対し、小集団やグループでの活動を通し自信をつけ集団に適応する力をつけるための支援を行う。

(4) 家族支援

- ① 保護者との共通理解のもとに支援を行うために、個別面談、家庭訪問、懇談会を実施する。
- ② 臨床心理士、言語聴覚士等による保護者勉強会を行う。

＜保育所等訪問支援事業＞

さいたま市内在住で、幼稚園、保育園等に在籍している障害児又は発達に心配のある児童に対し、訪問支援を実施する。

- (1) 各園でのカリキュラムの中で、生活の様子や集団適応状況を観察し、保護者に状況を伝達する。
- (2) 対象となる児童の継続的な援助方法や障害特性について、幼稚園等の職員とカンファレンスを開き、助言を行う。

＜相談支援事業＞

保護者のニーズと児童の状況を確認し（アセスメント）、生活全般についての相談を行うとともに、関係機関との調整を図り、障害児支援利用計画に反映させ、福祉サービス等の利用を支援する。一定期間経過後、福祉サービス等の利用状況を確認し（モニタリング）、再度、必要なサービスの利用調整を行う。

- (1) 相談を実施する際、埋もれたニーズの把握に努め、福祉サービスや児童発達支援事業等の利用について提案を行う。
- (2) 保育園・幼稚園への転園又は就学した児童に対し、ニーズの把握を行い、新たな福祉サービス等の利用計画を作成、調整し、継続した支援を行う。

- (3) さいたま市療育センター、各区（保健センター、支援課）、他事業所（児童発達支援事業所、相談支援事業所）、保育園・幼稚園等との連携により、進路や福祉サービス等の利用を支援する。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

感染症の流行、まん延を防止するため、日常的な清掃、消毒、手洗い、うがいの徹底、十分な換気と加湿実施し、ウイルス対策としてアルコールと除菌液を使用する。

(2) 事故防止対策

① ヒアリ・ハットの活用

ヒアリ・ハット報告書を作成し、集計して統計を取るとともに、職員間で共有化を図ること
で同様の事故を防ぐ。

② 定期点検・安全チェック

施設安全管理のため建物、遊具、園庭の定期点検、安全チェックを行う。

(3) 防犯対策

不審者対応訓練（年1回）を実施し、実施後振り返りを行う。

(4) 個人情報管理

情報セキュリティポリシーの基本方針・対策基準を遵守し、セキュリティ対策マニュアルの対
策手順に従い対応する。

(5) 災害対策

① 訓練の実施

自主訓練の実施（年14回）。そのうち1回は災害時の避難場所（本太中学校）までの避難訓
練を行う。また、消防署員立ち合いによる防災訓練（年1回）を実施する。

② 体制の充実

備蓄品の水、食料等を給食として計画的に提供し、新たな備蓄品と入れ替える。入替えの際に
は園児の嗜好に配慮する。食糧以外の備品についても定期的に点検をする。特に、非常用持ち
出し備品の点検を確実に行う。

(6) 施設維持管理

定期点検の実施を施設維持管理表で管理する。

(7) 人権擁護、虐待防止への取組

① 虐待防止への取組

虐待防止委員会が中心となり、外部研修への参加、施設内研修の企画など行う。

② 保護者、児童への支援

保護者からの相談や児童の様子をしっかりと捉える中で虐待の未然防止、早期発見に努める。
不適切支援に対し、職員の意識向上を図る。

③ 人権意識の高揚

「事業団倫理綱領」や「虐待防止マニュアル」を活用し、人権意識の高揚を図る。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 利用者アンケート、施設サービス自己評価（各年1回）を実施し、アンケート結果を掲示す
るとともに、必要な改善を行う。

- ② 「給食だより」を定期的に発行する（年３回）。
- ③ 通園グループにおいてクラス懇談会（年２回）を実施し、保護者の意見等を伺う。

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 近隣市立保育園４園との交流保育を実施（年１０回以上）し、地域の児童との交流を図るとともに、実施園でさくら草学園の事業説明を行い、理解を得て利用につなげる。
- ② 仲本児童センター（他２館）と協力し、地域の児童・保護者に対し、発達等についての相談支援を行う。
- ③ 浦和区保健センターでの親子教室に参加し、地域の児童への助言や児童発達支援事業等の紹介を行う（年３回）。
- ④ 区内の子育て支援センター（４施設）に、パンフレット設置の依頼をする。
- ⑤ 育成支援制度適用委員会（浦和区・緑区）での体験保育・観察保育・審査に継続して参加する（随時）。

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、職員の人材育成と療育施設職員としての専門性向上のため外部研修に積極的に参加する。特に、虐待防止・人権擁護の研修に積極的に参加し、職員の意識向上を図る。

- ① 外部派遣研修（通園施設協議会、社協、及び療育関係団体主催）
- ② 職場内研修（集合）
 - ア テーマごとの研修、虐待防止、支援プログラム、救急救命、感染症等（年８回）
 - イ 伝達研修（外部研修の伝達）（随時）
- ③ ケース検討（月１回）
- ④ 発達相談・言語指導のカンファレンスを通しての研修（月１～２回）

7 年間行事等

<児童発達支援事業>

開催月	行事名
４月	入園式、始業式
６月	嘱託医健康診断①、歯科健診、先輩保護者の話を聞く会、園外保育
７月	保護者参観日①、クラス懇談会①
１０月	運動会、STによる保護者向け勉強会
１１月	遠足、嘱託医健康診断②
１２月	心理職による保護者向け講演会、お楽しみ会
１月	保護者参観日②
２月	親子生け花教室
３月	クラス懇談会②
定期	体育活動・親子スイミング（月３回）、保育園との集団個別交流保育（年１０回）、年長児活動、避難訓練（年１４回）、不審者対策訓練（年１回）

【16】 杉の子園（児童発達支援事業所）

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

- (1) 児童発達支援事業
- (2) 保育所等訪問支援事業
- (3) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 施設の基本理念

<共通>

基本理念	子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。
基本方針	子ども・保護者の立場で考え支援します。
	子どもの成長に合った療育を提供します。
	人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。
	地域の子どもたちを支えています。

<児童発達支援事業>

基本理念	子ども・保護者の立場で子どもの成長に合った支援を提供していきます。
基本方針	一人ひとりを大切にしたい支援を行います。
	安全に配慮した環境を提供します。

<保育所等訪問支援事業>

基本理念	保護者と園の間をつなぎ、子どもが地域の園に楽しく通えるように支援します。
基本方針	幼稚園や保育園等と連携します。
	保護者と園の間をつなぎ、安心して園に預けられるように支援します。
	利用児が楽しく通えるように支援します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

3 今年度の重点取組項目

<児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業>

人権擁護・虐待防止の取組として、園内研修の実施や外部研修に積極的に参加することで、適切な支援について学ぶ機会を作るとともに職員の資質の向上に努める。

<相談支援事業>

職員の資質の向上や人材育成のため、事例検討や情報の共有の強化、他事業所や利用者等との連携・課題の共有、外部研修への参加などを行う。

4 具体的計画

<共通>

具体的な事例をもとにした検討会や月1回のケース会議を行い、指導に対する共通意識を持つこ

とで、適切な指導に努める。

＜児童発達支援事業＞

2歳児から年長児までの、発達の遅れや集団に適応しにくい子どもに対し、基本的な生活習慣を身につけ、社会生活への適応力を深め、心身の発達を促すための療育指導を行う。また、作業療法士による集団指導では、体の使い方や感情のコントロールなどアドバイスをもとに日々の指導に役立てていく。

(1) 母子グループ〔火・金クラス 月・木クラス（週2回） 10時～11時45分〕

2歳児で早期療育の必要な子どもに、親子での遊びを通し、遊び方やかかわり方を指導・支援する。

(2) 通園グループ〔月曜日～金曜日（週5日）9時45分～13時50分〕

園生活で「生活リズムの確立」「人と関わる楽しさ」「遊ぶ楽しさ」「身辺自立」を促す指導・支援を、集団又は個別で行う。また、運動会・遠足・お楽しみ会等の行事を実施する。

(3) フォログループ〔毎週水曜日（週1回）14時30分～16時〕

幼稚園・保育園を利用している療育の必要な子どもに小集団やグループでの活動を通し、集団に適応する力や発達を促す指導・支援を行う。

(4) 専門職による支援

- ① 専門医と個別で相談できる場として、年4回嘱託医による発達相談を実施する。
- ② 言葉の発達に遅れがある児童に対し、個別で年11回言語聴覚士による言語指導を実施する。
- ③ 児童の心理面・行動面で不安のある児童に対し、年6回臨床心理士による個別指導を実施する。
- ④ 身体の使い方や身体や体を調節する力を身に付けるため、作業療法士による個別指導を随時実施する。

＜保育所等訪問支援事業＞

さいたま市内在住で、保育園・幼稚園等に在籍している障害児又は発達に心配のある子どもに対し、保護者からの依頼を受け、在籍相手先の了承を得たうえで訪問支援を実施する。保育所等での集団生活への適応状況を把握し、必要な課題や援助方法を保護者や保育所等のスタッフに伝えるとともに子どもに対する支援を行う。

(1) 保育所等のスタッフに対する支援

対象となる子どもの継続的な援助方法や障害特性等について助言を行う。

(2) 保育所等での子どもに対する支援

必要に応じて、集団生活に適応できるよう、直接子どもへの介助や声かけを行う。

＜相談支援事業＞

地域にお住まいの、障害がある方やその保護者の方（以下利用者）からの相談窓口として、障害福祉サービス利用に関する相談、基本相談支援を行う。利用者の心身の状況や置かれている環境や日常生活全般の状況を把握するためにアセスメントを行い、サービス等利用計画を作成しサービスの利用につなげる。継続的なモニタリングを行い、サービスの利用状況を検証し、利用計画の見直しを行う。

(1) 中央区で地域部会の発足に伴い、他事業所とともに地域課題の検討を行う。また、相談支援連絡会議に参加し、制度の情報を得て、地域の相談支援事業所と連携できる体制を構築する。

(2) 「中央区みんなで支えるネットワーク事業連絡会」で行われる勉強会に参加し、専門性を高め、地域の障害支援関係の事業所と顔の見える関係を構築する。

- (3) 相談支援員の専門性を高め、困難事例等の検討・相談の場として、法人内で実施する相談支援担当者会議に参加する。
- (4) 家庭内の状況を把握するため、家庭訪問を行い、虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を行う。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 健康管理のため、嘱託医による健康診断を通園グループ年2回実施する。
- ② 歯の健康や虫歯予防などの指導のため、歯科健診、歯みがき指導を母子・通園グループ年1回実施する。
- ③ 感染症対策・衛生管理として、室内・遊具等の消毒を毎日実施する。
- ④ 感染症に関する知識の向上のため、園内研修を年1回実施する。

(2) 事故防止対策

- ① 事故を未然に防ぐため、自主点検チェック表を用いた安全点検を毎日実施する。
- ② 遊具を安全に使用できるか確認し、不具合がある場合には直ぐに対応できるように、安全点検を月1回実施し点検結果を職員同士で共有し、園内に掲示する。
- ③ 危機管理意識を高めるため、ヒヤリハット報告書を活用する。

(3) 防犯対策

- ① 不審者侵入防止のため、テラス入り口・玄関の施錠の徹底を行う。
- ② 不審者侵入時の被害防止のため、玄関・児童用下駄箱・2階事務室の3か所にさすまたを設置する。
- ③ 実技を含めた防犯に関する園内研修を、年1回実施する。

(4) 個人情報管理

情報漏洩を防ぐため、情報セキュリティマニュアルに沿った園内研修を年1回実施する。

(5) 災害対策

- ① 災害対策マニュアルの見直しや備蓄品などの整備を実施する。
- ② 災害時に安全に避難が行えるように、ヘルメット・防災頭巾を使用した自主避難訓練を月1回実施する。
- ③ 消防署員立会いによる防災訓練を年1回実施する。
- ④ 災害時の避難場所を確認するため、散歩コースに組み込み年1回以上実施する。

(6) 施設維持管理

- ① 建築設備等の点検の年1回実施
- ② 消防設備点検の年2回実施

(7) 人権擁護・虐待防止

- ① 虐待に関する「虐待防止チェック」等の実施や虐待防止マニュアルの読み合わせ及び事例検討会を年1回実施する。
- ② 送迎時などの保護者や子どもの様子から状況を捉え、虐待の未然防止、早期発見に努める。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 利用者アンケート、施設サービス自己評価（各年1回）を実施し、結果を掲示するとともに

必要に応じて改善を行う。

- ② 意見箱「みなさまの声」を設置し、保護者等の意見・提案を受け付け、園の運営・指導に生かす。
- ③ 個別支援計画の説明時に園に対する意見・要望を聞き取るため全グループ年3回面談を実施する。
- ④ 専門職による保護者向け勉強会や卒園児の保護者による経験談を聞く会などを、年2回全グループの保護者対象で実施する。

(2) 地域、関係機関との連携

① 関係機関との連携強化

各区保健センター及び支援課、家庭児童相談室、幼稚園、保育園、総合療育センターひまわり学園、療育センターさくら草、市内の児童発達支援センター、各区障害者生活支援センター等と連携をとることで、協力体制を強化する。

② 家庭児童相談員・保育コーディネーターとの連携

中央区の家庭児童相談員・保育コーディネーターが母子グループの療育に参加し、保護者に対し、子育てについての助言を行う。また職員との情報交換を行う。

③ 児童センターとの連携

中央区内の児童センター（大戸、向原、与野本町）を利用されている地域の子どもの保護者で、発達を心配している保護者に対し、各児童センター年3回発達相談を行う。また児童センター職員と情報交換等を行う。

④ 親子教室への職員派遣

中央区（年6回）・桜区（年6回）・南区（年2回）の保健センターが主催する親子教室に参加し、地域の子どもの発達や進路の助言を行う。

⑤ さいたま市中央区公立保育所育成支援制度適応審査会への職員派遣

中央区の観察保育・審査会に随時参加する。

⑥ 交流保育

大戸保育園と交流保育を年8回実施し、地域の子どもとの交流を図る。

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修の他、以下の研修へ参加する。

① 外部派遣研修

ア 幅広い知識や資質の向上を図るため、関係機関や団体の主催する研修に参加する。

イ 指導に必要な知識や技術を得るために、さいたま市や埼玉県の主催する研修に参加する。

② 職場内研修

ア 研修してきた知識・理論等を他の職員に伝達をする。

イ リズム研修、遊びの研修、発達チェックの方法等、テーマごとに月1回の研修を行う。

ウ 園児ひとり一人の指導方法の共通化を図るため、月1回ケース検討会議を行う。

7 年間行事等

<児童発達支援事業>

開催月	通園	フォローグループ	母子グループ
4月	始業式		
5月	健康診断①		

6 月	懇談会①		
7 月	歯科健診		懇談会① 歯科健診
8 月			
9 月	総合防災訓練	懇談会①	総合防災訓練
10 月	運動会 懇談会②		運動会
11 月	健康診断②、遠足、土曜参観	外出活動①	土曜参観
12 月	お楽しみ会		お楽しみ会
1 月		外出活動②	
2 月	懇談会③	懇談会②	懇談会②
3 月	卒園式 お別れ会	外出活動③	
定期	クラス懇談会（年3回）、大戸保育園との交流保育（年8回）、季節の集会	クラス懇談会（年2回）	クラス懇談会（年2回）
共通	言語指導（年11回）、保護者向け学習会（年2回）、発達相談（年4回）、避難訓練（年12回）、心理個別指導（年6回）、個人面談（年3回）、家庭訪問（新入園児）、作業療法指導（随時受付）		

【17】療育センターさくら草（児童発達支援センター）

1 受託事業

- (1) 医療型児童発達支援事業（すみれ園）
- (2) 児童発達支援事業（たんぽぽ園）
- (3) 保育所等訪問支援事業
- (4) 相談支援事業（障害児相談支援事業、特定相談支援事業）

2 施設の基本理念

<共通>

基本理念	子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。
基本方針	子ども・保護者の立場で考え支援します。
	子どもの成長に合った療育を提供します。
	人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。
	地域の子どもたちを支えています。

<医療型児童発達支援事業・児童発達支援事業>

基本理念	子ども・保護者の立場で子どもの成長に合った支援を提供していきます。
基本方針	一人ひとりを大切にした支援を行います。
	安全に配慮した環境を提供します。

<保育所等訪問支援事業>

基本理念	保護者と園の間をつなぎ、子どもが地域の園に楽しく通えるように支援します。
基本方針	幼稚園や保育園等と連携します。
	保護者と園の間をつなぎ、安心して園に預けられるように支援します。
	利用児が楽しく通えるように支援します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

3 今年度の重点取組項目

<医療型児童発達支援事業・児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業>

保護者負担の軽減を図るため、親子通園日や行事の参加方法を見直すとともに、利用者ニーズに合った支援内容の提供に努め、稼働率の向上を図る。

<相談支援事業>

各関係機関との会議や研修を定期的に行い、相談支援専門員の相談援助技術の向上を図る。

4 具体的計画

<共通>

事例検討会への参加や研修受講等を通じて、職員の資質向上を図るとともに、センター職員との

連携を密にし、一人ひとりに合わせた支援を提供していく。

＜医療型児童発達支援事業（すみれ園）＞

心身に発達の遅れのある児童を対象に、保護者と一緒に活動する中で、生活リズムや生活の習慣化を図るとともに、安心できる環境のもと、人との関係を広げ、自主性を養いながら全体発達を促す支援を行う。

- (1) 活動にあたっては、児童一人ひとりの特性を捉え、状態に合わせた支援を行う。
- (2) 看護師はセンターの医師、看護師等と連携し、医療的ケアの必要な児童への対応と、全児童の健康・衛生管理を行う。
- (3) 訓練士は、身体の機能に関する専門職として、生活の中における児童の動きや刺激の捉え方等について保護者や職員に助言・指導を行う。
- (4) 音楽療法やプール指導を取り入れ、生理的、身体的、心理的、社会的作用を受けることで、発達を支援する。
- (5) 定期面談や懇談会で情報共有を行う他、発達に関する勉強会等を通じて、保護者支援を行う。

＜児童発達支援事業（たんぽぽ園）＞

発達に遅れのある児童を対象に、生活リズムや生活の習慣化を図り、小集団の中での様々な経験を通じて自信や意欲を育むとともに、人と関わる力や、自己表現・自己コントロールの力を身につけられるよう支援する。

- (1) 活動にあたっては、児童一人ひとりの特性を捉え、その様子に合わせた支援を行う。
- (2) 生活とあそびを基盤にしながら、行事や文化等にも重点を置いた取組を行う。
- (3) センター内の医師、訓練士、管理相談係との連携や情報共有を通して、児童及び保護者支援を図る。
- (4) 懇談会での情報共有や、発達に関する勉強会等を通じた保護者支援を行う。
- (5) 作業療法士による個別指導、親子グループ指導では、児童、保護者の困りごとを捉えたうえで、あそびを通して身体の使い方を学び、身体や感情を調節する力を身に付けるための支援を行う。

＜保育所等訪問支援事業＞

契約児童の通う幼稚園、保育園等に訪問し、集団生活への適応のための個別的、間接的、専門的支援を行う。また、カンファレンスを通して、園職員に障害特性を理解してもらい、支援方法の助言を行うことで、園の支援力向上にもつなげていく。

＜相談支援事業＞

契約児童の状態や家族の状況を把握し、利用計画案作成や障害福祉サービス利用の支援を行う。

また、行政や教育機関、関係事業所との連携を強化するとともに、研修や勉強会等へ積極的に参加することにより、相談支援員としての専門性を高める。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 感染症対応研修（年2回）
- ② 感染症対策マニュアル・インフルエンザ基本ルールに基づく予防及び適切な対応
- ③ 登降園時の検温、随時の手指消毒
- ④ 看護師による健康チェック
- ⑤ 施設内の消毒

(2) 事故防止対策

遊具点検、ヒヤリ・ハット報告書の活用、療育後のミーティングの実施

(3) 防犯対策

窓口での来客の確認や緊急時の通報先掲示、非常口開閉のベルを設置する。

(4) 個人情報管理

個人情報持出管理票の活用、情報記録媒体管理票の活用、個人情報・情報セキュリティ研修（年2回）、キャビネットの施錠、情報セキュリティチェックリストの実施

(5) 災害対策

療育センター危機管理マニュアルに基づく対策

(6) 施設維持管理

療育後の清掃、施設内の見回り点検、遊具点検（月1回）の実施

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映させる取組

- ① 利用者アンケート、施設自己評価の実施、結果の周知
- ② 迅速な苦情解決、面談の充実・管理相談係（市）との連携
- ③ 関係職種（医師・PT・OT・ST・心理士・ケースワーカー）からの助言の活用
- ④ 専門職による保護者向け勉強会と懇談会の実施

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 市内の保育、教育関係者を対象とした療育センター施設公開事業への参加
- ② フォログループ児童の所属園への訪問
- ③ 隣接保育園との交流保育の実施
- ④ 児童センター発達相談への参加と情報交換

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会が主催する研修のほか、次の研修に参加する。

- ① 専門職による職員研修
- ② 外部研修（埼玉県通園施設連絡協議会研修、埼玉県社会福祉協議会研修等）
- ③ 他の通園施設の見学・職員交流研修
- ④ 関係事業所、施設の見学

7 年間行事等

<医療型児童発達支援事業（すみれ園）>

開催月	行事名
4月	始まりの会、入園式、迎える会、保護者会①
5月	春の健診、総合防災訓練①、耳鼻科検診、保護者勉強会①、春の遠足
6月	保護者勉強会②、土曜参観①、保護者会②
7月	歯科検診、夏祭り
9月	クラス懇談会①、卒園児保護者のお話を聞く会、秋の遠足
10月	秋の健診、動物ふれあい、うんどうかい
11月	総合防災訓練②、保護者会③、引き渡し訓練、保護者勉強会③、
12月	お楽しみ会
1月	年始めの会、クラス懇談会②、保護者勉強会④

2 月	土曜参観②
3 月	卒園式、お別れ遠足、お別れ会
定期	避難訓練（月 1 回）、お誕生日会（月 1 回）、音楽療法（年 12 回）、交流保育（年 3 回）、動物ふれあい（年 2 回）

<児童発達支援事業（たんぽぽ園）>

開催月	行事名
4 月	始まりの会、入園式、迎える会、保護者会
5 月	こどもの日集会、総合防災訓練①、春の健診、春の遠足、耳鼻科健診
6 月	保護者懇談会①、土曜参観①
7 月	歯科検診、七夕集会、夏祭り、さくらんぼ懇談会
9 月	秋の遠足、保護者勉強会①
10 月	保護者勉強会②、運動会、動物ふれあい①
11 月	総合防災訓練②、動物ふれあい②、引き渡し訓練
12 月	動物ふれあい③、お楽しみ会
1 月	保護者懇談会②
2 月	豆まき集会、土曜参観②
3 月	ひな祭り集会、お別れ遠足、卒園式、お別れ会
定期	避難訓練（月 1 回）、お誕生日会（月 1 回）、音楽療法（年 15 回）、交流保育（年 10 回）、動物ふれあい（年 6 回）

【18】はるの園（児童発達支援センター）

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

- (1) 児童発達支援事業
- (2) 保育所等訪問支援事業
- (3) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 施設の基本理念

＜共通＞

基本理念	子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。
基本方針	子ども・保護者の立場で考え支援します。
	子どもの成長に合った療育を提供します。
	人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。
	地域の子どもたちを支えています。

＜児童発達支援事業＞

基本理念	子ども・保護者の立場で子どもの成長に合った支援を提供していきます。
基本方針	一人ひとりを大切にした支援を行います。
	安全に配慮した環境を提供します。

＜保育所等訪問支援事業＞

基本理念	保護者と園の間をつなぎ、子どもが地域の園に楽しく通えるように支援します。
基本方針	幼稚園や保育園等と連携します。
	保護者と園の間をつなぎ、安心して園に預けられるように支援します。
	利用児が楽しく通えるように支援します。

＜相談支援事業＞

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

3 今年度の重点取組項目

＜児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業＞

子どもの成長にあった療育を提供するために、専門性を高める研修への参加や施設内でのケース会議等を実施する。

＜相談支援事業＞

相談支援に対する専門性を高めるために、相談支援担当者会議等での事例検討や研修報告を行う。

4 具体的計画

＜共通＞

児童発達支援事業においては、発達の遅れや集団に適応しにくい児童が基本的な生活習慣を身につけ、社会生活への適応力を深め、心身の発達を促すための療育指導を行う。また、保育所等訪問

支援事業及び相談支援事業においては、地域の生活基盤に着目し、個々の必要に応じた支援を行う。

＜児童発達支援事業＞

(1) 通園グループ（週2日～5日）

- ① 集団生活や遊びにおけるルールの中で、大人だけでなく同世代の児童との関係を広げる。
- ② 具体的な課題を設定して活動する時間を設け、興味関心を育てると同時に達成感を体験することにより、個々の発達を促す。
- ③ 身体機能の働きを高めるため、音楽や人との関わりを通じて、感覚運動・音楽リズム運動を実施する。
- ④ 個々の児童へのより適切な発達を促すため、個別指導を定期的実施する。
- ⑤ 保護者との共通理解をもとに児童への支援を行うため、親子通園を実施する。
- ⑥ 給食の提供

管理栄養士による栄養指導のもと、嗜好と栄養のバランスのとれたより質の高い給食を提供し、児童の嗜好の偏りを減らすため、家庭と協力しながら食事指導を行う。食物アレルギーを持つ児童への給食提供には、専門医の指示書に基づき管理栄養士を中心に検討を行ったうえで実施する。また、児童が必要とする食形態での提供を行う。

⑦ 送迎サービス

業務委託によるマイクロバスと、園職員の運転によるワゴンバスでの送迎を実施する。添乗による支援を職員が行う。

(2) 母子通園グループ（週2日）

低年齢児（2歳児）について、親子通園において日常生活習慣の習得や遊びを中心としたプログラムを実施するとともに、保護者に対し、遊び方や関わり方の指導・支援を行う。

(3) フォロースグループ（週1日）

保育所や幼稚園に通園している療育の必要な児童に対して小集団での活動を行い、個々の発達を促す。

(4) 3グループ共通

① 個別支援計画の作成及び定期的見直し

生活リズムの確立、基本的生活習慣の習得、遊びを通しての発達支援等、個々の児童への適切な支援を行うため、具体的で分かりやすい個別支援計画を作成し、指導の中で実施していく。

② 専門職による支援

個々の発達や障害を的確に捉えたプログラムを実施するため、嘱託医、看護師、言語聴覚士、臨床心理士、理学療法士、作業療法士等によるアドバイスを行う。

③ 子育て支援・家族支援

ア 保護者との共通理解をもとに子育て支援や家族支援を行うため、保護者会やクラス懇談会、面談等を実施する。

イ 言語聴覚士、理学療法士等による保護者向けの勉強会を実施する。（年2回）

④ 健康管理

ア 健康チェック、食事指導（通園グループのみ）等の日常の健康管理を行う。

イ 嘱託医による健康診断を実施する。（通園グループのみ 年2回）

ウ 歯科保健事業を実施する。（通園グループ…保護者向け説明会 年1回、歯科健診 年2回、歯磨き後のフッ素洗口 週2回）（母子グループ…歯科健診 年2回）

(5) 作業療法士による個別指導

保護者のニーズや児童の発達・課題を把握し、感覚統合の視点での指導及び手指操作を含めた日常生活動作の自立に向けた指導等を行う。

<保育所等訪問支援事業>

さいたま市内の幼稚園・保育所・放課後児童クラブ（低学年）・母子生活支援施設等に在籍している、発達が気になる児童に対し保護者からの依頼を受け、相手先の下承を得たうえで訪問支援を実施する。

(1) 保育所等での児童に対する支援

集団生活に適應できるよう、直接児童への介助や声掛けを行う。

(2) 保育所等のスタッフに対する支援

必要に応じて、対象となる児童の継続的な援助方法や障害特性等について助言を行う。

(3) 保護者に対する支援

集団生活の中での児童の現状や課題を伝え、助言を行う。

<相談支援事業>

相談支援専門員が中心となり、本人や保護者のニーズと児童の状況を把握し、相談支援を行うとともに、関係機関との調整を図り、障害児支援利用計画の作成を行い、福祉サービス等の利用を支援する。一定期間経過後、福祉サービス等の利用状況を確認し、再度、必要なサービスの利用調整を行う。

(1) 相談支援の充実

相談を実施する際、ニーズの把握に努め、地域資源の活用や福祉サービス等の利用についての提案を行う。

(2) 支援の継続

保育所・幼稚園への転園又は就学した児童に対し、ニーズの把握を行い、新たな福祉サービス等の利用計画を作成、調整し、継続した支援を行う。

(3) 関係機関との連携強化

さいたま市総合療育センター、地域の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス支援事業所、行政、教育機関、保育所、幼稚園等との連携により、進路や福祉サービス等の利用を支援する。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

① 来園者には玄関での手指消毒と検温を実施し、記録をする。

利用児には登園時（玄関やバス乗車の際）に児童と保護者の手指消毒と体温を確認し、記録する。通園グループにおいては午後（降園前）にも検温し、記録する。

② 職員、保護者、来園者は必ずマスクを着用する。

③ 除菌（ウィルス）対策製品を使用しての職員による日常清掃

④ 玩具等の消毒の実施

⑤ 食事や水分補給の際の手指消毒

⑥ 全職員を対象に年4回の腸内細菌検査を実施し、給食の配膳及び介助時の衛生管理を徹底する。

(2) 事故防止対策

① ヒヤリ・ハットを活用し、同様の事故を防ぐ。

- ② 利用児一人ひとりの特徴や配慮を踏まえた支援を行う。

(3) 防犯対策

- ① 利用児が在園中には門扉を閉め、外側の自動ドアを手動とする。
- ② 通園グループ利用児の送迎をする方には、名札を着用していただく。
- ③ 防犯に関する研修・訓練を実施する。

(4) 個人情報管理

情報セキュリティポリシーに基づく情報管理の徹底を行う。

(5) 災害対策

- ① マニュアル整備や備蓄品（非常食3日分、非常用トイレ、発電機）等、体制の充実
- ② 様々な災害に対応するための避難経路等を想定した自主避難訓練の実施（毎月）
- ③ 消防署員立会いによる総合防災訓練及び起震車（地震）体験、煙体験の実施（年2回、体験は各1回）

(6) 施設維持管理

特定建築物点検（3年1回）を実施し、施設の不具合を事前に把握し、適切な管理に努める。
また、計画に基づき修繕を実施する。

(7) 人権擁護・虐待防止への取組

- ① 虐待防止に関する研修・教育の実施
- ② 虐待の防止・早期発見ができるように保護者と児童の様子を常に把握しておく。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映させる取組

① 面談の充実

児童発達支援・保育所等訪問支援については、個別支援計画の面談（年2回程度）以外においても必要に応じて保護者と面談を行う。

相談支援については、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）を6か月毎及び必要に応じて随時面談等にて行う。

② 迅速な苦情解決

意見箱「みなさまの声」を設置し、保護者等の意見・提案を受付ける。

③ 利用者アンケートの実施と結果の掲示

(2) 地域、関係機関との連携

① 関係機関との連携強化

さいたま市総合療育センターひまわり学園、療育センターさくら草、各区保健センター及び支援課、他の児童発達支援事業所、幼稚園、保育所、子ども園、母子生活支援施設等と連携し、より効果的なサービスを提供する。

② 児童センターとの連携

岩槻児童センター、春野児童センター、植竹児童センターにおいて、発達の気になる児童に対する支援の方法等について保護者に助言を行うとともに、児童センター職員と情報交換・共有・協働し、必要に応じて関係機関（相談支援・保育所等訪問支援）との連携を行う。

③ 親子教室への職員派遣

見沼区、岩槻区の保健センターが主催する親子教室に参加し、地域の児童の発達や進路の助言を行う。

④ 育成支援制度適用委員会への職員派遣

見沼区、岩槻区の支援課が主催する育成支援制度適用委員会に参加・協力する。

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、以下の研修に参加する。

① 外部派遣研修

さいたま市、埼玉県、埼玉県社会福祉協議会等、関係機関・団体の主催する研修

② 職場内研修

ア 研修してきた知識・理論等を他の職員に報告（随時）

イ ケース検討、言語指導・発達相談・心理個別指導・理学療法・作業療法のカンファレンスを通しての研修

ウ テーマごとの研修（リズム研修、感染症研修等）

7 年間行事等

＜児童発達支援事業＞

開催月	行事名
4 月	始業
5 月	健康診断(通園)①、クラス懇談会(通園①)、施設公開①、個別面談①
6 月	歯科健診(通園・母子)①、クラス懇談会(フォロー①、母子①)
7 月	土曜参観(通園)①、施設公開②
8 月	夏休み(お盆休みのみ)
9 月	総合防災訓練(通園・母子)①、クラス懇談会(通園②)、施設公開③、個別面談②
10 月	運動会(通園・母子)
11 月	健康診断(通園)②、遠足(通園)、施設公開④
12 月	歯科健診(通園・母子)②、お楽しみ会(通園・母子)
1 月	土曜参観(通園)②、施設公開⑤
2 月	総合防災訓練(通園・母子)②、個別面談③、園外保育(通園)
3 月	クラス懇談会(通園③・フォロー②、母子②)、卒園式(通園)、終業
定期	通園合同集会(月 1 回)、避難訓練(総合防災訓練実施月(9、2 月)を除く毎月)

※通園：通園グループ、フォロー：フォローグループ、母子：母子グループ

【19】母子生活支援施設けやき荘

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

- (1) 通常入所利用事業（広域入所含む）
- (2) 一時保護事業
 - ① さいたま市母子緊急一時保護事業
 - ② 埼玉県母子緊急一時保護事業
 - ③ 埼玉県婦人相談センター一時保護委託事業
- (3) アフターケア事業

2 施設の基本理念

基本理念	子どもの最善の利益のため、母と子の主体性を重視した自立を支援します。
基本方針	一人ひとりのニーズと意向を尊重します。
	安全で安心できる環境を保障し、自立への意欲を支えます。
	社会資源を最大限に活かし、適切な期間内での自立に向けた支援を行います。

3 今年度の重点取組項目

第三者評価結果から明らかになった、事業運営における具体的な問題を把握し、サービスの質の向上に向けた改善の取組を行う。

4 具体的計画

＜通常入所利用事業＞

個々の状況や能力、目標や自立のかたちを踏まえて作成した自立支援計画に基づき、日常の「生活支援」と「課題解決」を組み合わせた支援を行う。

母親と子どもの生活の安定と自立、子どもの健康な発達を目指し、その時々の中での個別のニーズ課題に対して、利用者とともに取り組む。

さいたま市内の母子だけではなく、市外・県外のDV等からの避難状況にある母子を担当福祉事務所と連携を取りながら、受け入れる。

(1) 生活への支援

安定した生活を営むために必要な基本的な生活習慣の維持や獲得に向けて、衣食住の生活スキルの向上の支援を行う。

健康に不安を持つ母子には、相談に応じて医療機関への受診を勧めるとともに、ニーズに応じて健康管理の支援を行う。

(2) 子育て・子どもへの支援

母親が安心して子育てに向かえ、育児に対する不安や負担の軽減のために、必要に応じて見守りや介入等、母親と子どもの状況に合わせた子育て支援を行う。

子どもが自立に必要な力を身に付けるために、子どもの意向を尊重し、学習や進路、悩み等への相談支援を行う。

大人に信頼感が持てるように、悪意や暴力のない大人モデルを提供する。

(3) 就労支援

母親の状況に応じて相談援助や能力開発を行い、それらの支援機関も紹介する。

職場環境・人間関係に関する相談や助言等、個々に対応した幅広い支援を行う。

<緊急一時保護事業>

「さいたま市母子緊急一時保護事業」「埼玉県母子緊急一時保護事業」「埼玉県婦人相談センター一時保護委託事業」を実施する。

速やかに受け入れを行い、安心して安定した生活が営めるように体制を整える。

安全性を最優先とした上で、喫緊の課題を抱え入所してきた利用者に対し、担当福祉事務所等と連携しながら必要な支援を行う。

(1) 居室や施設共有設備の提供

世帯ごとに居室を提供する。また、洗濯室・学習室・集会室等の施設共有設備を提供する。

(2) 生活用品等の貸与・提供

① 台所用品・家電製品・寝具等の必要な生活用品を貸与する。また、日用消耗品を提供する。

② 1日の限度内で利用者からの希望を聞き取り、食材を購入し提供する。

③ 子どもが居室内で過ごすために、学習教材の提供や遊具の貸し出しを行う。

(3) 生活に関する相談・援助

担当福祉事務所の方針に基づき、利用者の住宅探しや転宅の準備等を行うことを、補助的に支援する。

<アフターケア事業>

退所した地域で健康で安心して暮らせるために、必要に応じて退所先の行政機関等と連絡調整し、母親と子どもが適切なサービスを受けられるように支援する。退所後も母親と子どもに電話や来荘によって、施設に相談出来ることを説明する。

(1) 施設行事への招待

退所時の希望調査により、行事への参加の声かけを行う。

(2) 寄付物品の配付

食品、衣類、招待券等、寄付物品の寄贈があった場合、希望者へ配付する。

(3) 相談

退所後も相談先の一つとして、来荘や電話などによる相談をいつでも受け付ける。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

① 感染症予防のため、毎日、施設内の清掃や遊具・共有設備の消毒を行い、環境整備・衛生対策を実施する。

② 感染症等の流行、まん延を防止するために、日常的な清掃、手洗い、うがいの徹底、十分な換気を行い、感染症の発生予防に努める。

(2) 事故防止対策

① 清掃及び設備の不具合や危険物の確認等「施設安全管理点検表」を用いて日常的に点検を実施する。

② 定期的に居室内の点検を行い、破損箇所の確認、早急な対応により事故の危険性の回避に努める。

③ ヒヤリハットの報告を徹底し、事例の収集と分析を行う。

(3) 防犯対策

- ① 防犯カメラを設置し来訪者を確実に把握することで、外部からの不審者等の侵入対策を図り、地域警察との連携を強化する。
- ② 夜間は警備員を配置し 24 時間体制で、安全を保障し安心できる施設管理を行う。
- ③ 警察署職員指導による「不審者対策訓練」を実施し、防犯に関する知識・技術を習得し、不測の事態に備えた対応を図る。

(4) 個人情報管理

- ① 個人情報保護・情報セキュリティに関する研修を実施し、個人情報の取扱い等の共通理解を深める。
- ② 情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティチェックリストを使用し、情報管理に関する自主点検を年 1 回以上実施する。

(5) 災害対策

- ① 訓練の実施
 - ア 火災・地震等の発生を想定した避難訓練を月 1 回実施し、災害発生時の動きを確認する。
 - イ 消防署職員の立ち会いの消防訓練・講話を年 1 回実施し、防災意識の向上に努める。
 - ウ 地域自治会主催の合同防災訓練へ参加する。
- ② 大規模災害の備えとして、非常用備品・非常食の整備及び管理を徹底する。

(6) 施設維持管理

- ① 月 1 回の定期点検と日常の保守点検時チェックリストを使用し、施設の維持管理に取り組む。
- ② 「建築設備定期検査」「防火設備定期点検」を行い、不良箇所の早期発見に努める。

(7) 児童虐待への危機管理

- ① 虐待や不適切な関わりを発見した時は職員が介入し、子どもの安全確保を最優先し、必要に応じて専門機関との連携を行う。
- ② 施設内虐待の防止策として、研修及びチェックリストの活用等による職員の教育及び意識啓発に努める。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映させる取組

- ① 意見箱の設置と活用
意見箱「みなさまの声」「そうだんばこ(子ども用相談カード)」を設置するとともに、苦情・要望に対する迅速かつ適切な対応を図る。
- ② アンケートの実施・結果の周知
施設行事に関するアンケート・法人全体の利用者アンケートを実施し、ニーズの把握に努める。
- ③ 利用者懇談会の開催
利用者から意見や要望を聞き、利用者が生活しやすい環境づくりや支援に反映させる。

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 地域との相互理解及び連携の機会として、地域自治会活動（「ごみゼロ運動」「地域防災訓練」「防犯パトロール」等）へ参加する。
- ② 母子の自立支援のため、行政機関、関係福祉機関、学校関係、保育園等と連絡を図り、情報を共有したネットワークを有効に活用する。

(3) 実習生の受入れ

- ① 担当者の設置、受入れに関するマニュアルを作成する。
- ② 実習生の受入れについて基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的な実習指導を行い、福祉の人材育成を行う。

(4) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、次の研修に参加する。

① 外部派遣研修

- ア 埼玉県母子生活支援施設協議会主催研修
- イ 関東ブロック母子生活支援施設研究協議会・全国母子生活支援施設協議会主催研修
- ウ 埼玉県社会福祉協議会・さいたま市社会福祉協議会主催研修
- エ 埼玉県婦人相談センターDV相談室等が主催する研修
- オ 子どもの虹情報センター主催研修
- カ 市、県が主催する研修

② 職場研修（内部）

- ア 外部研修の報告会
- イ 事業団主催研修等の伝達研修

③ 会議・面談

- ア 職員ミーティング（毎日）
- イ 職員会議（月1回及び必要に応じて）
- ウ ケース会議（月1回及び必要に応じて）
- エ 合同連絡会議（年1回の行政機関との連絡会議）
- オ 自立支援面談（年2回の利用者、行政機関、施設の三者面談）

7 年間行事等

開催月	行事名
4月	進級、入学お祝い
5月	子どもの日（通常入所者・アフター）、母の日、春季健康診断、施設内清掃、利用者懇談会①
6月	消防署立ち合い避難訓練
7月	わくわくタイム①（七夕）
8月	夏祭り（通常入所者・アフター）、わくわくタイム②
9月	お月見
10月	ハロウィン、不審者対策訓練、母親学習会
11月	秋季健康診断
12月	お楽しみ会（通常入所者・アフター）
1月	お正月、利用者懇談会②、わくわくタイム③
2月	節分
3月	ひなまつり
定期	避難訓練（月1回）、居室点検（月1回）、けやき荘だより発行（月1回）、施設安全点検（月1回）、地域防犯パトロール（月2回）、誕生日カード配付（随時）

【20】 児童センター

1 指定管理（令和元年度～令和5年度）

- | | | |
|--------------|-----------------|-----------------|
| (1) 三橋児童センター | (7) 片柳児童センター | (13) 向原児童センター |
| (2) 植竹児童センター | (8) 春野児童センター | (14) 大戸児童センター |
| (3) 天沼児童センター | (9) 馬宮児童センター | (15) 大久保東児童センター |
| (4) 宮原児童センター | (10) 文蔵児童センター | (16) 岩槻児童センター |
| (5) 植水児童センター | (11) 浦和別所児童センター | (17) 仲本児童センター |
| (6) 本郷児童センター | (12) 与野本町児童センター | (18) 尾間木児童センター |

2 施設の基本理念

＜全センター共通＞

基本理念	「すべての子ども・青少年、子育て家庭が地域とともに笑顔で育ち合える児童センター」を目指します。
基本目標	子ども・青少年の発達の増進
	子育て家庭への支援の充実
	配慮を必要とする子ども・青少年への支援
	地域の健全育成における拠点機能の充実

3 今年度の重点取組項目

＜三橋児童センター＞

関係機関が実施する研修への参加や、職場内研修を充実させ、利用者ニーズに沿ったより良い支援ができるよう、職員個々の資質の向上を図る。

＜植竹児童センター＞

児童センターの居場所としての役割、機能の向上を目指すため、マニュアルや、ガイドラインの読み合わせ、職場内研修を開催し児童センター職員としての専門性を高める。

＜天沼児童センター＞

児童センターの利用者は中高生世代を含めた地域住民であると広く捉え、地域住民の居場所となるように環境を整え、地域住民の居場所づくりを目的とした事業の検討・広報・実施を、職員が実際に地域を回って行う。

＜宮原児童センター＞

職場内研修をさらに充実させ、児童センター職員としての資質と専門性の向上を目指すとともに、職員間での課題の共有をもとに、児童の主体的遊びを支援する。

＜植水児童センター＞

感染症予防上必要な対策を講じながら、地域の子どもたちの遊びや自己実現の場の提供を図るため、子ども参画型の事業を企画し、子どもが無理なく安全に遊べるような既存の遊びのルールづくりや、新しい生活様式に対応した遊びの展開及び環境設定を、子どもが自ら発想し実践することをサポートする。

＜本郷児童センター＞

「子どもボランティア活動」の取組をとおして、バリエーション豊かな遊びの場を提供することで、子どもの参画する力や主体性を育み、自己実現の場となるよう支援する。

＜片柳児童センター＞

利用者の意見を反映させた、バリエーション豊かな遊びを提供し、その中から遊びの動画配信についても検討し、実施する。

＜春野児童センター＞

子どもの参画事業（おばけやしき、はるのまつりなど）を通し、子どもの自主性や、自己実現の場を提供することで、子どもの主体的活動を支援する。

＜馬宮児童センター＞

広く市民から施設への理解・協力を得るため、児童センターの活動の広報及び地域住民や関係機関との連携を強化する。

＜文蔵児童センター＞

利用者が安全、安心に過ごせるための環境を整えるとともに、関係機関との連携を強化し、地域の拠点施設としての機能の充実を図る。

＜浦和別所児童センター＞

子どもが参画できる場として、子ども実行委員会を設置し、子どもの主体性を育むと共に、自己肯定感を養う。

＜与野本町児童センター＞

児童センターの活動内容を広報するとともに、運営協議会等を開催し、地域住民や関係機関との連携、協同に努め、子育てしやすい環境づくりに取り組む。

＜向原児童センター＞

自己実現の場の提供として、小学生以上の実行委員が企画運営する事業を行い、子どもの参画の推進、主体性を育む。

＜大戸児童センター＞

職場内研修について、伝達研修だけではなく、年間計画を立て職員それぞれが講師となり、意識を高め、職員の資質向上を図る。

＜大久保東児童センター＞

週1回の中高生タイムを実施することで、中高生世代の声に耳を傾け、安心して過ごせる居場所づくりや児童センターを活用できる環境づくりに取り組む。

＜岩槻児童センター＞

ティーンズカフェ・デイキャンプなど子ども主体の事業を展開し、サポートすることで、児童が自ら考え行動し、お互い責任を持ちながら楽しく過ごせる児童センターを目指す。

＜仲本児童センター＞

乳幼児親子、児童、中高生世代の趣味や関心について調査し、ニーズに沿った事業を展開する。

＜尾間木児童センター＞

地域に求められる施設を目指し、コロナ禍で中止となっている地域の関係機関や団体との交流や連携事業を再開し、地域の関係機関や団体との連携の再構築及び強化を目指す。

4 具体的計画

事業運営にあたっては、「新しい生活様式」を踏まえて実施する。

(1) 子ども・青少年の発達の増進

- ① 子どもの文化・伝承活動、親子文化活動、子どもが意見を言える場の設定を推進する。
- ② 運動遊具による遊びの展開、食育、健康づくり等により、子どもの体力増進活動を推進する。

- ③ 中高生世代が安心して過ごせる居場所づくりとして、開館時間延長、専用スペースの設置、中高生遊具の設置、環境の設定を行う。
- ④ 中高生世代向け社会体験プログラムとして「未来(みら)くるワーク」「インターンシップ」の受入れ、中高生世代・乳幼児ふれあい体験等を行う。
- ⑤ 週末(土・日)、学校長期休みに対応した親子で参加できるイベントの開催、子どもの体験活動の普及等のプログラムを実施する。

(2) 子育て家庭への支援の充実

- ① 子育て支援事業の推進として、親子の集いの場づくり、公民館やコミュニティセンター等へ出向き、支援プログラム、父親参加型イベント等を行う。
- ② 働きながら子育てしている家庭への支援として、土・日の幼児向け事業、ファミリー向け事業を実施する。
- ③ 相談、情報提供の推進・強化として、地域の児童相談機関との連携強化、子育て相談等を行う。

(3) 配慮を必要とする子ども・青少年への支援

- ① 要保護児童への適切で効果的な支援及び虐待の未然防止・早期発見として、要保護児童対策地域協議会への参加や主任児童委員との連携等を行う。
- ② 中高生の相談支援体制の推進強化として、学校・教育委員会・保健センター・警察等各種支援、相談機関との連携、専門機関との連携による相談の実施、ひきこもり対策連絡協議会との連携を行う。
- ③ 貧困・虐待防止対策として、関係機関との連携、安心して過ごせる居場所づくりを推進する。
- ④ 相談・情報提供サービスの推進・強化として、地域の児童相談機関との連携強化、事業団が運営する児童発達支援センター等の訪問相談、子育て相談、子育て情報の提供、イベントの開催等を行う。
- ⑤ 子ども・青少年の多様性を尊重した支援として障害のある子どもたちの居場所づくりと交流、高齢者との世代間交流プログラム等を実施する。

(4) 地域の健全育成における拠点機能の充実

- ① 相談内容や事例に応じた専門機関への紹介、職員の専門性の活用、事業責任者制度の活用等事業団の特性を生かしたネットワークの構築を行う。
- ② 子育てサークル・子ども会・健全育成に関わる団体・NPO 法人への支援、児童センター運営協議会の設置、近隣小中高等学校との連携、公民館との連携等地域組織化活動の推進を行う。
- ③ 児童センターフェスタ、交流スポーツ大会等児童センター交流事業を推進する。
- ④ 地域ボランティアの発掘・育成として活動場所の提供、ボランティアセンターとの連携強化等を行う。
- ⑤ 安全・安心なまちづくりとして消防署との連携による防災意識の高揚、子ども・保護者の防犯・交通安全教室、危機管理マニュアルの活用、子ども 110 番の家、地域の防犯の目等の取組を実施する。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 日常的な清掃及び施設内外の環境整備を徹底する。
- ② 感染症等の流行、まん延を防止するため、「3つの密」が同時に重なることを避けることや、

設備や備品の消毒をはじめとした衛生対策を行う。

- ③ 利用者にむけた「手洗い、うがい、マスク着用、手指消毒、検温、互いに距離をとること」の実施により、感染症対策を行う。
- ④ さいたま市の「さいたま市職員の職場における新型コロナウイルス感染予防対策に関するガイドライン」や「さいたま市立児童センター新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に従い、対策を徹底する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染者（疑いを含む。）が出た場合には初動対応を事業団フローチャートに従い感染が拡大しないよう徹底する。
- ⑥ 新型コロナ感染症予防を周知啓発させるためコーナーを作り、情報を発信する。

(2) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハット(事件・事故)報告書を作成し、集計、統計を行うとともに、職員間で共有し対策を講じることで同様の事故の未然防止に努める。
- ② 軽微なけがや体調不良、物損事故など、業務中に発生又は確認されたことを業務日誌等に記録し、検証を行う。
- ③ 事故発生時には「危機管理マニュアル」に基づき、迅速な対応を徹底するとともに、万が一、重篤なケガや急病が発生した場合には、さいたま市の所管課や保健所等関係機関と連携し速やかに対応するとともに原因の究明及び再発防止策を講じる。

(3) 防犯対策

- ① 不特定多数の方が利用する施設であることから、不審者が侵入しやすい状態でもあるため、不審な来館者には職員から声掛けを行い、明確な来館目的等がなければ利用できないことを伝え、侵入を防止する。
- ② 「危機管理マニュアル」に基づき、警察署の指導による不審者侵入を想定した対応訓練を行い、非常時に備える。

(4) 個人情報管理

- ① 「個人情報保護法」および「個人情報保護条例」を遵守し、法人が定める「個人情報に関する基本方針」に基づいて適切に対応する。
- ② 「個人情報保護規程」を施設の目につきやすい場所に掲示し、その仕組みや考え方を利用者に周知していく。
- ③ 職員は業務上知り得た「個人情報」「さいたま市、関係団体及び契約先に関する秘密情報」、「当法人経営上の秘密情報」等を在職中はもとより、退職後も第三者に故意または過失により開示、提供若しくは漏洩し、又は自ら使用することのないよう「誓約書」を法人へ提出する。

(5) 災害対策

- ① 法人の「危機管理計画」に基づき、火災対策や地震、豪雨、大雪といった天災対策の基本として定められた「災害対策計画」及び「危機管理マニュアル」のもと、あらゆる災害が発生する可能性を想定し、防災知識の普及や啓発や防災備品の整備等、被害の発生の予防、軽減や二次災害の防止となる取組を行う。
- ② 災害が起きた場合は利用者等の生命および身体を守り、被害を最小限にできるよう、迅速な応急復旧対策を行う。

(6) 施設維持管理

- ① 利用者に安全で快適な環境を提供するため、「サービス(業務)マニュアル」に基づいた自主点検、定期点検、法定点検等のほか、環境整備、備品・遊具等の保守点検を実施し、安定的な

施設管理に努める。

- ② 施設・設備の適正な管理と計画的な修繕のために、「施設・設備修繕計画書」を作成し、計画的に各所修繕や部品交換等を行う。
- ③ 備品の管理にあたっては「備品台帳」を作成するとともに、新たな事業や計画的な備品整備のため、「備品等整備計画書」を作成する。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 利用者意識の傾向を探り、意見や要望を事業に反映できるよう、利用者アンケートを年1回全施設一斉実施する。
- ② 新たなニーズの発見につなげられるよう、行事参加者へアンケートを取る。
- ③ 苦情、要望を常設してある「みなさまの声」で聴取し、迅速に対応する。
- ④ 利用者と職員が直接話し合う機会を設定し、施設運営に生かす。
- ⑤ 中高生世代の利用者に対し、職員とともに事業運営について主体的に考える場を設定する。

(2) 地域関係機関との連携

- ① 行政・NPO等の団体との情報交換や連絡、調整を図り、協働による子育て支援事業の充実を図る。
- ② 自治会、青少年育成会、民生委員、児童委員、主任児童委員等との相互理解を深め、共催事業や世代間交流事業を実施する。
- ③ 小・中・高等学校と連携して、地域の子どもの見守り、「未来（みら）くるワーク」「インターンシップ」等の受入れや「放課後チャレンジスクール推進事業」への協力を行う。
- ④ 児童センター運営協議会を開催し、地域の方々との意見交換等をとおして、活動の充実を図り、地域の中核としての施設づくりを行う。

(3) 専門性の向上

- ① 研修
 - ア 事業団主催研修
 - イ 児童厚生員研修
 - ウ 施設見学・事業見学と情報交換研修
 - エ 職場内研修
 - オ 外部派遣研修
- ② 児童厚生員専門研究部会
- ③ 児童センターサービス（業務）マニュアル、児童センター危機管理マニュアルの活用

(4) 施設間連携の強化

- ① 児童センター館長会議（月1回）
- ② 事業責任者会議（月1回）
- ③ 児童センター主任・主査会議（月1回）
- ④ 児童発達支援センター等と連携した発達相談（年1回以上）
- ⑤ 老人福祉センターとの連携

7 年間行事等

<全館共通行事>

開催月	行事名
5月	児童センターフェスタ
7月	高校生と乳幼児のふれあい交流事業(7～8月)
3月	中高生パフォーマンスフェスタ
その他	運営協議会、中高生世代時間延長対応、避難訓練、児童発達支援センター等との発達相談、家庭児童相談員による子育て相談、未来くるワーク・インターンシップ・実習生の受入れ

<三橋児童センター>

開催月	行事名
5月	親学①、幼児食講座
6月	歯みがき指導講座、乳幼児育児相談
7月	おたのしみ会(幼児・児童)、夏休み工作タイム①、ウォーターサバイバル①
8月	夏休み囲碁教室、夏休み工作タイム②、ウォーターサバイバル②、大成夏休みこども公民館
9月	中規模修繕のため9月～3月休館(館外事業は実施)
10月	親学②、フェスタ上小(小学校)
11月	三橋公民館まつり
2月	三橋小土曜チャレンジスクール
定期	毎日 ランランランチ、中高生タイム
	週1回 あそびのひろば(0、1、2歳以上向け)、ドッジボールタイム、みんなであそぼう、一輪車タイム、卓球タイム、ちびっこランド
	月1回 工作タイム、おはなしの部屋、おおきくなったかな、ふたごちゃん&みつごちゃんあつまれ、おもちゃの病院
	その他 ダンスたいむ、大成親子サロン(公民館)、ソーラン節披露、夏のおたのしみ会子どもボランティア会議、奉仕活動、三橋コミュニティ、生涯学習総合センター子育て情報講座、地区社協出前事業

<植竹児童センター>

開催月	行事名
6月	家族であそぼう①、親子ひろば in 日進コミセン①、日進公民館ハイハイサロン、日進公民館親子サロン
7月	夏まつり、離乳食講座、北区子育て応援フェア
8月	防犯教室、ものづくり教室
9月	家族であそぼう②
10月	運動会、げんきであそぼう in ステラタウン
11月	親子ひろば in 日進コミセン②
12月	クリスマス会
1月	昔あそび
2月	おみせやさんごっこ、保健師講話、日進コミセン子どもまつり、親子ひろば in 日進コミセン③
3月	ハンドベル発表会
定期	毎日 幼児タイム、中高生卓球タイム
	週1回 コマ・けん玉タイム、ハンドベルクラブ、一輪車タイム、プチタイム、ハイハイサロン、よちよちひろば、なかよしひろば
	月1回 お誕生会、おはなし会、助産師による育児相談、工作タイム(長期休み除く)
	その他 みんなであそぼう

<天沼児童センター>

開催月	行事名
4月	こいのぼりを作ろう、わたしのおすすめ本
6月	工作ランド①、ドッジボール大会①、歯科衛生士講話、離乳食講話
8月	食育事業①、夏のお楽しみ会
11月	ドッジボール大会②、もとの木子育て支援センター合同イベント

12月	やきいもパーティ、工作ランド②、4館交流スポーツ大会、食育事業②	
3月	ドッジボール大会③、幼児お楽しみ会、工作ランド③、食育事業③	
定期	毎 日	ドッジボールタイム
	週 1 回	0 さいひろば、1 さいひろば、2 さい以上ひろば、本の読み聞かせ
	月 1 回	おとうさんもあそぼう
	その他	北小放課後チャレンジスクール、東公民館職員派遣、家庭児童相談員来館

＜宮原児童センター＞

開催月	行事名	
4月	チャレンジタイム、宮原公民館すくすくサロン①	
5月	こいのぼりを作ろう	
6月	保健師による育児講話、親子ひろば in 日進コミセン①、日進公民館親子サロン	
7月	夏のお楽しみ会、電気教室、ものづくり教室、防犯教室、北区子育て応援フェア	
8月	食育イベント、水遊び、オセロタイム、夏休みチャレンジタイム	
9月	栄養士による食育講話	
10月	元気で遊ぼう！in ステラタウン、宮原公民館すくすくサロン②	
11月	消防署見学、木育イベント、親子ひろば in 日進コミセン②	
12月	冬のお楽しみ会	
1月	お正月遊び、日進公民館ハイハイサロン、宮原公民館すくすくサロン③	
2月	日進コミセン子どもまつり、親子ひろば in 日進コミセン③	
3月	ティーンズカフェ	
定期	毎 日	ランチルーム、ドッジボールタイム、
	週 1 回	ハイハイサロン、プチタイム、中高生タイム
	月 1 回	にこにこひろば、おりがみ教室、工作タイム
	その他	宮原小放課後・土曜チャレンジスクール、子ども会議

＜植水児童センター＞

開催月	行事名	
5月	歯みがき教室（西区保健センター協力）	
7月	ちびっこサンサンまつり、夏休み子ども体験館（植水公民館共催）	
8月	子ども福祉体験教室（植水地区社協共催）、サンサンまつり、夏休み交流事業（囲碁教室/将棋教室/卓球教室/手話ダンス）、すくすく教室（植水地区社協共催・西区保健センター協力）	
9月	お月見会	
10月	乳がん自己検診法（西区保健センター協力）	
11月	西区ふれあいまつりステージ発表、植水交流まつり	
1月	あそびの教室（植水地区社協共催）、館内ドッジボール大会	
2月	西部地区児童センタードッジボール大会、離乳食講座（西区保健センター協力）	
定期	毎 日	ランチタイム、中高生タイム
	週 1 回	ドッジボールタイム、ハイハイサロン、よちよちサロン、あそびのポケット
	月 1 回	手話ダンス
	その他	ちびっこタイム、工作タイム、あそびのプログラム、伝承あそびタイム、伝承あそび検定、シネマランド、ティーンズカフェ、三世代交流体験活動（青少年育成植水地区会主催）、指扇地区乳幼児向けサロン※職員派遣、西区子育てフェア、青少年育成子どもまつり（青少年育成植水地区会主催）、子ども会事業※職員派遣

＜本郷児童センター＞

開催月	行事名	
5月	子ども会議、チャレンジタイム	
6月	世代交流じゃがいも掘り、ベビーマッサージ、親子ひろば in 日進コミセン①、親子ひろば in 東大宮コミセン①	
7月	乳幼児お楽しみ会、ものづくり教室、児童向けお楽しみ会、乳幼児とシニアのふれあい会、北区子育て応援フェア チャレンジタイム	

8月	防犯教室、シニア交流囲碁会、映画会、中高生カフェ、夏休み工作、夏休みチャレンジ、夏休みプチタイム	
9月	チャレンジタイム、食育講座	
10月	げんきであそぼう in ステラタウン、ハロウィンパーティー	
11月	館外事業：親子ひろば in 日進コミセン②、親子ひろば in 東大宮コミセン②、チャレンジタイム、保健師講話	
12月	三世代交流事業、冬のお楽しみ会	
1月	映画会、チャレンジタイム	
2月	館外事業：親子ひろば in 日進コミセン③、日進コミセン子どもまつり	
3月	春のお楽しみ会（たんさいぼう）、中高生カフェ、（小6）卒業を祝う会	
定期	毎日	ランチタイム、中高生優先タイム
	週1回	年齢別事業(0歳)、子どもボランティア活動、昔あそび、ドッジボールタイム、一輪車タイム、プチタイム
	月2回	年齢別事業(1、2歳以上)
	月1回	工作、土曜プレイランド、本の読み聞かせ、おもちゃの病院
	その他	放課後チャレンジスクール、地区社協子育てサロン

<片柳児童センター>

開催月	行事名	
4月	児童センターに集まれ、育児講話(保健師)	
5月	見沼区おやこサロン、見沼区子育てフェア、ママトーク(助産師)	
6月	歯みがき指導(歯科栄養士)	
7月	夏のお楽しみ会、サマーフェスタ、離乳食講座(栄養士)	
8月	防犯教室	
9月	中規模修繕のため9月～3月休館（見沼区子育て支援事業は実施）	
定期	毎日	中高生タイム
	週1回	ハイハイサロン、ヨチヨチひろば、わんぱくひろば、プチひろば、おはなし箱、卓球タイム、赤ちゃんルーム
	月1回	身体測定、卓球タイム
	その他	子育てサロン（片柳コミュニティセンター）、片柳小・海老沼小チャレンジスクール、ふるさと発見子どもまつり（青少年育成片柳地区会）、Zoom事業（遊びの配信）

<春野児童センター>

開催月	行事名	
5月	見沼区子育てフェア①（大宮武道館）	
6月	子育てはじめましてサロン（地域関係機関協力）	
7月	幼児向けおたのしみ会①、児童向けおたのしみ会、アーバンまつり	
8月	夏休みイベント、土曜公民館講師①、	
10月	七里おやこフェスティバル、見沼区子育てフェア②（大宮武道館）	
11月	館内ドッジボール大会、春岡ふれあいフェスティバル	
12月	幼児向けおたのしみ会②、4館交流スポーツ大会、土曜公民館講師②	
1月	おばけやしき	
2月	土曜公民館講師③	
3月	幼児向けおたのしみ会③、はるのまつり	
定期	毎日	ドッジボールタイム、ランチタイム
	週1回	一輪車タイム、土曜イベント（工作・クッキング・シネマ、チャレンジなど）
	月1回	大きくなったかな&お誕生会、公民館共催事業、つくしんぼ（七里社協共催事業）
	その他	公民館共催事業、放課後チャレンジスクール

<馬宮児童センター>

開催月	行事名
5月	歯科相談（幼児向け）

6月	館内ドッジボール大会、高齢者と児童の交流事業①(馬宮荘共催)、育児講話	
7月	サマーフェスタ(幼児・児童)、社会福祉体験事業、高齢者と児童の交流事業②(馬宮荘共催)	
8月	シネマタイム、人形劇、木工教室	
9月	西区子育て支援フェア	
10月	消防車見学、離乳食講座	
11月	西区区民まつり、コミセンまつり	
12月	ウィンターパーティー(幼児、児童)	
1月	お正月あそび、高齢者と児童の交流事業③(馬宮荘共催)	
2月	選抜ドッジボール大会	
定期	毎日	ランチタイム、卓球タイム、中高生スタディールーム、中高生タイム
	週1回	年齢別幼児事業(ベビーサロン・よちよちひろば・ちびっこひろば・プチひろば)、ドッジビータイム
	月1回	スポーツタイム、工作タイム、シルバニアとプラレールであそぼう、ストーリータイム
	その他	ドッジボールタイム、地区社協出前事業、中学生と乳幼児ふれあい体験事業 中高生カフェ

＜文蔵児童センター＞

開催月	行事名	
4月	新1年生オリエンテーション	
5月	子どもの日特別企画、ちびっこワイワイひろば①「体操・運動」（公民館共催）	
6月	歯科衛生士による講話	
7月	夏のお楽しみ会（幼児）、夏休みフェスタ（夏休み企画）	
8月	子ども公民館（公民館共催）	
9月	おもちゃコンサルタントによるおもちゃのひろば①、ちびっこワイワイひろば②「読み聞かせ」（公民館共催）	
10月	交流スポーツ大会	
11月	栄養士による講話	
12月	冬のお楽しみ会（幼児）、冬休みフェスタ（冬休み企画）	
1月	保健師による講話	
2月	おもちゃコンサルタントによるおもちゃのひろば②、ちびっこワイワイひろば③「読み聞かせ」（公民館共催）	
3月	ちびっこワイワイひろば④「人形劇」（公民館共催）	
定期	毎 日	日替わりおもちゃ、ランチルーム、卓球タイム
	月2回	ハイハイひろば、ヨチヨチひろば
	月1回	赤ちゃんサロン、誕生会、たのしくつくろう、測定の日、相談の日
	その他	運営協議会、おもちゃの病院、体育室であそぼう

＜浦和別所児童センター＞

開催月	行事名
4月	おはなしでてこい①
5月	乳幼児向け食育講座、子どもの日工作
6月	小学生食育事業
7月	夏のおたのしみ会、人形劇(自治会共催)、ねえ♪あそぼ!!(コミセン共催)①
8月	おはなしでてこい②、ねえ♪あそぼ!!(コミセン共催)②、おもちゃのひろば①、くらしか
9月	敬老の日工作
10月	ハロウィン工作
11月	はみがき講座、ふれあいまつり(自治会共催)、館内ドッジボール大会
12月	冬のおたのしみ会、おはなしでてこい③、おもちゃのひろば②
1月	お正月あそび月間
2月	なわとび月間、中高生食育事業
3月	中高生卓球大会

定期	毎 日	ランチタイム
	週 1 回	ひよこひろば、りすひろば、うさぎひろば、パパもいっしょにプチタイム、ぷち☆おはなし会、マンカラタイム、セレクトタイム、ドッジボールタイム
	月 1 回	大きくなったかな、誕生会、プラレールの日、ボールプールの日、大型ブロックの日、木のおもちやの日、おひざだっこのお話し会、スターチス
	その他	プチタイム、卓球タイム、浦和別所小チャレンジスクール、子ども実行委員会、おもちゃの病院、子どもスタッフ会議

<与野本町児童センター>

開催月	行事名	
4 月	1 年生集まれ	
7 月	お楽しみ会（乳幼児）、ものづくり体験教室	
8 月	たんさいぼうコンサート、人形劇	
9 月	育児講話と乳がん自己検診法	
10 月	ドッジボール大会、中高生料理教室	
11 月	中央区区民まつり	
12 月	冬のお楽しみ会（幼・児）	
1 月	お正月あそび	
3 月	春のお茶会	
定期	毎 日	ランチタイム、中高生タイム
	週 1 回	0 才児あつまれ、ヨチヨチペンギン、ピョンピョンうさぎ
	月 1 回	シャボン玉、お絵かき、おはなし会、おはなしひろば
	その他	本町っ子ひろば、ファミリータイム、プチタイム、おもしろ記録会、ドッジボールタイム、作ってみよう、カブラ・ドミノの日、プラレールタイム、レゴタイム、食育講話、歯みがき指導、児童センター de 花づくり、パパと一緒にあそぼう、子どもシニア交流イベント、中高生カフェ、おもちゃの病院

<向原児童センター>

開催月	行事名	
6 月	育児講話と乳がん自己検診法、e（い）公民館（鈴谷公民館共催）	
7 月	親子であそぼう夏のおたのしみ会、小学生夏まつり、夏休みこども公民館（鈴谷公民館共催）	
8 月	夏の工作タイム	
9 月	いこい荘との交流事業、	
10 月	おいもほりに行こう！、中高生料理教室、ハロウィンパーティー	
11 月	下落合小学校ふれあいひろば、中央区区民まつり、ドッジボール大会	
12 月	親子であそぼう冬のおたのしみ会、冬の工作タイム	
3 月	親子であそぼう春のおたのしみ会、中高生卓球大会、	
定期	毎 日	ランチルーム
	週 1 回	親子であそぼう 0 才・1 才・2 才、ドッジボールタイム、チャレンジタイム
	月 1 回	おたんじょう会、はらっぱ、紙芝居ひろば
	その他	プチタイム、歯みがき講話、食育講話、第一八千代会との交流会、小学生夏まつり実行委員会、消防署へ行こう！、下落合小学校土曜チャレンジスクール、児童センター de 花づくり、おもちゃの病院

<大戸児童センター>

開催月	行事名	
5 月	食育講話①	
6 月	中高生カフェ	
7 月	夏フェス(幼児)、夏フェス(児童)、歯みがき指導①、防犯教室	
8 月	夏休み工作、夏休みチャレンジ	
9 月	ポップコーン①(大戸公民館子育てサロン)	
10 月	ハロウィンパーティー（幼児）、育児講話と乳がん自己検診法、中高生料理教室	

11 月	中央区区民まつり、大戸公民館まつり	
12 月	冬フェス（幼児）、ファミリーコンサート、ポップコーン②(大戸公民館子育てサロン)	
1 月	食育講話②	
2 月	歯みがき指導②	
3 月	春フェス(幼児)、春フェス(児童)、スプリングコンサート、中高生カフェ	
定期	毎 日	ランチタイム、中高生タイム
	週 1 回	ハイハイサロン、ファミリーたいそう、プラ鉄タイム
	月 1 回	うたいましようあそびましよう、つくってあそぼう、絵本の会、おはなしトランプ
	その他	元気にたいそう、ヨチヨチひろば、なかよしひろば、プチタイム、おもちゃの病院、児童センターde 花づくり、与野南小わくわくチャレンジ

＜大久保東児童センター＞

開催月	行事名	
5 月	人形劇、工作タイム①	
6 月	パパとあそぼう①	
7 月	幼児夏まつり、児童夏まつり	
8 月	電気教室、工作タイム②	
9 月	スペシャルプチタイム①（防犯教室）、工作タイム③	
10 月	スペシャルプチタイム②（立会い避難訓練）、中高生料理教室	
11 月	映画会、親子ヨガ①	
12 月	クリスマスツリー点灯式、幼児冬のお楽しみ会、児童冬のお楽しみ会、埼玉大学「桃犬」とあそぼう、工作タイム④	
1 月	お正月あそび、プチタイム（ししまい）	
2 月	体力測定会、パパとあそぼう②、親子ヨガ②	
3 月	中高生進級お祝い会、スプリングフェスタ、幼児春のお楽しみ会	
定期	毎 日	ランチタイム、中高生タイム、ランドセル来館事業（土日、長期休業日等を除く）
	週 1 回	プチタイム、すくすくサロン、はっぴいたいむ 1、はっぴいたいむ 2.3.4、ボールプール、ドッジボールタイム、ギネスに挑戦、卓球タイム、キッカーボード
	月 1 回	プチ工作、おはなし会、親子囲碁教室、キッズイングリッシュ、おもちゃの電車であそぼう
	その他	田島地区社協幼児事業、保健師・栄養士・歯科衛生士による育児相談、公民館合同避難訓練

＜岩槻児童センター＞

開催月	行事名	
4 月	春休みお楽しみタイム①	
6 月	わくわくクッキング①	
7 月	夏休みお楽しみタイム、館内ドッジボール大会①、幼児工作①	
8 月	わくわくお化けランド、人形劇、わくわくクッキング②、紙すき体験（第1やまぶき）	
9 月	中高生わくわく day	
11 月	デイキャンプ、館内ドッジボール大会②、西原中乳幼児ふれあい体験	
12 月	スペシャルプラネタリウム、4 館交流スポーツ大会、わくわくクッキング③、幼児工作②	
1 月	冬休みお楽しみタイム、インターンシップ受入れ、	
2 月	わくわくクッキング④	
3 月	春休みお楽しみタイム②、幼児工作③、館内スポーツ大会	
定期	毎 日	まいにちあそぼうデー、中高生タイム
	週 1 回	赤ちゃんサロン、小学生土曜イベント、プラネタリウム、土曜映画会、一輪車タイム
	月 1 回	スターウォッチング、お茶クラブ、トランポリンクラブ、キッズ英語クラブ、お誕生会、まんままんま、ハッピーサロン、おはなし会、ママ工作
	その他	熟睡プラ寝たリウム、幼児向けプラネタリウム、お琴クラブ、中高生事業、ティーンズカフェ、プレイランド、公民館出前事業、はじめて応援活動（支援課）、発達相談（はるの園）、西原小チャレンジスクール、助産師相談事業、おもちゃの病院、防犯訓練、コミセン地域連絡協議会

<仲本児童センター>

開催月	行事名	
4月	育児相談&すくすく測定①、おもちゃの病院①	
5月	浦和区子育て応援サロン①、浦和北公園ふれあいまつり①、子どもの日工作	
6月	育児相談&すくすく測定②、発達相談①	
7月	七夕工作、赤ちゃん相談、浦和区子育て応援サロン②、夏のお楽しみ会、子ども会議①、おもちゃの病院②	
8月	育児相談&すくすく測定③、防犯教室、交流囲碁・将棋、ピーコック工作タイム①、電気教室、夏休み工作タイム、出張工作教室、みんなでつくろう、民話の語り、交流折り紙・薬剤師体験	
9月	消防署立ち合い避難訓練	
10月	育児相談&すくすく測定④、公民館共催事業、子どものクラブ活動、おもちゃの病院③	
11月	赤ちゃん相談、浦和区子育て応援サロン③、浦和区健康まつり、北浦和ふれあいまつり、仲本公民館文化祭参加、発達相談②	
12月	育児相談&すくすく測定⑤、ゴスペルコンサート、冬のお楽しみ会、子ども会議②、交流手作り	
1月	お正月あそび、おもちゃの病院④	
2月	育児相談&すくすく測定⑥、赤ちゃん相談、浦和区子育て応援サロン④	
3月	食育あそび、浦和北公園ふれあいまつり②、ピーコック工作タイム②	
定期	毎日	けん玉検定、中高生タイム、中高生部屋貸し
	週1回	お楽しみタイム(ゲーム・スポーツ)、開館時間の延長、みんなでつくろう
	月1回	おはなしひろば、お誕生会、幼児タイム、バランスボールで親子であそぼう、カプラであそぼう、つくってあそぼう、ディスコゲーム
	その他	ハイハイサロン、わいわいタイム(年20回)、プチタイム(週3回)、土日プチタイム(月2回)、ドッジビータイム(週2回)、卓球タイム(週3回)、生き物調査・いっしょにつくろう(乳幼児工作)

<尾間木児童センター>

開催月	行事名	
4月	新1年生あつまれ	
5月	出前事業①(尾間木公民館)	
7月	おまぎサマーフェスティバル	
8月	映画会、落語会	
9月	出前事業②(原山公民館)	
10月	出前事業③(尾間木公民館)	
11月	出前事業④(原山公民館)	
12月	クリスマスファミリーコンサート、子育てサロン『かるがも』	
1月	正月むかしあそび	
2月	出前事業⑤(大古里公民館)	
定期	毎日	幼児タイム、小学生タイム、中高生タイム
	週1回	ドッジボールタイム、レクタイム、検定タイム、卓球タイム、
	月1回	あかちゃんサロン、よちよちひろば、ちびっこひろば、お誕生会、エンジョイ親子あそび、工作タイム、つくってあそぼう、おはなし会、おまぎカフェ、ひだまり文庫
	その他	育児相談、発育相談、歯みがき指導、栄養指導、プチタイム、食育のおはなし、応急手当講習会、じゃがいも栽培

【21】放課後児童クラブ

1 指定管理（令和元年度～令和5年度）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 宮前放課後児童クラブ | (32) 大東放課後児童クラブ |
| (2) 七里放課後児童クラブ | (33) 大谷口放課後児童クラブ |
| (3) 佐知川放課後児童クラブ | (34) 道祖土放課後児童クラブ |
| (4) 東大宮放課後児童クラブ | (35) 高砂放課後児童クラブ |
| (5) 岸町放課後児童クラブ | (36) 大谷場東放課後児童クラブ |
| (6) 神田放課後児童クラブ | (37) 浦和大里放課後児童クラブ |
| (7) 大砂土放課後児童クラブ | (38) 与野八幡放課後児童クラブ |
| (8) 谷田放課後児童クラブ | (39) 鈴谷放課後児童クラブ |
| (9) 常盤放課後児童クラブ | (40) 大戸放課後児童クラブ |
| (10) 大谷場放課後児童クラブ | (41) 与野本町放課後児童クラブ |
| (11) 西浦和放課後児童クラブ | (42) 与野西北放課後児童クラブ |
| (12) 大久保東放課後児童クラブ | (43) 下落合放課後児童クラブ |
| (13) 三室放課後児童クラブ | (44) 上落合放課後児童クラブ |
| (14) 上木崎放課後児童クラブ | (45) 栄放課後児童クラブ |
| (15) 中尾放課後児童クラブ | (46) 大久保放課後児童クラブ |
| (16) 土合放課後児童クラブ | (47) 中島放課後児童クラブ |
| (17) 仲町放課後児童クラブ | (48) 植水第二放課後児童クラブ |
| (18) 南浦和放課後児童クラブ | (49) 城北放課後児童クラブ |
| (19) 沼影放課後児童クラブ | (50) 太田放課後児童クラブ |
| (20) 栄和放課後児童クラブ | (51) 西原放課後児童クラブ |
| (21) 辻放課後児童クラブ | (52) 城南放課後児童クラブ |
| (22) 北浦和放課後児童クラブ | (53) 岩槻放課後児童クラブ |
| (23) 木崎放課後児童クラブ | (54) 慈恩寺放課後児童クラブ |
| (24) 善前放課後児童クラブ | (55) 東岩槻放課後児童クラブ |
| (25) 田島放課後児童クラブ | (56) 和土放課後児童クラブ |
| (26) 原山放課後児童クラブ | (57) 徳力放課後児童クラブ |
| (27) 大牧放課後児童クラブ | (58) 柏崎放課後児童クラブ |
| (28) 本太放課後児童クラブ | (59) 上里放課後児童クラブ |
| (29) 大門放課後児童クラブ | (60) 新和放課後児童クラブ |
| (30) 新開放課後児童クラブ | (61) 東宮下放課後児童クラブ |
| (31) 針ヶ谷放課後児童クラブ | (62) 野田放課後児童クラブ |

以下の放課後児童クラブは、児童センターに併設

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (63) 三橋放課後児童クラブ | (69) 海老沼放課後児童クラブ（片柳児童センター） |
| (64) 植竹放課後児童クラブ | (70) 春野放課後児童クラブ |
| (65) 天沼放課後児童クラブ | (71) 馬宮放課後児童クラブ |
| (66) 宮原放課後児童クラブ | (72) 文蔵放課後児童クラブ |
| (67) 植水放課後児童クラブ | (73) 浦和別所放課後児童クラブ |
| (68) 本郷放課後児童クラブ | (74) 与野南放課後児童クラブ（大戸児童センター） |

2 自主運営

放課後児童クラブ早朝時間外利用

3 施設の基本理念

<全クラブ共通>

基本理念	「共に育ち、共に育て、笑顔あふれる放課後児童クラブ」を目指します。
基本目標	子どもの健やかな育成
	保護者の子育て支援
	子どもが生き生きと育つ環境づくり

4 今年度の重点取組項目

職員の人権感覚、人権擁護への意識向上のため、放課後児童クラブが担うべき業務や働きを再確認し、基本目標を念頭に置いた支援を目指す。そのために「放課後児童クラブ運営指針」を活用した研修等の取組を行う。

5 具体的計画

(1) 子どもの最善の利益を守る支援

放課後児童クラブの職員は子どもの権利について十分理解し、「子どもの最善の利益」を守ることができるよう、子ども自身の考えや気持ちを尊重した支援を行う。

(2) 一人ひとりを大切に作る支援

放課後児童クラブでは、子ども一人ひとりを大切にし、一人ひとりの子どもの発達に応じ長期的、継続的な視点で支援を行う。

(3) 子どもの自己肯定感を高める支援

放課後児童クラブでは、「子どもの生きる力」を育むために、遊びや体験を通して、子どもたちの自己肯定感を高めるために支援を行う。

(4) 子どもが安全に楽しく過ごせる支援

放課後児童クラブは、放課後の子どもたちの居場所のひとつであるため、子どもたちにとって安心して過ごせる居場所づくりに努めるとともに、保護者が子どもを預けながら安心して仕事ができるように支援する。

(5) 保護者を支える支援

仕事と子育てを両立する保護者が、自らの温かな心で子育てすることができるよう支援する。保護者とクラブが連携・協働して子どもを育てる力を養い、子どもの成長を共に見守り喜びを共有できることを目指す。

(6) 地域及び関係機関との連携

地域社会の中での子どもたちが安全・安心に育まれるよう地域との連携を進め、地域の中でも子どもたちの成長を見守ることのできる体制づくりを行う。

6 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 「放課後児童クラブ危機管理マニュアル」に準じ、食中毒や感染症を予防するため、日常清掃を通じて台所用品、冷蔵庫内、食器類、ふきん、設備や備品等の消毒を実施し衛生管理を徹底する。
- ② 子どもが手洗いやうがい、身体・衣服の汚れへの対応等を日常的に行うなど清潔を保つための生活習慣を身に付けられるよう援助し、マスク着用や手指消毒や検温の実施など子どもと共に日常の衛生管理に努める。

- ③ おやつは材料の選定や保管時の温度管理に加え、手洗い・爪切り・手指消毒、複数名での賞味期限及びアレルギーの確認、腸内細菌検査を実施することで、安全で安心できるおやつを提供する。
- ④ 『新型コロナウイルス感染症に対応したさいたま市立放課後児童クラブ活動実施マニュアル「新しい生活様式」』に則り、子どもと共に対策を徹底する。
- ⑤ 『新型コロナウイルスへの感染（そのおそれがある場合を含む。）者発生時の初期対応フロー』に従い、感染拡大を防止する。

(2) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハット(事件・事故)報告書を作成し、集計、統計をとるとともに、職員間で共有し対策を講じることで同様の事故の未然防止に努める。
- ② 軽微なけがや体調不良、物損事故など、業務中に発生又は確認されたことを業務日誌等に記録し、検証を行う。
- ③ 事故発生時には「危機管理マニュアル」に基づき、迅速な対応を徹底するとともに、万が一、重篤なケガや急病が発生した場合には、さいたま市の所管課や保健所等関係機関と連携し速やかに対応するとともに原因の究明および再発防止策を講じる。

(3) 防犯対策

- ① 不審者対策として、事件・事故の発生を想定して訓練を行う。訓練では職員や大人が子どもを守ることはもとより、子ども自身に身を守るための手立てを学んでもらい、緊急時に適切な行動ができるよう取り組む。
- ② 警察や消防、行政などの期間に協力していただき、防犯教室や非行防止教室などを実施する。

(4) 個人情報管理

- ① 「個人情報保護法」および「個人情報保護条例」を遵守し、法人が定める「個人情報に関する基本方針」に基づいて適切に対応する。
- ② 「個人情報保護規程」を施設の目につきやすい場所に掲示し、その仕組みや考え方を利用者に周知していく。
- ③ 職員は業務上知り得た「個人情報」「さいたま市、関係団体及び契約先に関する秘密情報」、「当法人経営上の秘密情報」等を在職中はもとより、退職後も第三者に故意または過失により開示、提供若しくは漏洩し、又は自ら使用することのないよう「誓約書」を法人へ提出することとする。

(5) 災害対策

- ① 毎月1回は子どもが参加して避難訓練等を実施する。
- ② 火災・地震・竜巻・落雷等の発生を想定して訓練を繰り返し行う。訓練では職員や大人が子どもを守ることはもとより、子ども自身に身を守るための手立てを学んでもらい、緊急時に適切な行動ができるよう取り組む。

(6) 施設維持管理

- ① 利用者に安全で快適な環境を提供するため、「サービス(業務)マニュアル」に基づいた自主点検、定期点検、法定点検等のほか、環境整備、備品・遊具等の保守点検を実施し、安定的な施設管理に努める。
- ② 鍵の管理においては、「鍵保有状況表」を作成し、施設内にあるすべての鍵について所在、個数を明記し、保管管理する。

7 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映させる取組

- ① 苦情・要望・「みなさまの声」に対する迅速で適切な対応を行う。
- ② 利用者アンケートや保護者懇談会等を通して、利用者のニーズを把握し改善につなげる。

(2) 地域関係機関との連携

- ① 子どもの生活の連続性を保障するために、学校と情報交換や情報共有を行う。
- ② 子どもの生活について地域の協力が得られるように、各区役所支援課をはじめ、保育所や幼稚園、自治会や民生委員、児童相談所や警察などの関係機関と情報交換や情報共有を行う。
- ③ 行事やイベントの実施や参加のため、近隣の福祉施設等との相互交流を行う。

(3) 専門性の向上

- ① クラブ長会議、ブロック別連絡会議の開催
- ② 事業団事務局及び研修委員会で企画する研修の他、次の研修に参加する。
 - ア 外部派遣研修
県及び市主催の研修
 - イ 事務局児童課が主催する研修
クラブ長向け、支援員向け、補助員向け、初任者向け、併設クラブ向け、障害児・危機管理等児童の支援に必要な研修
 - ウ 職場内研修を各クラブにおいて実施
- ③ 人権感覚自己チェックシートの記入や研修により、職員の人権擁護意識の向上
- ④ 事業責任者による職員へのスーパービジョンの実施
- ⑤ 放課後児童クラブ専門研究部会の開催

【22】大宮ふれあい福祉センター

1 指定管理期間

令和2年度～令和6年度

2 施設の基本理念

基本理念	「市民相互の理解と交流を深めることができる、福祉活動の拠点」を目指します。
基本方針	福祉活動の拠点としての機能を高めます。
	市民・福祉団体の交流を支援します。
	すべての市民に分かりやすい福祉関係情報の発信に努めます。
	福祉施設と地域の住民の交流を促進します。

3 今年度の重点取組項目

マニュアルの見直しと併せて職員研修を行い、市民からの困りごと相談や問合せに対して丁寧に対応し、適切な機関等を紹介できるようにする。

4 具体的計画

地域における福祉活動の拠点として、福祉団体及び市民に対し福祉活動の場を提供するとともに、市民相互の交流を促進し、障害者、高齢者等をはじめ市民の福祉の増進を図る。

また、福祉センターをさらに広く市民に活用いただける施設とするため、センター主催事業を開催するとともに、センターでイベントや行事を実施している団体等を積極的にバックアップしていく。

(1) 福祉活動の拠点としての機能の向上

安全・安心な施設づくりのための設備・備品等の日常点検の実施や、利便性の向上のための利用者からのご意見の活用等を行う。

(2) 市民・福祉団体の交流の支援

- ① 情報交換の場の設置、福祉活動体験事業等の新規事業について検討・実施する。
- ② 継続して開催している利用者懇談会において、利用団体等のご意見を伺い、運営に反映させる。

(3) すべての市民に分かりやすい福祉情報の発信

関係団体の機関誌、福祉施設広報、福祉関係のイベント案内等をロビー等に設置する。また、事業団 WEB サイトを活用した行事の PR、相談窓口の設置を前提とした対応マニュアルを作成する。

(4) 福祉施設と地域住民の交流の促進

利用者懇談会や利用者アンケート、みなさまの声を活用し、利用者ニーズの把握に努めるとともに、利用者のニーズにあった新規事業について検討・実施する。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 健康管理、感染対策等に関するポスターの掲示等を行う。
- ② 感染防止キットを使用した訓練を実施し、施設内で嘔吐等をされた場合の対応を強化する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策として、ロビーの椅子・テーブルを減らすなどの対応を継続

するとともに、各所への手指消毒液の設置や定時による換気、貸出し時に利用者へ協力の依頼や注意喚起を行うなど、感染拡大防止に努める。

(2) 事故防止対策

- ① 「福祉センター安全管理点検項目」に基づく日常点検及び月次点検を実施する。
- ② ヒヤリ・ハットや業務日誌等を活用し、危険箇所の点検・改善を図る。
- ③ 「普通救命講習Ⅰ」について、新入職員及び受講後5年を経過した職員を受講させ、緊急事態に適切に対応できる職員を育成する。

(3) 防犯対策

不審者対策として、護身用具を整備し、必要に応じて使用訓練等を行う。

(4) 個人情報管理

- ① 個人情報保護・情報セキュリティに関する研修に参加し、個人情報の取り扱い等の共通理解を高める。
- ② 情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティチェックリストを使用し、情報管理に関する自主点検を年1回以上実施する。

(5) 災害対策

- ① 火災・地震等の発生時を想定した避難訓練を実施する。（年2回）
- ② 事業継続計画（BCP）に基づく職員研修や訓練を実施する。（年1回）
- ③ 事業継続計画（BCP）に基づき、適切な量の非常用備蓄品の整備・入替を行う。
- ④ 指定避難所の要配慮者優先避難所として、さいたま市の避難所設置に協力する。

(6) 施設維持管理

- ① 利用者の安全を確保するため机・椅子の点検を行い、適宜入替を行う。
- ② 3年に1回の点検である「連結送水管保守点検」を行い、不良箇所の早期発見に努める。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映させる取組

- ① アンケートの実施・活用・結果の周知
利用後の点検表の備考欄、主催事業実施後及び年1回の法人全体の利用者アンケートを実施し、利用者のご意見を運営に活用するとともに、結果の周知を図る。
- ② 利用者懇談会の実施
事務所設置団体及び利用団体から、センターの運営に関する意見をうかがう。
いただいた意見をセンター内で検討・協議して、サービスの向上につなげる。
- ③ みなさまの声の投書箱の活用
利用団体や個人でロビーに立ち寄られた方からもご意見をいただけるように、投書箱を設置する。いただいた意見に対しては、回答を作成し館内に掲示する。

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 地域を対象とした事業を実施し、住民の方々との相互の交流・連携・協働が築けるよう交流事業を行う。
- ② 福祉関係機関のみならず地域の博物館・公民館等の地域人材・社会資源を積極的に活用・連携を図る。

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、次の研修に参加する。

- ① 外部派遣研修（さいたま市、全社協、県社協、市社協等）
普通救命講習Ⅰ、感染症対策研修、人権擁護研修等へ参加する。
- ② 職場研修
外部研修、事業団主催研修等の伝達研修を開催する。

7 年間行事等

開催月	行事名
6 月	利用者懇談会、自主避難訓練
7 月	「ふれあいパーク」（共催）
10 月	公益財団法人さいたま市文化振興事業団アウトリーチ事業「ふれあい寄席」（共催）
12 月	土手町1丁目自治会共催事業「合同防災訓練」
不定期	事業団アート作品展「スマイル・プラス」一部展示（障害者アートの作品展示等）

